

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第45号
2010.12

目次

巻頭言

「法整備支援の醍醐味」

法務総合研究所・国際協力部長 山下 輝年…… 1

特集

アジア監査制度セミナー

～躍進するアジアの会社と監査制度～ (2010. 8. 30開催)

国際協力部教官 松原 禎夫…… 6

報告「中国における監査制度の概要」

大成律師事務所上海事務所律師 (弁護士)

方 新…… 15

報告「香港における監査制度の概要」

Hastings & Co., Solicitors & Notaries 弁護士

Antony Wong…… 25

報告「韓国の監査制度」 建国大学校法科専門大学院教授

権 鐘浩…… 34

報告「ベトナムにおける監査制度の概要」

ハノイ国家大学法学部専任講師 Nguyen Thi Lan Huong…… 41

質疑応答 …………… 48

総括 …………… 神戸大学大学院法学研究科教授 近藤 光男…… 54

資料 …………… 57

国際研修

中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」

国際協力部教官 江藤美紀音…… 127

ネパール国別研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」

国際協力部教官 森永 太郎…… 138

東ティモール法案作成能力向上研修

国際協力部教官 松原 禎夫…… 142

ネパール国別研修「民法及び関連法セミナー」

国際協力部教官 森永 太郎…… 147

国際研究

ベトナム判決書マニュアル作成支援

弁護士 井関 正裕…… 151

国際協力の現場から

モンゴル・調停制度強化プロジェクト

JICA長期専門家・弁護士 岡 英男…… 209

～ 巻頭言 ～



法整備支援の醍醐味

法務総合研究所・国際協力部長

山下 輝 年

再びの法整備支援

2004年4月に国際協力部を去って6年と4か月。2010年8月10日、今度は国際協力部長として法整備支援に携わることになった。この間、検察官として、はたまた内閣官房参事官・審議官として、様々な部署で勤務してきたものの、法整備支援と全く縁が切れたわけではなかった。毎年の恒例行事である法整備支援連絡会には、可能な限り大阪で、あるいはビデオリンクの東京会場で顔を出すようにし、名古屋大学や早稲田大学で関連のシンポジウムがあると聞けば、それにも出席してきた。「国際会議では出席しただけでは参加したとは認められない。発言して初めて出席が認知される」という考えのもと、顔を出せば必ず発言する。そのためか、名古屋大学・早稲田大学・中央大学など、法整備支援や司法の話をしてほしいと頼まれたりもした。

そのようなときの私の話はおよそ7年前の経験が基になるのであるが、この7年間に確実に進展したことがある。それは、法整備支援という国際協力に携わりたいという若い人が出てくるようになったことである。関係者の皆さんが、日本側の人材育成をも意識していろいろなプログラムを実施してきた成果であろう。

ところで、私は、法務省の国連アジア極東犯罪防止研修所での刑事司法分野の国際協力と、民商事法中心の法整備支援という国際協力の両方に携わった最初の教官である。そして、6代目国際協力部長であるが、国際協力部教官の経験者という意味では初めての部長でもある。これが私のセールスポイントだと思っている。そこで、この機会に改めて法整備支援の醍醐味を伝えたいのだが、経験者である以上、抽象的に述べるのではなく、具体例を用いて述べるべきであろうと思うので、いささか細かい話になるが、御容赦願いたい。

その醍醐味を比喻で

若い人に法整備支援の話をするときに最近持ち出す題材がある。法律の話ばかりだと飽きられるし、全く縁のない国際の話をしていても実感が湧かないであろうから、法律とは無縁のネタを挟むに限る。その題材は「ダルマさんがころんだ」である。だれしも子供の頃に遊んだ経験があるから、遊びの内容を知っているという共通基盤があるので便利だ。そこへ疑問を

投げかけるのである。

「遊びの中でだれも転んでいないのに、何故こういうネーミングになるのか不思議に思わないか？」(皆が今まで考えたこともないという反応をする。)

「全く同じ遊びなのに、大阪や関西では“坊さんが屁をこいた”と言う」(これは聞いたことがある、という反応がある。)

「実は、私の郷里の鹿児島では、全く同じ遊びで“インド人のくろんぼ”と言っていた」(そのような人種差別に受け取られる表現は信じられないという反応になる。)

そして次のように続ける。

「そもそも遊びではだれも転んでいないから“ころんだ”は日本語ではないのではないかと発想すべきである」

このような疑問を持てば、そこから探求が始まる。実は、韓国・朝鮮語で「コロオンダ」というのがあり、これは「歩いてくる」という意味があるという(藤村由加「人麻呂の暗号」新潮文庫18頁参照)。「歩く」は韓国語で「コッタ」とも言う。なるほど達磨は座禅を組んで不動でなければならず、歩いたりしたら違反である。違反であればこそ鬼に捕まるのは、これまた道理である。ここに「ダルマさんがころんだ」の遊び方と名前が一致した。ここからは私独自の考えだが、達磨は禅僧(坊さん)であり、もともとインド出身である。ということは、三つの主語は完全に一致することになる。そして、「こいた」は「コッタ」と似ており、「くろんぼ」は「コロオンダ」そして「ころんだ」の音韻変化の範囲内であろう。述語まで一致する。分からないのは関西表現の「屁を」だけであるが、大筋においてその共通性に問題はない。(もっとも、これは独自説であるから、読者は自ら検証されたい。)

この例が意味するところは、今、目の前にある表現だけでは全く別のものとは見えないものが、実は、その根源で同一のものとして繋がっている。これとは逆に表面は同じでも、その意味するところや背景が全く異なる場合もあろう。

実は、法整備支援に携わっていると、こういう経験の連続である。自分で疑問を持ち、自分で調べ、自分で考え、自分なりの結論に辿り着く。その発見には、心が躍るほどの魅力がある。もちろん、その過程では、日本の法律家、支援対象国の専門家との対話があり、そういう協働作業を経て辿り着く。相手のためにもなるのはもちろん、自分のためにもなる。これが法整備支援の醍醐味であると思っている。だからこそ、手を変え品を変え、これを繰り返して主張したいのである(ちなみに、拙稿「法整備支援がもたらすもの」法律時報2010年1月号参照)。

目に見えない成果の一端

しかし、法整備支援による成果は一朝一夕どころか、数年単位であってもなかなか現れるものではない。その一例を挙げてみよう。部長として着任後の僅か2週間後に次の依頼が舞い込んだ。

- 在ハノイ国連開発計画(UNDP)事務所の担当者からの依頼である。

- ベトナムの経済事件で、最高人民法院の監督審判決（最終審）が出たが、被告が納得せず、国会の法務委員会に陳情した事件がある。
- 国会法務委員会が最高人民法院の判断が誤りだと公表し、最高人民法院も誤りを認めたという。
- 国会には国家機関（司法を含む）を監督する権限があるが、現行法上は誤った判決を是正する規定がなく、国会法務委員会は監督審の判断を覆すとか是正する法制度が必要だと主張している。検察官の民事事件への立会いについて再び問題にしている。
- それが国家主席に伝わり、国家主席が共産党の司法委員会に慎重に検討するように伝え、共産党司法委員会からUNDPに相談が来たとのこと。
- UNDPはこの関係でセミナーを2週間後に開くが、英米の専門家のほか、日本からも参加してほしい。ベトナム側も日本の参加を望んでいる。

この監督審の問題や検察官の民事事件への関与、国会への陳情の件は、司法の独立や確定裁判の法的安定性を害するという点で、それこそベトナム法整備支援が始まった十数年前から、ベトナム司法関係者に説明を繰り返してきたことである。そう考えると「十年一日の如し」ではないかと思われそうである。しかし、ベトナム司法関係者とは幾度も意見交換してきたが、国会や共産党を直接には対象としてはいない。むしろ、以前であれば、国会が確定判決を覆したかもしれないが、UNDPに相談してきただけでも進歩であると評価することができる。何よりも、ベトナム側の要望を前提に、在ハノイUNDP担当者が日本の法律専門家に参加してほしいと依頼してきたという事実には、感慨深いものがある。

例えば、森島昭夫名古屋大学名誉教授の尽力を契機に、1996年にJICA長期専門家（弁護士）が派遣された当時は、「毎日出仕するに及ばず」と言われ、あるいは法改正の動向は国家機密であると言われた時代がある（新美育文著「ODA＝法整備支援の一斑 ～ベトナムとカンボジアでの経緯～」時の法令で連載を参照）。そこから年数を重ねること15年。日本のベトナム法整備支援は、途切れることなく続き、長期専門家も法曹三者の3名体制になってから11年を数える。それまでに培った人的関係と信頼関係があればこそ、ベトナムも在ハノイUNDP担当者も日本の法律専門家を無視できない、いや頼りにするようになった。ベトナム法整備支援における日本の存在感を如実に表していると言えよう。もちろん、こういう事実や実績は、法整備支援の成果としては評価されないであろう。それでは良くないと思うのだが、どうであろうか。

醍醐味は尽きず

UNDPの依頼は余りにも急なため、断ることは簡単であり、断っても非難はされないであろう。しかし、何事にも用意周到な日本社会ならともかく、この種の国際関係ではそう珍しい出来事ではない。この依頼は、当部の教官が長期専門家時代に築いた信頼関係によるところでもあり、これを更に高めなければならない。応じる以外に選択肢はない。着任後ひと月もしない時点で、ハノイのセミナーで発表することになった。

そのお陰で、ここでもまた「疑問を持つこと」ができた。

実は、ベトナム監督審制度はcassationと英訳されるようにフランス破毀院の制度に起源がある。検察官の民事事件への立会いもフランスにある。日本の刑事訴訟法の非常上告制度は、この破毀院に起源があり、被告人に利益になる場合を除いて当事者に影響を及ぼさない。同じ席でイギリス法の専門家が、イギリスでも刑事事件のみ確定判決の誤りを是正する制度があると述べたため、民事訴訟法に同様の制度がないのは何故かという疑問が生じるのは当然であろう。単に日本の刑事訴訟法の前身「治罪法」(1880年)がフランス制度に倣ったが(ボアソナード起草)、民事訴訟法は遅れて1890年に制定され、そのときにはドイツ制度に倣ったからにすぎないのかもしれない(こういう歴史の偶然は、例えばインドネシアにもある。インドネシアに通常裁判所のほかに行政裁判所があるのに商事裁判所がないのは、宗主国オランダが大陸法とは言っても、オランダに商事裁判所がなかったからにすぎない)。そこで調べてみると、ドイツは、フランス法の影響を大きく受けながら、破毀審の制度と検察官の民事事件立会の二つは継承しなかったが、後者はナチス時代に一時導入されたということである(三ヶ月章著「民事訴訟法研究第4巻」有斐閣を参照)。では、ドイツは何故に採用しなかったのでしょうか。更に探求したくなり、いずれドイツ法の専門家に確かめてみたいところである。

一方で、ベトナムの発想では、刑事事件であろうが民事事件であろうが、誤った判決は是正されるべきで、国家機関(人民法院)の誤りにより権利を侵害された当事者の救済がなされて当然(つまり当事者に影響する)と考えている。「誤りがある判決」というが、だれがそれを誤りと決めるのか、だれが判断できる権限があるのか、と問い返しても、反応は芳しくない。

議論の流れからすると、ベトナム側は、次のように考えているようであった。

- 国家の誤り(裁判の誤りを含む)が発生したら個人救済が第一である。
- 国家の誤りをなくすには検察院が民事訴訟にも立ち会って監督する方がよい。
- 監督審申立期間が決まっていると、その期限を徒過したという誤りが発生するので、当事者の申立期間はそのままにし、検察院の長などによる申立ての期限の制限は撤廃したい。

イギリスも日本も、刑事事件で非常上告に期限の制限がないことにベトナム側が着目し、刑事民事を問わずにその点だけ採用しようとしていると思える言動である。今後、これにどう対応するかも考えなければならない。日本の法律を解釈適用しているだけでは味わえない面白さが、そこにある。そうは思わないだろうか。

冒頭でも述べたように、細かい話になったのは、法整備支援に携わることはどういうことかを具体的に実感してもらいたいからである。そして、最近では、短期間で定量的な指標や具体的な成果を求められる傾向があるが、なかなかそうはいかず、遅々として進まないのも事実である。その難しさはあるが、それでもなお、その醍醐味を味わってほしい。

(追記)

校了間際に、法整備支援の良き理解者である三ヶ月章法学博士の訃報に接した。疑問があると、三ヶ月博士の「法学入門」「民事訴訟法研究」「司法評論」等を手にする私にとっては、大きな寂しさを禁じえない。ご冥福をお祈りします。

～ 特集 ～

アジア監査制度セミナー ～躍進するアジアの会社と監査制度～ (2010年8月30日開催)

国際協力部教官

松原 禎夫

1 はじめに

法務総合研究所では、2009年度から、財団法人国際民商事法センターとともに、「アジア・太平洋監査制度研究会」を発足させ、アジア・太平洋地域における監査制度・実務についての比較研究を行っている。

その研究活動の一環として、2010年8月30日（月）に、中国、香港、韓国及びベトナムから企業法制の専門家を招へいし、法務総合研究所国際協力部「国際会議室」（大阪中之島合同庁舎）において、「アジア監査制度セミナー～躍進するアジアの会社と監査制度～」(主催：法務総合研究所，財団法人国際民商事法センター，後援：独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO），社団法人日本監査役協会関西支部)を開催した。

本稿では、「アジア・太平洋監査制度研究会」（以下「本研究会」という。）の発足に至る経緯と、「アジア監査制度セミナー」（以下「本セミナー」という。）の内容について紹介する。

2 法務総合研究所によるアジア・太平洋地域の法制比較研究活動について

法務総合研究所では、1996年度から、財団法人国際民商事法センターとともに、民商事法分野における専門家の御協力をいただき、アジア・太平洋地域の民商事法分野における法制比較のための研究活動を行ってきた。

過去の研究テーマは、①倒産法制、②企業倒産と担保法、③ADR、④知的財産権、⑤国際会社法、⑥株主代表訴訟であった。

そして、研究活動の発表のため、過去6回にわたり大阪でシンポジウムを開催し、アジア・太平洋地域から専門家を招へいし、日本の専門家を交えた上で、各国又は地域の法制の現状、実務上の問題点及び今後の方向について意見を交わし、その成果を公表してきたところである。^{*1}

3 本研究会及び本セミナーについて

グローバル化の進展とともに、日本企業にはグローバル・スタンダードに対応したコーポレート・ガバナンスの実現が求められている。このコーポレート・ガバナンスの実現のための手段として、株主代表訴訟等の外部統制のほか、内部統制の仕組みが重要である。その役割を果たす我が国の監査制度は、企業の不祥事発覚に対応する形で、監査役の地位・権限の強化など様々な改正が重ねられてその充実・強化が図られてきた。

一方、コーポレート・ガバナンスの在り方については、1990年代に、OECD（経済協力開発機構）が、先進国のみならず途上国を含めたコーポレート・ガバナンスの在り方を議論し始めたことなどにより、最近アジア地域においても議論されるようになってきている。

また、アジア地域における目覚ましい経済発展の中で、アジアの会社も躍進を続けているところ、日本企業の進出先としても、ますます重要になりつつあるアジア各国における監査制度の内容を把握することは実務的に有益であると考えられるし、その沿革と実情を知ることが、比較法研究の観点からも意義がある。

このような状況を踏まえ、法務総合研究所は、財団法人国際民商事法センターとともに、2009年度から、本研究会を発足させた。

本研究会の構成は、次のとおりである。^{*2}

近藤 光男（座長・神戸大学大学院法学研究科教授）

片木 晴彦（広島大学大学院法務研究科教授・弁護士）

川口 恭弘（同志社大学大学院法学研究科教授）

北村 雅史（京都大学大学院法学研究科教授）

中東 正文（名古屋大学大学院法学研究科教授）

池田 裕彦（弁護士法人大江橋法律事務所弁護士）

井上 浩一（あずさ監査法人公認会計士）

森川 茂（住友商事株式会社法務部長付・ニューヨーク州弁護士）

^{*1} 研究成果物は、「アジア・太平洋諸国における倒産法制 アジア・太平洋比較法制シリーズ1」（商事法務）、「アジア・太平洋諸国における企業倒産と担保法 アジア・太平洋比較法制シリーズ2」（商事法務）、「アジア・太平洋諸国におけるADR アジア・太平洋比較法制シリーズ3」（別冊NBL No.75）、「アジア諸国における知的財産権の行使（エンフォースメント） アジア・太平洋比較法制シリーズ4」（別冊NBL No.109）、「アジア諸国における国際的M&Aの展望 アジア・太平洋比較法制シリーズ5」（別冊NBL No.117）、「アジアにおける株主代表訴訟制度の実情と株主保護」（商事法務）として発刊している。

^{*2} 国際協力部長及び国際協力部担当教官も委員として参加している。また、各種資料の翻訳等につき、弁護士法人大江橋法律事務所パラリーガル渡邊彰子氏に御助力をいただいているほか、本研究会の議事録作成作業について、藤林大地氏（同志社大学大学院）、永江亘氏（神戸大学大学院）の御協力をいただいている。

本研究会は、アジア・太平洋地域を対象に、監査の制度・実務について比較法的に調査研究し、各国及び地域の監査制度の仕組み、特徴、運用状況、問題点等を明らかにして、監査制度の研究を通じたアジア・太平洋地域におけるコーポレート・ガバナンス研究の発展に貢献することを目的としている。

本研究会では、アジア・太平洋地域の中から中国、香港、韓国及びベトナムを研究対象地域として選択した上で、各国及び地域の監査制度の仕組みや実情等を中心として研究を進めており、内外の専門家と意見交換するなどしながら研究活動を続けてきた。

そして、この度、研究対象地域の企業法制的専門家を招へいし、日本における企業法制的専門家を交えた上で、更に議論を深める目的で、本セミナーを開催することとした。

本セミナー当日は、企業法務担当者、研究者、弁護士、公認会計士、大学院生等、約90名の参加をいただき、質疑応答も活発に行われた。

本セミナーでは、海外招へい者の発表に引き続き、日本の専門家によるコメントがあり、その後、質疑応答、総括が行われた。

参加者のアンケートを見ると、「海外事情を知る良い機会となった。」、「各国の制度を知り、日本の特性を認識できる良い機会になった。」、「近年、各企業は、アジア各国との関係を深め、その重要性は増している。今回のようなアジアの会社機能に関する情報は貴重なので、その機会を増やしてほしい。」などという御意見を頂いており、本セミナーは、一定の成果を収めたものと思われる。

以下、本誌において、本セミナーのプログラム、講演録及び参考資料を掲載し、本セミナーの内容を紹介することとしたい。

4 終わりに

本研究会では、今後、研究対象地域において現地調査を実施した上で、研究活動の総括として、2011年度に、「アジア監査制度シンポジウム」（仮称）を開催し、その研究成果を発表する予定である。

本研究会の更なる研究成果の発表に御期待をいただきたい。

最後に、本セミナーの開催に御協力いただいた皆様に、深くお礼申し上げます。

アジア監査制度セミナー

～躍進するアジアの会社と監査制度～

日 時 2010年8月30日(月)13:30～17:40

会 場 法務総合研究所国際協力部「国際会議室」

(大阪中之島合同庁舎2階)

〒553-0003 大阪市福島区福島1丁目1番60号

TEL 06-4796-2153,2154(代表)

FAX 06-4796-2157

主 催 法務省法務総合研究所

財団法人国際民商事法センター

後 援 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)

社団法人日本監査役協会関西支部



プログラム

13:00 開場・受付開始

13:30～13:40 主催者あいさつ

法務省法務総合研究所長 麻生 光洋
財団法人国際民商事法センター理事長 原田 明夫

13:40～16:40 海外招へい者による発表

「～躍進するアジアの会社と監査制度～」

13:40～14:10 「中国における監査制度の概要」

大成律師事務所上海事務所律師(弁護士) 方 新

14:10～14:20 日本側コメント

同志社大学大学院法学研究科教授 川口 恭弘

14:20～14:50 「香港における監査制度の概要」

Hastings & Co., Solicitors & Notaries 弁護士 Antony Wong

14:50～15:00 日本側コメント

名古屋大学大学院法学研究科教授 中東 正文

15:00～15:20 休 憩

15:20～15:50 「韓国の監査制度」

建国大学校法科専門大学院教授 権 鐘浩

15:50～16:00 日本側コメント

京都大学大学院法学研究科教授 北村 雅史

16:00～16:30 「ベトナムにおける監査制度の概要」

ハノイ国家大学法学部専任講師 Nguyen Thi Lan Huong

16:30～16:40 日本側コメント

広島大学大学院法務研究科教授, 弁護士 片木 晴彦

16:40～17:00 休 憩

17:00～17:30 質疑応答

進行: 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士 池田 裕彦

17:30～17:40 総 括

神戸大学大学院法学研究科教授 近藤 光男

17:40 閉 会

アジア監査制度セミナー ～躍進するアジアの会社と監査制度～
招聘者の略歴



中国

方 新 (Fang Xin)

大成律師事務所上海事務所律師 (弁護士)

中国人民大学法学部卒業
中国人民大学大学院民法専攻卒業
北京市融商律師事務所開設
高橋・大谷法律事務所勤務
三宅合同法律事務所勤務
中倫律師事務所上海事務所勤務



香港

Antony Wong

ヘイスティングス法律事務所パートナー弁護士

英国レディング大学卒業
ヘイスティングス法律事務所勤務
ノア・コーポレーション・アジア会社最高経営責任者
チャン・ウオン・アンド・ラム弁護士事務所コンサルタント
ノア企業グループ法人法律顧問



韓国

権 鍾浩 (Kwon Jong Ho)

建国大学校法科専門大学院教授

建国大学校法科大学法学科卒業
東京大学法学修士・博士課程修了
東大ビジネス・ロー・センター客員助教授
日本大蔵省財政金融研究所実務研究員
韓国証券取引所規律委員会委員
韓国法務部商法改訂特別委員会委員
韓国商社法学会理事



ベトナム

Nguyen Thi Lan Huong

ハノイ国家大学法学部専任講師

ハノイ国家大学法学部卒業
早稲田大学法学研究科修士号取得
東京大学人文社会研究科博士号取得

お知らせ

アジア監査制度シンポジウム(仮称)を
2011年に開催予定
皆様の御参加をお待ちしております。



アジア監査制度セミナー ～躍進するアジアの会社と監査制度～ 講演録

2010年8月30日（月）

午後1時30分～午後5時40分

開会

【司会（松原）】 それでは皆様、大変長らくお待たせいたしました。

ただいまより、法務省法務総合研究所、財団法人国際民商事法センター主催、日本貿易振興機構（JETRO）、社団法人日本監査役協会関西支部後援による「アジア監査制度セミナー～躍進するアジアの会社と監査制度～」を開催いたします。

私は、法務総合研究所国際協力部の松原と申します。本日は、本セミナーの進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、主催者側からあいさつをさせていただきます。

本日、法務省法務総合研究所長の麻生光洋が東京から参りましてあいさつさせていただきます予定でしたが、所用がございまして、法務省法務総合研究所総務企画部長の北原一夫が代読させていただきます。北原部長、よろしくお願いいたします。

法務総合研究所長あいさつ 麻生光洋（代読 北原 一夫）

【北原】 ただいま御紹介にあずかりました、法務総合研究所総務企画部長の北原でございます。

それでは、麻生所長のあいさつを代読させていただきます。

御来場の皆様、本日は、アジア監査制度セミナーに御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

法務総合研究所では、1994年から民商事法分野についての法整備支援活動を開始し、独立行政法人国際協力機構（JICA）、財団法人国際民商事法センターを始めとして、学界、法曹界や経済界等各界の皆様の御協力を頂きながら、法の支配の確立や市場経済化の推進を目指すアジアの国々に対して、立法支援や人材育成支援などの活動を行ってまいりました。

当所は、こうした法整備支援活動とともに、アジア地域の法制度の調査研究も重要であると考えており、これまで各分野における第一線で御活躍されている法律専門家の方々に調査研究への御協力を依頼し、その成果について、セミナーやシンポジウムの開催、あるいは出版という形で広く公表することに努めております。

本日のセミナーは、2009年から3年間の計画で、神戸大学大学院法学研究科の近藤光男教授を始めとする企業法制の専門家をメンバーとする、アジア・太平洋監査制度研究会にお願いしている研究活動の一環として開催するものです。

現在、グローバリゼーションの進展とともに、アジアにおいても国際基準に適合したコーポレート・ガバナンスの実現が求められております。このコーポレート・ガバナンスの重要な分野を占める監査制度の在り方についても、様々な議論がなされているところであります。

このような流れの中、アジアにおいて監査制度がどのような変遷をたどって今日に至り、現在、どのような機能を果たしているかを研究することは、比較法研究の観点から見て意義深く、また実務的にも、日本企業と関係の深いアジアの監査制度の内容を把握することは重要であると考えられます。

本日は、中国、韓国及びベトナムから企業法制の専門家をお招きし、それぞれ監査制度の概要と実状についてお話しいただくことになっており、同一の場所において、それぞれを比較しながら情報を得させていただくことは、誠に得難い貴重な機会であると思っております。

このセミナーが、アジアにおける監査制度や監査実務についての新たな発展の契機となりますことを心から期待しております。

最後になりましたが、海外からお越しいただきました専門家の皆様、このセミナーの共催者である財団法人国際民商事法センター、セミナー実施につき後援を頂きました独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、社団法人日本監査役協会関西支部の皆様、アジア・太平洋監査制度研究会の皆様、そして当所の活動に御協力を頂いている皆様に改めて深くお礼を申し上げます、私のあいさつといたします。

ありがとうございました。（拍手）

【司会（松原）】 ありがとうございました。

続きまして、財団法人国際民商事法センターの原田明夫理事長からごあいさつがございます。原田理事長、よろしく願いいたします。

財団法人国際民商事法センター理事長あいさつ

原田 明夫

【原田】 御紹介いただきました国際民商事法センターで理事長を務めさせていただいております原田でございます。

当センターは法務省法務総合研究所と協力させていただきましてアジア監査制度セミナーを開催するというので、そういう観点から一言ごあいさつ申し上げます。

アジアにおける最近の経済の発展、そして各国の、あるいは地域との協力関係というものは目覚ましいものがあります。私は、私自身、日本の幾つかの会社の社外監査役、あるいは社内取締役の仕事も仰せつかっておりますけれども、ますますこの分野における、各国、各地域における企業の内部コントロール、そして監査制度、それによって会社の発展を築いていく、そしてまた、様々なアジアの国々、そしてその地域の経済発展を下から支えていくと

いうことの大切さを痛感するものでございます。

そういう意味で、このセミナーには今回も、中国、香港、そしてベトナム、韓国から専門家の方々をお招きし、また日本において実務経験、また学問的立場から研究されている皆様方がお集まりになって、この問題を研究する、討議するということことができましたことを心からうれしく思いますし、歓迎させていただきたいと思います。

このようなことが、今後このアジアにおける経済発展、社会的な協力関係を推進していくために、お互いにそれぞれの制度を理解し、それを尊重して、共に協力していくということが、ますます増進されるということをご心願しております。

共催また後援していただきましたJETROの皆様方、それから日本監査役協会関西支部の皆様方に心から感謝いたします。この種のセミナーに、これだけたくさんの皆様方に今回御参加いただきました。心から歓迎するとともに、皆様方の熱意に感謝申し上げまして、私のあいさつといたします。

ありがとうございました。(拍手)

【司会 (松原)】 どうもありがとうございました。

それでは、これから、海外招へい者の方々に、それぞれの国や地域における監査制度について御報告していただいた後、日本側の専門家の方から当該報告に対するコメントを頂くことといたします。

最初に、中国の方新先生から、中国監査役制度の概要というテーマで御報告を頂きます。

それでは方新先生、よろしく願いいたします。

「中国における監査制度の概要」

報告者：大成律師事務所上海事務所律師（弁護士） 方 新

コメント：同志社大学大学院法学研究科教授 川口 恭弘

【方】 御紹介にあずかりました、中国の大成法律事務所の弁護士の方新と申します。

本日は、こういう場を設けていただきまして、皆様とともに中国の監査制度と一緒に研究、勉強したいと思います。

近年、中国の会社法の整備に伴って、中国の監査制度も強化されてきております。一方で、実務では、中国の監査制度が余り機能していないと、かなり形がい化しているということも指摘されております。昨今、日本企業は中国に進出することが多く、既に中国において4万社以上の日系企業が設立されているというふうに言われております。

そういうことも背景にして、日本企業が海外子会社監査を含めて中国における現地法人の監査を重視しているという傾向があります。今日は、こういう場を借りて、皆様と一緒に研究させていただきたいと思います。

ほかの講師と比べて私のテーマが監査役制度となっておりますけれども、ほかの講師の方々はみんな監査制度となっておりますけれども、決して中国では企業監査というのは監査役による監査だけではありません。監査役による監査以外には、例えば外部の公認会計士、い

いわゆる監査法人のような組織による外部監査、及び内部監査ですね、内部の監査部門による監査もありますし、あとは、後ほど触れますけれども、例えば董事長による経営監督、ないし近年、上場会社に限られるんですけれども、導入された社外取締役による経営監督のようなものも存在しております。ただ、結構多岐にわたりますから一々触れる余裕がなく、今日は監査役に絞って勉強したいと思います。

監査役制度は、当然のことですけれども会社法の一環として整備されるもので、中国でもそういうふうになっております。中国の監査役制度の歴史ですけれども、実は中国の100年前の清王朝の施政にさかのぼることができます。清王朝の施政には大清律という法律が制定されて、そこで日本の方の協力を得て、初めて監査役制度を導入したわけです。ただ、当時は会計監査のみということになっていました。清の後、中華民国時代ないし国民党政権時代は会社法というものが制定されて、その中にも監査制度がありました。しかし、共産党政権ができた後、すべて国有に一本化して、近代的な会社法制度は事実上、廃止されました。そういう背景で、当然、会社法の一環としての監査役制度もいったん歴史から消えたんです。

1980年代から改革開放制度が導入されて、それに伴って会社法制度が、また復活されました。そういう背景で、まず下位的な法律ないし地方法令からですけれども、また監査役制度が再び導入されました。そして、1993年、共産党による政権の新中国という意味で中国初の会社法が制定されて、その中で監査役制度が正式に導入されました。

以降、その監査役制度は一定の役割を果たしたんですけれども、ただ制度上の様々な問題が指摘されて、先ほども申し上げましたとおり機能はしてないと、あるいは弱体になっているというようなことが指摘されて、今度、2005年、中国の会社法大改正において監査役制度が大幅に強化されております。そういう制度が現在も続いてきております。

時間の制約で、会社法の大改正により中国の監査役制度はどういうふう変わったのか、そういう部分はちょっと割愛しますけれども、一応、後ほど御紹介する監査役制度の概要の中で触れたいと思います。

次は、会社法による会社の機関ですけれども、要は監査役と監査役会というのは、機関として中国の会社法において、どういう位置づけになっているのかということを紹介するために、まずこれを御紹介したいと思いますけれども、基本的に図にすれば、大体、こういうようなものではないかというふうに考えております。まずは最高意思決定機関として、中国では株主会ないし株主総会というものが設けられております。中国では有限会社の総会を株主会と言いまして、株式会社の総会は株主総会と言います。

一方、業務執行はどうなっているかと言いますと、まずは執行機関ということが設けられて、その中には業務執行上の意思決定機関としての取締役会と業務執行の実行部会としての、経営管理機構とよく言われますけれども、特に総経理を初めとする経営管理部会がこれを担当します。

一方では、監督機関として監査役会というものが設置されております。それぞれの機関の設置状況とその選任及び権限は、このページの上の図のように書いておりますけれども、全部読むと時間がかかりますからポイントだけを御説明します。

まず、総会ですけれども、基本的にはすべての会社において設置しなければならない。ただし一人有限会社の場合及び中外合弁企業、中外合作企業などの場合は、例外として総会を設けなくてもいいということになっております。

あとは董事会ですけれども、日本語でいうと取締役会ですけれども、これも基本的にはすべての会社において設置する。しかし、出資者の数が比較的に少ない場合、又は会社の規模が小さい場合、董事会まで設置しなくてよく、1名の執行董事のみを設置すればいいということになっています。

次は董事長ですけれども、董事長というのは日本語にどういうふうに訳するのかいつも悩みますけれども、会長と訳す場合もありますけれども、ただ制度的に違うんですから会長と訳すのも余り適切ではない場合もあります。董事長が単独として機関になるかどうかについて、ちょっと中国でも見解が分かれているみたいです。基本的には董事長というのは董事会の招集、主催のようなことがメインですけれども、ただ、それだけではなく、董事長は実はこれ以外には会社の代表者になるのが多いです。昔、中国の法律では単独代表制で、かつすべての代表権が董事長に偏るということになりましたけれども、近年、法律が改正されて、定款の定めによって代表権を総経理に付与するということが可能になりましたのですが、実務ではそういうような例が非常に少ないです。だから、基本的には経営管理上には別段の定めがない限り、董事長が会社の代表者になるという構図が変わっておりません。これが1点です。

もう1点は、中国の会社法は取締役と取締役会には監督の権限を付与しておりません。だけれども、それに対し、董事長だけに董事会の決議事項の実行の検査という権限を付与しております。だから、これも一種の経営監督というふうに解されます。

先ほども申しあげましたとおり、取締役会、いわゆる董事会の運営などを指揮する以外には、こういうような特別な権限が付与されているから、私は董事長が単独の機関であるというふうに解釈しております。

あとは総経理ですね。これは日本法にはない制度ですけれども、総支配人に訳される場合もありますし、オフィサーと訳される場合もあります。時間のことで割愛しますけれども。

最後は、今日のテーマの監査役会・監事会ということで、監事会というのは原則としてすべての会社において、これを設置しなければならないんですが、ただ株主の数が少ない、又は会社の規模が小さい場合、監事会まで設置しなくてよく、1名から2名の監事を設置すればよいという制度になっております。監事会というのは会社の監督機関ですけれども、こういうように会社の機関構成について、世界範囲からすると一層制と二層制、いわゆるアメリカタイプとドイツタイプに分けられていますけれども、中国の制度は一層制とも二層制とも異なりまして、ちょっと非常に独特なシステムになっています。ただ、監事というのは総会により選任され、解任されることと、あとは董事会、いわゆる取締役会とは並列的機関になっているというところは非常に日本の制度に似ていると言われております。

しかし、一方では、例えば取締役会には監督の権限が付与されていないとか、あるいは独特の支配人制度ですね、総経理という制度が設置されているとか、総経理及びその他の高級

管理職が経営を担当するんですけれども、こういうようなことと、あとは定款により、日本では代表取締役というのは当然会社の代表者になって代表権を持つんですけれども、中国では定款によって代表権をだれに付与するのかを定めることができるというようなことは、また日本法とは違います。だから、非常に中国独特な部分が多いのです。

次は、国有企業に関する特別規定及び外商投資企業に関する特別規定ですけれども、実はこの二つ以外には、例えば上場会社に関する特別規定とかもあります。時間のことで、国有企業に関する特別規定は、今日は触れません。

上場会社について、中国では会社法以外、中国の証券監督管理委員会という機関がありまして、この機関はいわゆる上場会社を監督する主幹機関であるということになりまして、この証監会という機関がいろいろな上場会社に適用する法令を制定し、交付しております。例えば上場会社の定款ガイドラインとか上場会社統治準則ですね、統治というのはガバナンス、いわゆる上場会社のガバナンスガイドラインとか、そういうような法令を数多く制定しております。時間のことで全部説明するのはできないんですが、要は、一般会社よりは会社のガバナンスの強化ないし監査制度の強化が非常に強調されております。

外資系企業について、従来から合弁企業法とか合作企業法、外資企業法というような特別法令が制定されて、一部は実は会社法より早く制定されたんです。例えば、合弁企業法というのは中国では70年代の末に制定されたもので、先ほども申し上げましたとおり会社法というのは93年、会社法よりははるかに早くできたものです。この特別法の中には一部、会社のガバナンスないし機関設置についての規定がありまして、大体こういうふうになっております。特徴としては、例えば総会を設けないとか、あるいは監事会に関する制度がないというようなことになっておりますけれども——監査役会ですね、ただし近年、会社法の改正に伴って法律の解釈運用が変わりまして、現在、すべての外資系企業において監査役会を設置しなければならないということになっております。当然、規模の小さいもの、ないし株主の少ないものは監査役会までではなく、監事を1名ないし2名を設置すればいいんですけれども、一応、現在、監事をすべての外資系企業において設置しなければならないというふうになっております。ただし、法改正以前に既に設置された会社は一律に要求せず、会社の組織変動とかあったとき、設置を指導されるというようなことになっております。

駆け足ですけれども、次は監事会の設置と監事の選任ということで、先ほども申し上げましたとおり、原則として、すべての会社において3名以上の監事から構成する監事会という監督機関を設置しなければならないというふうになっております。ただし、出資者の数が比較的少ない、又は規模が比較的小さい有限会社においては監事会までは設置せず、1、2名の監事のみを設置することができるというふうになっております。

現在、この法令からすると、いわゆる株式会社においては、中国では股份有限公司と言いますけれども、すべて監事会をつくらなければならない。ただし、これに対し有限会社の場合はこの基準で判断するんです。しかし、後でまた触れると思いますけれども、現在、出資者の数が比較的少ないと、規模が比較的小さいというのは具体的にどういう基準で判断するのか、その基準が現在、制定公布されておられません。だから、個々の解釈運用がすべて

行政当局にゆだねられています。それから、私どもが時々迷って一々、例えば上海であれば上海の当局にヒアリングに行くんですけども、人によって500人以下なら大丈夫です、1,000人以下なら大丈夫というような様々な解釈がありまして、今のところは有限会社であれば少なくとも特に罪には問われないというふうに理解していいと思います。

ただ、これに対し国営（国有）企業の場合は、すべての出資は国が行うんですから、本来、同じ基準ですと監事会までつくらなくてもいいんですけども、ただ国有企業に限っては、たとえ出資者が国のみの場合でも監事会まで設置しなければならないというふうになっております。

あとは監事の選任ですけども、後ほど触れますけれども、監事会設置会社と監事会非設置会社によって変わります。監事会設置会社においては従業員代表監事の選任が強制されます。ですから、中国では株主総会が選任する監事と従業員代表監事という2種類の監事が存在しております。株主代表監事というのは当然、株主ないし総会がこれを選任するんですけども、従業員代表監事は基本的には会社の従業員が選任するということになっております。ただし、株主代表監事ですけども、先ほども申し上げましたとおり、中国では一部の会社において総会が設けられてはいません。例えば一人有限公司、例えば中外合作、中外合弁企業においては総会というものが設けられてはいません。こういうような会社において、どういうふうに監事を選任するかと言いますと、出資者がダイレクトに選任するということになっております。

次は、監事ですけども、まず冒頭は、先ほど申し上げましたとおり、株主代表監事と従業員代表監事という2種類の監事が存在しております。この部分、まず従業員代表監事ではない、いわゆる株主代表監事について説明しますけれども、まず監事の資格、どういう人が監事になれるかということですが、まず積極的な資格については中国の会社法には何ら定めがありません。ただし、一部の特別な会社、又は特別な事業を行う会社についての特別法令には規定がありますけれども、ちょっと時間のことで全部触れることはできませんですけども、ただ会社法においては監事の消極的資格についてはいろいろな定めがあります。

まずは欠格事由です。これは会社法の第147条の1項です。例えば行為能力がないとか、あるいは経済的犯罪歴があるとかそういう場合です。

次は兼任禁止です。会社の董事や高級管理職の監事兼務が禁止されると。あとは公務員の兼務がある程度、禁止されるというようなことです。日本と共通ですけども、監事としての適任性について法的にはどう要求があるのかということもありますけれども、またこれは日本の会社法にはそんなに明確な規定はないんですけども、中国も同じです。会社法の一般的規定としては存在していません。ただし、一部の特別な会社、例えば上場会社及び特別な事業を行う会社、例えば証券会社とか保険会社とか、そういうような会社には関連の規定があります。一部、地方法令にもあるんですけども。これに違反して選任された者は、その選任が無効となります。

あとは員数ですけども、基本的には監事会設置会社であれば3名以上、監事会非設置会社であれば1名から2名というふうになっております。

次は、選任と解任ですけれども、基本的には総会において普通決議で選任・解任されると。これは日本と違いますけれども。日本では選任は普通決議でいいですけれども、解任の場合は基本的には特別決議ということになってるのではないかなと思いますけど、そうではないかな、申し訳ない。ちょっと私の理解が正しくないかもしれませんが、基本的にそういうふうになっておりますけれども。関連問題としては、一つは、実は監事の候補者の選任議案の提案権は董事です。取締役会に握られているということは、以前から指摘されております。一応、総会による選任ですけれども、ただ、だれが候補者を総会に提案するのかということになりますと、実務上では取締役会ないし代表取締役ですね、いわゆる董事長がこれを決めるのが多いんです。そうすると、結局、取締役の権限が監事会の人事にも及ぶということになりまして、これは独立性の問題が損なわれるということが指摘されております。

あとは解任手続ですけれども、解任の場合の陳述権とか、途中解約の制約とかは規定がないんですから、こういう観点からも独立性の問題があるのではないかなと言われております。

任期は基本的には3年です。法律では董事、いわゆる「取締役の任期は3年以内とする」ですけれども、「監事の任期は3年とする」と表現が違います。要するに、解釈では定款で監事の任期を短縮することはできないと。これは、監査役の独立性、あるいは業務執行の安定性を確保するという趣旨の制度と言われております。

次は従業員代表監事ですけれども、まず監事会設置会社においては、従業員代表監事の人数は監事総数の3分の1を下回ってはならないというふうになっております。これに対して、監事会非設置会社において、従業員代表監事の設置は任意であるというふうになっております。実は中国では日本と異なりまして、まず有限会社と株式会社に分けられて、かつ株式会社の設立のハードルが非常に高いんです。だから、中国では圧倒的に多いのは有限会社です。現在、外資系企業のほとんどは有限会社という形態をとっております。ですから、中国では、私どもの実務では、従業員代表監事まで設けられている企業が余りふだん見られないんですね。上場会社とか、よっぽど大きな会社じゃなければ、ほとんどの会社にはまだ従業員代表監事までは設置していないのが実状です。

資格ですけれども、一般要件としては会社の従業員であるということと、消極的には会社の管理職が従業員代表監事を兼任することは規制されます。というのは、これは兼任が認められると制度の趣旨が没却するんですから。あとは、選任は従業員代表大会と従業員大会という、これは時間のことでこの制度を説明するのが難しいですけれども、人数が多ければ代議制のようなものをもって従業員代表大会になります。ただ、会社の人数が少ない、ダイレクトに選挙とかを行っても物理的に難しくない会社であれば、従業員大会という制度をとっているわけです。

運用上の限界ですけれども、やっぱり従業員代表はもともと会社の序列の中で、高級管理者の指揮命令のもとで働くものですから、上司を監督するのはやっぱり難しいというふうに言われております。あとは会社経営に関する知識の欠如や、兼務してやる仕事ですから、こんな専任はできないというようなことで、だから期待されるほど機能はしてないということも指摘されております。

監事会ですけれども、基本的にはすべての株式会社及び規模の大きい有限会社においては監事会が設置されます。だから、監事会が設置された会社において一つの大きな特徴は、監事の独立性が認められないということです。監事会設置会社において監事会というものは合議制機関になりまして、基本的には監査権限というのは、この監事会において合議制のもとで行使しなければならない。基本的には監査役という1人の個人としては、一部の例外として、例えば調査とか以外の権限は行使できないということになっております。運営規則というのは、大体、運営規則を制定して、そのとおりに運営するけれども、これは定款上の必須事項になります。

一つ注目していただきたいんですけども、合議制とする一方では、法定の、いわゆる合議制機関として、その運営の最も重要な方式は会議ですけれども、会議は実際、何回開会すればいいかということについて、法律上の要求では有限会社は年1回だけ、株式会社では年2回だけです。当時、個人の権限行使が拘束されて、制限されて、すべて合議機関にした以上、こんな法定開会回数だけで本当に監査という職責を果たすことができるかどうかという議論は以前からありました。

監査業務ですけれども、まず法律の規定は会社法の第54条として、こういうふうに書いております。①から⑦ですけれども。

この中で、様々な解釈がありまして、例えば①は会計監査、②は適法性監査、③は妥当性監査というような解釈がありますけれども、ただ私に言わせてみれば、基本的にはこれは会計監査と業務監査の二つに大きく分けることができ、①は会計監査ですけれども、それ以外は基本的には業務監査ということで、あとはこの中に適法性監査が含まれることは明らかですけれども、妥当性監査が含まれているかどうかについては実は見解が分かれています。ただし、上場会社の特別法令では、内部統制システムの適正性ですか、妥当性が監査事項となりますから、こういうことで妥当性監査が含まれるということは明らかですけれども、上場会社以外の一般会社において、本当に妥当性監査が含まれるかどうか、これは説が分かれて、たとえあったと言われても、実務ではほとんどこのような監査が行われてはいないというふうに言われております。

あとは監査の権限ですけれども、中国的な分類かもしれませんが、職責的権限と手段的権限です。職責的権限というのは、先ほども申し上げました会計監査と業務監査、適法性監査と妥当性監査。これは職責ですね、究極の目的ですけれども。あとは、これらの監査を実現するための方法として、どのような権限が付与されているのかというのは手段的権限ですけれども、まず違法行為です。被疑行為を発見するための手段的権限としては、調査権及び取締役会の出席権とか質疑権とか、そういうような権限が付与されております。一方には、違法行為を発見した後の対応について、どのような権限が付与されているかと言いますと、ここに書いたとおり、まず是正要求権、あとは取締役・高級管理職者の罷免提案権、株主総会への提案権、臨時株主総会の招集提案権、招集権、主催権、代表訴訟の提起権というような権限が付与されております。それぞれ検討すると結構面白いところもありますけれども、例えば総会への提案権ですね、基本的には監査は飽くまで監査で、ビジネスジャッジ

メントとか、要するにビジネス的判断には関与しないというのは原則ですけれども、ただ株主総会への提案権は監査事項に関連するものに限るかどうかですね。法律上にはそういう明文の規定はないです。この提案権はどこまでのものか、そういうようなことは現在、法的には余り明確ではない。これは下手すると、監査役が会社の経営にも関与するということにもなりかねないですから、こういうようなことは、まだ法律の整備が不十分とは言われております。

あとは監事としての義務と責任ですけれども、まず義務としては会社法の148条の1項にはこういうような定めがありまして、この一条だけです、この一条だけですけれども、この中には2分類と3分類と、いろいろな分類方法がありますけれども、法令定款遵守義務と忠実義務と勤勉義務というような分類方法もありますけれども、私に言わせてみれば基本的には忠実義務と勤勉義務ではないかと思えます。忠実義務というのは、ずばり言うと、個人の利益と会社の利益が衝突する場合、自分の利益を会社の利益に優先してはならないというような義務です。ここに書いたとおり、職権を利用して会社から不当な利益を得てはならないという義務です。あとは、勤勉義務ですけれども、日本の善管注意義務と同じ趣旨のものと言われております。

こういうような義務が定められまして、実はそれ以外に例えば地位の濫用とか、そういうような禁止規制もありますけれども、ひっくるめて監事の行為規範となっております。

あと、監事の責任ですけれども、基本的には民事責任です。民事責任の中で、まだ基本的には賠償責任ということは日本とそんなに変わらないのではないかと思います。ただし、ここに書いたとおり、基本的に会社遵守のことしか書いてないから、別に法令違反がないけれども、例えば任務懈怠があった場合、そういう場合も責任を問われるかどうかということは、現在、中国の方は余り明確ではない。少なくとも法律の条文上では責任をとる前提が法令定款違反ということがあったということが言えますですね。だから、別にそんな違反行為がなかったけれども、ただ任務懈怠とかあったとか、そういうようなことだけの場合は責任を問われるかどうかは、今のところは余り明確ではないですね。後で説明しますけれども、今のところはまだ責任追及事例がほとんどできておりませんから、だから我々もこういうところを見極めていくということです。

あとは第三者に対する責任ですね。中国では、そもそも会社法では、会社の役員や第三者に対する責任というものは設けてられてはいません。これは債権者の保護が不十分というふうに言われてはいますけれども。あとは、行政責任と刑事責任がありますけれども、行政責任というのは一般的なものがなく、特別な業者に関するものです。あとは、刑事責任は今のところは上場会社に限ります。

最後ですけれども、ちょっと時間オーバーして申し訳ないけれども、中国の監事制度の問題点と改善策。おおむねこういうようなものであるということを説明したんですけれども、ただある意味、日本と同様、現在は実効的な監督が行われてはいないと。だから、無機能化しているということが指摘されまして、時々報道されるんですけれども、企業には深刻な不祥事が起こったにもかかわらず、その企業の監査報告を見たら、堂々この企業は法律厳守

とかですね、正しく運営されているというふうなことは監査報告の中では書かれていると。だから、今のところは、例えば新聞記事を読んだら、恥を知れとかですね、こんな監事は要らんというようなことは書いているけれども、今のところはまだ代表訴訟とか刑事責任とか、そういうようなところまで発展した事例がほとんどありません。なぜそうなったか、昨日も学者の先生と議論したんですけれども、様々な言い方がありまして、現在はそういうふうになっております。その中で、問題点と改善策ですけれども、まずは独立性を強化するですね。今は取締役会ですね、会社の経営陣から独立性がないんですから、無機能化になっていると言われております。あとは権限の拡充。まずは独任制の導入ですね。先ほど申し上げましたとおり中国は合議制になって、独任制が認められないんですけれども、この独任制を導入すべきだということですね。

あとは、監査委員会と、独立董事ですけれども、実は中国の上場会社の中には委員会設置会社があります。あとは、上場会社に限りませけれども、社外取締役の設置が強制されます。いずれも主な職責は企業経営の監督ですけれども、監査役と彼らの間の関係をどういうふうに調整するのかは、今現在、議論のテーマになっています。

最後は監事の責任の明確化。例えば、責任制限制度とか責任保険制度の早期整備などがテーマです。

以上のことで、駆け足ですけれども、おおむね中国の監査役制度というのはこういうようなものであるということ、ちょっと時間の制約で説明が不十分で浅くとどまりますけれども、あとは質疑のところ、もし御不明なところがあれば是非御質問ください。

どうもありがとうございました。(拍手)

【司会 (松原)】 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、今の方新先生の御報告に対するコメントを、同志社大学大学院法学研究科の川口恭弘教授から頂きたいと思っております。川口先生、お願いいたします。

【川口】 同志社大学の川口でございます。中国会社法における監事制度について、要点をまとめてわかりやすく御説明を頂き、本当にありがとうございました。

さて、何と言いましても、本日の御報告の中で第一に注目される点は、監事には、株主代表監事と従業員代表監事の2種類が存在しているということかと思っております。昨今、日本でも従業員代表監査役の選任といったことが話題に上りますので、中国の動向は大変気になるところです。特に、本日の御報告では、従業員代表監事は董事や高級管理職の指揮、命令を受ける立場にあり、この点で監査機関として十分に機能していないという御指摘が注目されます。中国では、一部の従業員を除きまして、監事と従業員の兼任が禁止されていないということから、恐らく従業員代表監事は従業員のまま監事の役職を務めることになっているのではないかと思われまます。そもそも監事を従業員が兼務すること自体、監査する側と監査される側が同一になる可能性が高く、問題があります。経営者のもとで働く従業員が監事になりまして経営者を監視するということが、およそ効果は期待できないのではないかというふう

に思います。中国でなぜ、このような立法になったのかということは、大変興味深いところでございます。

この点について、従業員の視点から経営を監視するという趣旨かなとも思うのですが、従業員の利益と株主の利益が相反するような状況が生まれたときに、会社に対して勤勉義務を負うという従業員代表監事にとるべき態度が非常に難しくなるのではないかと思います。

なお、中国で従業員代表監事が制度化された背景としまして、社会主義国家であるというようなことが影響しているものと想像はいたします。もっとも、企業組織において従業員を重要視するといまして、例えばドイツなどのように経営に参加を認めるというような形の立法もあり得たはずであります。中国ではあえて監査制度に従業員を組み込むという立法をしたわけです。その点について、非常に興味深くうかがいました。この問題は、日本の制度を考える上でも有益な視点かと思えます。

次に、株主代表監事についてですが、必ずしも十分に監視機能を発揮していないという御指摘がございました。その理由として、監事の任命権が事実上、董事会といいますか取締役会に掌握されているからだというふうにおっしゃられたわけです。

この点、日本におきましても安定株主工作などがとられておりまして、事実上、議案の提案権を持っている取締役が監査役を選任しているのではないかというような見解も述べられているところがございます。中国でも監事は株主総会で選任されるわけですが、そうすれば株主は監事候補者に不満であれば、その選任を否決できる仕組みになっているはず。この点、日本と同じような状況が株主総会において生じているのか。親会社あるいは支配株主が存在している会社であれば、その親会社、支配会社が事実上、人事権を握るということは分かるのですが、それ以外の会社で経営者側が人事権を握ることができる構造について知りたいと思ったところです。

なお、監事会の開催についてですが、法律上、今日も御報告にありましたように有限会社では年1回、株式会社では年2回開催するというので足りるそうです。

実は、方新先生が「月刊監査役」に論文を書かれておりまして、それを拝見したところによると、実際に開催された回数というのは年に3回から5回ということのようです。これからも、監事会というものは積極的に活動を行っているという様子はいかがでないわけでございます。

他方、監事は業務監査の一環として、様々な調査を行っているのではないかと思います。しかし、監事1人で行動できる範囲というのはおのずと限られております。この点について、中国では監査スタッフというのがどれだけ充実しているのか気になるところでございます。実は日本でも、よく御存じのとおり、監査スタッフが充実していると言えない会社もあるのではないかとされておりまして、監査体制の整備が急務になっております。また、監査スタッフを置く会社でも、当該スタッフが経営者から独立していないと、監査は十分な結果を得ることができないわけでございます。

さらに、中国では、日本と同様、内部統制システムの整備が進んでいると聞きます。このような会社で、監事と内部監査部門とがどのように連携をしているのか。これらを含めて、

監査業務の実態についていろいろ知りたいと思いました。我々の方も、この研究会で現地調査を予定しておりますので、これらの点については来年のシンポジウムに向けた課題にさせていただきますというふうに思います。

方新先生、今日はどうもありがとうございました。(拍手)

【司会 (松原)】 どうもありがとうございました。

では、次に、香港のアントニー・ウォン先生から、香港における監査制度の概要というテーマで御報告を頂きます。それでは、アントニー・ウォン先生、よろしく願いいたします。

「香港における監査制度の概要」

報告者：Hastings & Co., Solicitors & Notaries 弁護士 Antony Wong

コメント：名古屋大学大学院法学研究科教授 中東 正文

【ウォン】 麻生所長、そして原田理事長、皆様こんにちは、アントニー・ウォンと申します。ヘイスティングス・アンド・カンパニーのパートナー、弁護士を務めております。本日は、この場でお話しできることを大変うれしく思います。香港での我々の経験をお伝えできればと思います。

申し訳ありません。前のスピーカーのように日本語は一切できません。ということで、私は英語でお話をさせていただきますので、御辛抱いただきたいと思います。

本日の発表は2部に分けてお話ししたいと思います。まずは「香港における監査制度の概要」をお話しし、そして二つ目は、第2部として、「外国会社によるアジアにおける事業に向けた香港会社の活用」ということで、大体、半々の時間を使ってお話をしていきたいと思います。

私の発表のフルテキストは26ページぐらいございます。ということで、すべてを今日ここでお話しすることは、その長さからいって無理だと思いますけれども、参加者の皆さんでフルテキストに関心をお持ちの方、私にコンタクトを取っていただくか、あるいは主催者の方にお話をいただければお届けできるかと思えます。

そこで、まず、第1部として「香港における監査制度の概要」から始めます。

まず、香港での規制当局、こちらは会社登記所ということであるわけですが、そしてこの香港法第32章の会社条例が基になっております。香港は御承知のように150年間、英国の支配下にありまして、97年に香港に返還されたわけですが、だからといって完全に中国化されたわけではなく、英国の伝統がまだ息づいております。ということで、会社法そして法体系を見ましても、イギリス、そしてその他の英連邦諸国と類似しております。

そして、一つ会社条例が義務づけていること、これが財務諸表を毎年監査しなければいけないということ、これは香港公認会計士協会がその基準というものを定めております。そして、この会社条例の131条の下で、公開会社であろうと非公開会社であろうと監査人を選任しなければいけないとなっております(第I部 1.)。これは外部の監査人です。そして、監査人としての資格を持つ人たちというのは中国本土の状況と違いまして、会社の従業員であっ

てはならず、独立した外部の人間でなければいけないということで、従業員であってはならないということです。独立性ということがそれで担保されるわけです。

そして、その監査人報告書でありますけれども、監査人の報告におきましては、これは会計報告書に必ず監査人報告書を添付するということであります（第Ⅰ部 2.）。そして、それを連結グループ会計報告書に添付していくということであります。香港ICPA、この公認会計士協会の基準の下では、その監査人は会計報告書が適正に作成されているかどうかということ、これは141条に従って検討しなければいけません。また、監査人の意見として、バランスシートまたPLに照らしてみても、確かにこの会計報告書が真実かつ公正な外観を備えているかどうかということを見なければいけません。また、さらに(c)としましては、会社が会計帳簿を適正に維持しているかということを見なければいけませんし、(d)としては、この会社の貸借対照表及び損益計算書が帳簿と合致しているかどうかということを見なければいけません。したがって、この報告書と会計報告書、一致していなければいけないということになります。

そこで、次に、監査人の義務に移りますが、第1に、監査人にとっては検証義務というものがあります（第Ⅰ部 3.1）。すなわち会計報告書、財務諸表が正確であるということを検証する義務があります。その点に関しては、財務諸表の裏づけなどのデータを取らなければいけません。そして、何か疑わしいところなどが見つかった場合には、更に調査・検証を続けることが義務とされております。そして、何か問題が発見された場合、例えば不一致が発見された場合には、より注意を払って検証をするということが求められております。

第2に、会社の内部統制システムの妥当性を評価する義務というものもあります（第Ⅰ部 3.2）。そこでは、果たして会社がこの内部統制システムに頼っているのかどうかということを検証します。内部統制システムが十分強力なものであるのかどうか、弱点などはないのかどうかということを検証し、そしてそれが実際機能しているかどうかということを検証します。何らかの形で内部統制システムに問題が発見された場合には、それを経営陣に速やかに報告することが求められます。

第3に、監査人として調査遂行義務を負っています（第Ⅰ部 3.3）。これは、いわば監視役でありまして、随時、帳簿等あるいは伝票にアクセスする権利を持っております。そして、会社側がこれらの要請された文書を監査人に渡すことを拒否した場合には、監査人はそれを監査人報告書の中に述べることができます。すなわち、監査人自身はそれを検討したけれども、また、要請したけれども拒否されたということ述べることができるわけです。

また、監査人の責任に関しましては、制定法上の責任とコモンロー上の責任があります。

この制定法上の責任というのは（第Ⅰ部 4.1）、例えば141条のように、もし監査人が義務違反をした場合、そして152条では例えば監査人が隠ぺいをしたり、あるいは帳簿を破棄したりした場合の責任が述べられております。そして、349条では、意図的に、知りながら、誤った虚偽の報告をした場合、この制定法上の責任が問われるということになります。

コモンロー上の責任としましては契約違反、そしてまた、もう一つ注意義務違反があります（第Ⅰ部 4.2）。注意義務違反というのは、監査人が善管注意義務に違反したということで

あります。すなわち過失があったということです。そして、懈怠等があった場合には刑法の下で収監される場合もあると、禁錮刑も受け得るということです。

責任の制限ということであります(第I部 4.3)。唯一、監査人が香港の場合で、例えば罰金に処されない、刑務所に入れられないというのは、どれほど過ちを行ってしまったとしても、誠実に合理的に行動したということを証明すれば逃れることもできるということであります。

次に、会計報告書の回付及び届出要件でありますけれども、定時株主総会から21日前までに、会社の会計報告書と取締役報告書、監査人報告書をすべての株主へ回付しなければなりません。十分な時間を与えて、それを吟味してもらう猶予を与えなければいけないわけです。そして、上場会社は年次報告書を会社登記所へ届出する必要があります。非上場会社の場合にはそうする必要がないわけですが、上場会社の場合には会計報告書を年次報告書とともに、また、監査報告書とともに出す必要があります。

香港におきましては、日本で言うところの監査役制度があるのかどうかと聞かれました。日本の監査役制度には取締役の行動などをチェックする役割があるということですが、香港ではそのような監査役制度はありません。それに代わるものとして、監査委員会というものがあります(第I部 6)。監査委員会は上場企業だけを今は対象にしております。しかし、方向性としては行く行く、この先の話として、すべての企業が監査委員会を備えることが求められると思います。現状では上場企業のみを対象にしています。

次に、監査委員会そのものについて歴史からお話をいたします(第I部 6.1)、現在、この監査委員会というのは、コーポレート・ガバナンスの点で多くの国で採用されております。そして、この国際的な動向に沿って、98年の5月に香港証券取引所はこれを導入いたしました。メインボード、本市場に上場している企業は監査委員会を義務づけられました。これは、さらに成長企業市場、GEM (Growth Enterprise Market) の、例えば成長企業、ナスダック的な企業にもこれの適用が広げられました。そして、上場企業においては、これは義務づけられて強制されております(第I部 6.2)。

そして、この監査委員会の構成としては(第I部 6.6-6.9)、非執行役員のみがメンバーとなるということで最低3名とし、そして、そのうち少なくとも1人は独立した非執行取締役でなければいけません。委員長は独立した非執行取締役、INED (independent non-executive directors) と称しておりますけれども、そのような人でなければいけないということで、やはり会計、財務の専門家が入っていることが望ましいということで、香港のICPAのガイドというものが出されております。2002年の2月に出ておりますので、詳しくはそちらをごらんいただきたいと思います。

では、委任事項としては監査委員会に何が託されるのでしょうか。

まず、会社と外部監査人との関係を検査します(第I部 6.3)。監査委員会は取締役会に対してレコメンデーションを出します。これは、外部監査人の選任、再任、解任に関してです。そして、それと同時に、監査人が独立性を保っているのかどうか、客観性があるのかどうかということを検討し、モニターしていきます。そうでない場合には解任されるわけです。

そして、二つ目の役割としましては、株式の発行体、会社の財務情報の検査をします（第 I 部 6.4）。財務諸表というものが、誠実で完全なものになっているのかどうかということを検討いたします。会計報告書、そしてアニュアルレポートなども検討いたします。そして、1年に1度会議を開き、何か不適切なことが行われてないかということを見ます。

また、この株式発行会社における財務報告システムと内部統制手続が正しいかどうかを検査します（第 I 部 6.5）。内部統制システムにおいて問題があれば、経営陣に対してそれを報告するということになります。

監査委員会の構成ですけれども、まず組織です（第 I 部 6.6）。

監査委員会は取締役会の委員会として設立されます。書面による委任事項に基づきます。そして、具体的に監査委員会の責任範囲は何なのかということが明記されます。

構成員としましては3名から5名で、会社の規模によって決まります（第 I 部 6.7）。そして、すべて独立非執行取締役でなければなりません。特に委員長は独立でなければならないということです。では、独立とは何を意味するのでしょうか。

独立性というのは（第 I 部 6.8）、その取締役が単にその会社の社員ではないということだけではなく、何らかの形で経営に参加していないということが担保されなければいけません。例えば、どこかの部門で仕事をしているとか、あるいは支配的な株主と何らかの関連を持っているという人であってははいけないわけです。こういった独立取締役は、その任期中、何か利害を持った場合には、その会議において、その議題に関して利害があることを宣言し、その場で審議に加わってはならないということになっています。

委員長ですが（第 I 部 6.9）、言いましたように、この委員長というのは独立でなければいけない、非執行取締役でなければいけない、そしてまた取締役会にはいつでも話をすることができなければいけない。特に、取締役会の議長には、そのような意思疎通経路を持たなければいけないということです。また、事務的な意味でも、財務担当の取締役とも密接に協力をする、あるいは外部監査人とも意思疎通の経路というものが確保されていなければいけません。

監査委員会の責任ですが、監査委員会の委任事項ははっきりと明記されていなければいけません。四つの主要な責任があります。

まず、第1に財務等の報告、第2に財務統制及びリスク管理、第3に監査、第4に、その他の義務及び責任です。私のペーパーの配付資料の中でも4枚、5枚ぐらいかけておりますけれども、簡単に御説明します。

財務等の報告ですけれども（第 I 部 6(D)）、監査委員会がまず検討するのは完全性、正確性、公正性というところであります。例えば財務諸表、取締役報告書、取締役会議議長の意思表明、そしてまた、経営者による業績の解析と分析というものが正しいのかどうかと、また、完全であるのかと、誤った判断を、それを見る人がすることがないかどうかを担保しなければいけません。

また、内部統制及びリスク管理に関しましては、それがきっちりと備わっていること、またきちっと定着し、遵守されているかどうかを見ます。

また、次に、監査ですけれども、監査委員会は内部の監査の対象範囲と外部監査の対象範囲の双方を監査します。リスクがある全分野を検討できるように監査します。例えば、余りにも容易に不要な資金が支払われていないかどうかというようなことを見ます。

あるいは、その他の義務及び責任におきましては、その他委任事項中に記載された、より広範な問題というものを扱うことができるということです。

取締役会への報告です（第I部6(E)）。

いかに委員会がきちりと機能していたとしても、会社は監査委員会を生かすことができない場合があります。それは、取締役会が監査委員会の検討事項について知ることができなかった場合です。したがって、意思疎通経路が明確に定義されていることが極めて重要であり、取締役会と監査委員会の間の意思疎通が行われなければいけません。そして、取締役会議長と監査委員会の委員長との間の意思疎通というものも、明確に図られることが必要です。

ここで、この部分の結論に入りますけれども（第I部6(F)）、香港の監査委員会というのは、もちろん上場会社だけを対象にしておりますけれども、会計監査という重要な役割が一番でありまして、業務監査において果たす役割の重要性は低めになっております。言いましたように、業務部分というのは通常、内部統制がしっかりしているかどうかというところを見るということが主体であります。すなわち、日常的な経営を監査するわけではありません。むしろ、日常的な経営に関しましては取締役が経営監視義務というものを負っております（第I部7）。

香港会社の香港の法律、そしてまた香港企業の設立基本文書を見ますと、第80条においては「会社の事業は取締役が管理するものとする。」と書かれております。すなわち、会社の事業は取締役が管理するものとするとして書いてありますので、取締役には注意義務があつて、そしてメンバー全体を代表して業務を遂行する必要があると。そして、そうするに当たって、彼らは、すべての日々の会社の業務というものを管理することを求められております。会社が小さい会社である場合には、取締役の経営というのは直接的なものになります。しかし、大会社であれば、取締役は当然のことながら、様々な機能を様々な部門に委任していく必要があります。ということは、取締役はその働きを監督するということになります。ただ、何か問題が起きた場合、経営ミスなどがあつた場合には、その最終的な責任は取締役が負うということになりますので、注意義務があります。これで、第1部を終わります。

次に、第2部の「外国会社によるアジアにおける事業に向けた香港会社の活用」に移ります。

第2部の方が皆様の関心が高いものであればと願いますが、第2部というのはビジネスマンの方の関心事項ではないでしょうか。香港に会社をつくり、中国に進出するという形です。外国会社がアジアにおける事業に向けて、又はこの地域全体、香港、特に中国の事業に向けて香港会社をつくる場合、選択肢が三つあります。一つは支店をつくるということ、又は駐在員事務所、又は香港の子会社をつくるということです。この一つ一つについてお話をします。

まず、支店です（第II部(1)）。外国資本会社は、香港内に非香港会社として事業所を設立

することが会社条例第11部に基づいて可能です。別個の会社をつくる必要は、この場合ありません。日本の会社を介して、第11部の会社として登録をするわけです。しかしながら、商業登記証を申請する必要があります。これは香港内で事業活動を行う場合です。また、会社登記所へ年次報告書の届出を必要とします。このような第11部による会社の対処としては、年次報告書とともにグループ会計報告書の届出を毎年必要とするという短所があります。多国籍企業の中には親会社の会計報告は出したくないというところもありますので、これが一つの短所となります。これが第11部に基づくものです。

そして二つ目の選択肢、駐在員事務所をつくるという選択肢ですが（第2部（2））、駐在員事務所といいますのは、香港でのプレゼンスというのが販促活動、宣伝活動のみだという場合に適しています。つまり、香港に事務所をつくりまして、お客様向けの窓口になるだけで、そこでは利益を上げないという場合です。また、法的な義務が発生しないような場合です。これが駐在員事務所となります。何らかの法的な義務が発生する、あるいは利益を上げている場合、これは駐在員事務所とはなりません。駐在員事務所の場合には、第11部に基づく登記は必要ではありません。また、商業登記も必要としません。というのは、ビジネスの活動をしていないということが香港で言えるからです。

三つ目の形、これは香港子会社です（第Ⅱ部（3））。最も一般的に使われている外資系の形態と言えます。香港の法律のもとで有限会社をつくるわけで、この場合、外国の親会社が100%保有する、あるいは外国の親会社が指名する会社が100%保有するもので、一つの大きな長所としましては、外国親会社の責任が限定できるということです。香港の子会社は、独立の法的主体とみなされるわけです。自立しているとみなされます。それぞれの活動、そして責任はそこに限定される。あるとき例えば破産する、倒産するということになりましても、親会社にその影響は及びません。香港会社のみが清算されるということになります。

監査に関して必要あるかどうか。事業活動をしていればあります。事業活動をしていなければ監査を受ける必要はありません。

納税義務ですけれども、もちろん収益を上げるわけですから納税が必要です。もし、香港の子会社が香港内で発生した収益があるという場合には、収益税を払わなければなりません。

香港内で発生した収益、また香港における事業活動に由来した収益というのはどういう意味かということですが、例えば香港に会社をつくり、取締役たち、あるいは直接北京で仕事をして北京で収益が出ている場合、これは香港から発生した収益でしょうかということが問題になります。これがグレーゾーンとも言えます。香港の税当局はどうするかというと、通常、納税者が利益を得るためにどういう活動をしたか、そしてどこからその活動が源泉されているかということを見るわけです。そして、すべてがこれは香港でできたもの、あるいは大きなところが香港発生だといった場合には納税義務が出てくるわけです。あるいは、比例配分することもあります。60対40、70対30、こういう形で納税額が決まってくることもあります。

購買・調達事務所としての香港子会社の位置づけ、これもどんどん最近では一般的な形で、特に欧米の会社で見られている形態です。外国の貿易会社が香港に子会社を、調達あるいは

購買事務所として設立します。中国大陸から物品を購入するわけで、もしこの香港の子会社がこのような場合に販売にかかわっていない場合、香港の内外を問わず販売活動をしなければ、香港の法律では収益税の納付義務はありません。しかし、通常はかかっていることが多いわけで、外国の貿易会社が香港の会社を使って物品を中国から購入し、そして本国でこれを再販するということがよく見られます。そうした場合には、移転価格の問題が出てきます。監査役にとって移転価格というのはよく御存じのものだと思いますが、移転価格と言いますのは、それぞれ関連する会社がお互いに、財やサービスに対して幾ら設定するかというものになります。

香港の会社が中国の会社からペンを10ドルで購入したとします。そして、そのペンを日本の会社に再販する場合、そして日本の会社が日本の市場でそれを100ドルで売ったとします。利益をどのように分けるのか、すべての利益が日本につくのか、あるいは香港につくのか。90ドルの利益がここでは上がっているわけです。

通常、移転価格というのは、ある国から別の国へ利益を動かすためのものです。通常は、最も税率の低い国に利益を移転したいわけです。香港の税率は16.5%、日本は比較的高い税率ですから、会計士あるいは監査役は、通常、もっと多くの利益を香港につけるようにというわけです。日本に全部つけるよりも、その方がいいだろうということを言います。しかし、現在、中国そして香港におきましては、移転価格の取締りは強化されています。そうでなければ納税が、なかなかされないということになるわけです。

これが最後の部分です。

香港を使い、香港会社を子会社として活用して、そして香港及び中国で事業を執行する場合の長所として10個挙げておりますので一つずつ見ていきます。

まず、第1に、香港では海外への利益の、あるいは資金の送金が自由にされます。外資に対する為替管理・規制が一般的にないからです。外国の貿易会社は香港に会社を設立するとき、1ドルの払込み済出資金ということで作ることができます。それ以外の必要な額については、融資という形をとることができます。

第2に、これは税率です。香港は、この地域でも最も低率な利益（地域）のうちの一つです。2009年、2010年の収益税率ですが、法人企業が16.5%、そして非法人企業、個人に対しては15%、比較的低いものです。また、第3に、キャピタルゲイン税はありません。

そして、第4に、中国で発生し、あるいは中国から来ているものでない収益に関しての税率はありません。

また、第5に、配当金であるとか海外の収入に関しては税はありませんし、第6に、遺産税、相続税は廃止されました。香港で財産を持っている、あるいは株式を持っていると、そこで亡くなっても遺産税、相続税はありません。別の事情、例えば遺書を書いているということであれば別ですけれども、そうでなければ遺産税、相続税なしということになります。

第8に、香港は国際金融の中心地です。2009年のグローバルな金融の指標では、アジアの中で最も競争力のある金融の中心地だと言われています。そして、様々な資金へのアクセスがあります。金融環境も良好。そして、大規模なエクイティ市場もありますし、事業資金の

調達源としてはベンチャー資金も含めまして多様な調達源があります。

また、第9に、香港は中国への玄関口、そして珠江デルタへの入口でもあります。珠江デルタというのはこちらの地域です。オレンジ色で示している地域が珠江デルタです。中国南の沿海沿いの省を主に示します。香港と珠江デルタというのは世界の工場とされています。アジアの主要な企業は大体、飛行機で3時間、3.5時間のところにあり、そして世界人口の多くの部分というのが5時間以内にあると、半分ぐらいがそこにあるということです。そして、珠江デルタというのは中国で最も急速に成長しています。中国のGDPの10%を占め、また中国の輸出の30%を占めています。香港と珠江デルタというのが、長期にわたってWin-Winの組合せだと言われております。このアレンジのもとで、香港が資金、あるいは経営スキル、技術を提供します。また、市場の知識も提供する。あるいは事業のインフラを提供します。国際市場のアクセスも香港が提供し、そして珠江地域の町は低賃金の製造、そして急速に伸びている世界市場のうちの一つです。そして13億の消費者を抱える市場をも提供するわけです。

外資は香港に会社をつくって、そこを入口として入っていこうとします。できるだけリスクを限定したいと考えているわけです。重要な役割を、全部香港の会社の中に入れます。国際的な会社であるとか調達、あるいは経営、金融、IT、そして専門サービスを香港に集中したいと、すべての卵を一つのバスケットに全部入れたくないということの表れと言えます。

先ほど申しあげました第1点から第9点を聞いても、まだ香港に事業所をつくるということがいいと思わなくても、第10点を読めば、やはりこれは香港につくるべきと考えられるのではないかと思います。

第10点は、中国政府が香港に対して行った取組で、1997年、中国に香港が返還されてから、中国は強力に香港をサポートしてまいりまして、2003年に香港は香港・中国経済貿易緊密化協定を結びました。CEPA（Closer Economic Partnership Arrangement）と呼んでいます。CEPAというのは自由貿易協定であり、中国の中央政府と香港特別行政区の間の協定で、香港会社は株主であれアメリカでもイギリスでも、そして日本でもいいんですけれども、香港の会社は優遇措置を中国大陸市場に対して持っています。

この優遇措置、2種類ありまして、まず一つ、香港を源とする物品を中国へ非課税で輸出することができます。日本から中国への物品については課税されますけれども、香港製の物品に関しては非課税です。

二つ目の利点としては、香港の会社のサービス業者の場合、これは44の分野を対象にして、ここに44書いてありますが、会計とか航空輸送、視聴覚、銀行取引、建物清掃、コンピュータ関連業務、文化、流通業務、物流、印刷、保険、鉄道、不動産・建設等々となっています。

これは、また後で見ただければと思いますが、この44のサービス分野におきまして、サービス業者は優遇措置を受けることができます。中国における事業所の設立であるとか、サービス、供給に関しての優遇措置です。例えばタックスホリデーなども与えられますし、又は政府による支援などが得られます。香港のサービス業者でなければ、この領域の分野の中には参入が禁止されている分野もあるわけです。しかし、香港は中国の一部だということ、

香港の会社であればこうした分野への参入が認められています。

CEPAを2003年に結んで以降、六つの追加分野が入っています。これは、優遇措置の範囲とその深さが更に増しているということが香港の会社に対して言えます。CEPAの協定を利用することによって、香港の会社は中国で100%外資会社を設立することができます。これはWOFE (Wholly Owned Foreign Enterprise) と呼んでいます。WOFEは中国での100%外資会社のことです。100%外資会社によって優遇措置を受けることができます。香港サービス業者の資格を得るために、香港会社はある一定の基準を満たすことが必要です。四つの基準があります。

まず、香港サービス業者は香港で設立されなければなりませんし、香港で3年ないし5年営業していることが必要です。3年ないし5年というのは分野によります。また、香港における収益税の納税義務を負い、かつ従業員の50%以上を香港で現地雇用しているということです。残りの50%は、もちろん日本からでもいいわけです。こうした四つの基準を満たさないと香港サービス業者という資格を得ることができ、そしてCEPAにのっとなってCEPAの便益を享受することができます。

私が、例えば日本の会社であった場合、香港に今事務所をつくり、3年待って、5年待って、そして香港のサービス業者の資格を得ることができるわけで、ただそれだけ待てないという場合には、既存の香港の事業を買収することができます。関心のある領域で50%、100%買収すると。そして、そこを中国に入っていくための足がかりとして使うことができます。

今回の私の発表の全文を見ていただければと、CEPAの詳しいウェブサイトなども載せております。CEPAについて関心のある方は私に御連絡いただくか、あるいは今回の主催者に御連絡いただきましたら、私の発表のコピーもお渡しできるかと思います。(拍手)

【司会 (松原)】 どうもありがとうございました。

では、引き続き、今のアントニー・ウォン先生の御報告に対するコメントを、名古屋大学大学院法学研究科の中東正文教授から頂きたいと思います。それでは中東先生、よろしくお願いたします。

【中東】 名古屋大学の中東でございます。先生の大変興味深い御報告を拝聴しました。ありがとうございました。

私からは、第2部について1点のみ、第1部の内容にも触れる形でコメントをさせていただきます。

第2部において先生のお話を伺いますと、香港をアジア諸国への事業展開の拠点に使うことが大変興味深いということがよく分かりました。ただ、実際に活用されるとなると、日本の会社としてはグループ監査上、検討すべきことが出る可能性があるかと思っております。どの進出形態をとっても、もちろん日本の会社の監査の対象になるわけで、日本の会社の監査役の監査の対象になるわけでありますが、取り分けここでは最も活用されるとされています現地法人を設立する場合を考えてみます。

先生のお話によりますと、香港の会社では、業務監査を担保する機関が社内にはないということですが、外に株主の権利としてはどうか、行政的な規制はどうか、昨日の打合せでも少し議論させていただいたところではございますが、少なくとも社内にはないということでした。そうなりますと、日本の監査役が現地法人の意思決定などをどのように監査をするのが問題になると思います。その場合に、現地法人の法制度に基づいて、もし現地法人の内部で適正な業務監査がなされているということであれば、これを一定程度、信用するということがあり得ることかと思いますが、これができないということになるかと思いますが、実質的には、別法人として現地に何か置くというのではなく、一定の支店等を置いた場合と同じような形の監査が必要になるのかもしれないと思っております。この辺は、また監査の在り方として議論すべき点かと存じます。

私のコメントは以上でございまして、先生のお話を伺いまして、池田先生と予定させていただいております現地調査が、ますます楽しみになりました。川口先生のお言葉を借りて申し訳ないのですが、川口先生のチームと同様、来年のシンポジウムで、現地調査の成果を御報告申し上げることを楽しみにしております。

以上でございます。ありがとうございます。(拍手)

【司会 (松原)】 どうもありがとうございました。

次に、韓国の権鐘浩先生から、韓国の監査制度というテーマで御報告を頂きます。

それでは権先生、よろしくお願いいたします。

「韓国の監査制度」

報告者：建国大学校法科専門大学院教授 権 鐘浩

コメント：京都大学大学院法学研究科教授 北村 雅史

【権】 ただいま御紹介にあずかりました権鐘浩でございます。建国大学で商法を教えております。

こんなに素晴らしいセミナーで、韓国の監査制度につき御報告する機会を頂き、誠にありがとうございます。御報告方法でございますが、最初は日本語で御報告することを考えなかったわけではございませんが、韓国の監査制度につきまして正しく説明するためには、下手な日本語よりは、私が韓国語で御報告をして、それを通訳の方が望ましいと思いました。それで、大変恐縮ではございますが、これから韓国語で申し上げます。よろしくお願いいたします。

要約した韓国の監査制度について申し上げます。韓国の監査制度は、基本的に日本の監査制度と似ている点が非常に多くあります。しかし、最近、監査制度に関して度重なる改正が行われました。その結果、日本とは非常に異なった制度になりました。

まず、監査機構の種類についてお話をしたいと思います。韓国の監査機構には監査役、常勤監査役、そして監査委員会、この三つの種類があります。そして、企業の規模、また上場会社か非上場会社なのかによりまして設置すべき監査機構は異なります。参考までに申し上げ

げますと、資本金10億ウォンを基準といたしまして、10億ウォン未満の小規模の会社の場合には、監査機構を設置するのは基本的には、その会社の選択に任されています。そして、小規模の会社の場合には、監査役を設けなくても構いません。ですけれども、資本金が10億ウォン以上の会社の場合には、必ず監査機構を設置しなければなりません。ですが、どのような場合に監査機構を設けるのかということにつきましては、会社の規模と、上場会社なのか非上場会社なのかによりまして異なります。

まず、非上場会社又は資産総額が1,000億ウォン未満の上場会社の場合につきましては、監査役と監査委員会のうち一つを選択することができます。そして、資産総額が1,000億ウォン以上2兆ウォン未満の上場会社の場合には、常勤監査役と監査委員会のうち一つを選択することができます。また、2兆ウォンを超える大規模な上場会社の場合には、必ず監査委員会を設置しなければなりません。

監査制度の変遷について申し上げたいと思います。レジュメをご覧くださいればお分かりのとおり、韓国の監査制度は、企業の不祥事があるたびに監査制度を改正してまいりました。また、監査制度が機能していないという点におきまして、日本と余り違いがありません。

ごらんいただきますと、日本と韓国が決定的に監査制度において異なる時点というのは1997年、いわゆる通貨危機以降、韓国は監査委員会制度を導入しました。日本は監査役制度を導入しまして、別々の道を歩むようになりました。具体的な内容につきましては割愛させていただきます。

幾つか申し上げたいと思います。日本と異なる点は、監査制度に関しましては商法に規定されておりますが、上場会社に関しましては旧証券取引法で特例を設けておりました。その結果、監査制度は上場会社につきましては商業取引法が、非上場会社につきましては商法がそれぞれ規定をするというシステムになっていました。

韓国におきましても日本の金融商品取引法と似たような法律がありまして、それが資本市場法というんですけれども、それが2009年から施行されました。それによりまして証券取引法が廃止され、証券取引法で定めておりました上場会社の特例事項が商法の方に移行されました。それによりまして、今現在は、監査制度につきましては商法で一元化されています。その結果、証券取引法で規定しておりました監査制度と商法で規定している監査制度が整合性を欠くなど、立法上に様々な不備がございます。それで、韓国におきまして監査制度は、法理論的には説明がうまくつかない、そのような制度になってしまいました。

それでは、韓国の複雑な監査制度の中で、まず監査役制度につきましてお話をしたいと思います。レジュメの2ページをご覧ください。

レジュメをご覧くださいますと、監査役は日本と同様、業務監査と会計監査を行うのを主たる職務とする株式会社の必要的常設機関です。韓国の今現在の監査役の地位というのは、日本の会社法が制定されます商法特例法上の中会社である株式会社の監査役と類似の地位を有していると理解していただければ結構です。

監査役の選任と関連しましては、世界では見ることができない韓国独特の制度があります。監査役は株主総会の普通決議により選任しますが、このとき3%を超過して持っている議決

権につきましては認めません。ですから、議決権にキャップをかぶせています。ですが、面白いことは、選任の場合には3%議決権の制限というものがございしますが、解任に関してはこのような制限が設けられていません。したがって、日本と同様、韓国の場合にも、取締役や監査役を解任するときには株主総会の決議が必要です。また、正当な理由なしに解任した場合には損害を賠償しなければなりませんので、取締役の選任の際には議決権を行使しますけれども、解任のときには行使しないということで、非常につじつまが合いません。

また、監査役の数につきましては商法上、制限がありません。ですから、基本的に韓国の監査制度に関する商法の規定というのは、いわゆる独任制を前提といたしまして規定を行っています。

それ以外に監査役が持っている権限ですとか義務、また監査役が会社に対して負う責任、また第三者に対する責任というのは日本とそれほど違いはございません。また、監査役の責任を免除する場合にも総株主の同意が必要であるということにつきましても、日本と同様です。

それでは、レジュメの3ページをご覧くださいと思います。

非上場会社におきまして、監査委員会制度について申し上げたいと思います。非上場会社の監査委員会制度につきましては、従来は商法で規定をしておりました。参考までに申し上げますと、上場会社の監査委員会の制度につきましては、従来は証券取引法で規定をしておりました。非上場会社の監査委員会につきましては、商法で規定をしておりました。また、資格要件などにつきましても、商法上の要件と証券取引法上の資格要件は異なっていました。

それを前提に今申し上げるのは、昔もあり、今も商法に現存している上場会社でない会社が、任意で監査委員会を設置した場合に適用される規定です。監査委員会を設置するか否かにつきましては、会社の選択に任されています。ただし、監査委員会を設置する場合には監査役を置くことはできません。また、監査委員は3名以上で構成されなければなりません。監査委員の3分の2以上は、必ず社外の監査役でなければなりません。ですが、具体的に申し上げますと、非上場会社の監査委員のうち社外取締役と言われる人は、厳格に申しますと、社外取締役でないにもかかわらず資格が少し強化された人というふうにみなすのが正しいです。2009年に商法が改正されて、そこでいう監査委員会の社外取締役は、非常に厳格な社外取締役であるということを念頭に置いてください。

また、監査委員の場合には、選任及び解任につきましては取締役会において行われます。これは何を意味しているかと言いますと、監査委員というのは、資格は、いったん株主総会で取締役として選任された後、取締役会で監査委員として選任されるということです。これは何かと言いますと、取締役を選任する機関と監査委員を選任する機関が分離されているという点です。ですから、監査委員会の場合には、まず監査委員になる方は取締役として選任されますので、取締役を選任する際には議決権の制限がありません。監査委員は取締役の中で取締役会を通して選任されますので、監査委員を取締役委員会で決定するときにも制限がありません。ですから、非上場会社の場合、監査委員会を設置しますと、大株主の議決制限なしに監査委員を選任することができるという、そういったメリットがあります。韓国の監

査委員会は、取締役会内の一つとして位置づけされています。したがって、取締役会内の委員会の一つとしてみなしますので、基本的に監査委員会において決議した内容は、取締役会において覆すことが可能でありました。ですが、2009年の商法の改正によりまして、監査委員会で決議された内容につきましては、取締役会が覆すことができないように法が改正されました。

また、監査委員会の義務と権限につきましては、監査役の権限がそのまま準用されています。また、監査委員の責任に関しましても、監査委員会の責任は監査役の規定が準用されています。ですが、ここにつきましては韓国の学説上、非常に批判があります。なぜかと言いますと、監査委員は監査委員であると同時に取締役です。ですから、監査委員につきましては、取締役として責任を問うのがいろいろな面において合理的であるというような意見が提起されています。具体的な内容につきましては、そのような主張をする根拠の一つは、韓国の監査は日本と違っていて監査役の制度がありません。ですから、監査委員会の場合には取締役会内の委員会の一つとしてみなしますので、監査委員会におきましては、例えば3人の監査委員のうち1人が反対をしたとしても、多数決で意見を一つに統一しなければなりません。このとき、反対した監査委員の責任問題というのは取締役会の規定を準用するのが望ましいということで、韓国におきましては監査委員会の責任につきましては監査委員としての責任ではなく、取締役としての責任を問うのが望ましいというような見解が有力です。

それでは、続きまして、上場会社の特例についてお話をしたいと思います。

上場会社の特例基準というのは、これまでの証券取引法で規定されていた内容が、2009年、昨年、商法に移る段階でそのまま残りまして、これまでの制度と整合性において不備が起こると非常に複雑な問題が起こっております。

それでは、まず、4ページをご覧ください。

常勤監査役と監査委員会の選択という項目があります。これはどういうことかと申し上げますと、冒頭でも申し上げたように、資産総額が1,000億ウォン以上の、そしてまた2兆ウォン未満の会社の場合、監査役は常勤監査役を置くか、あるいは監査委員会を置かなければならないということです。韓国の場合、監査役、これまで常勤ではなく非常勤で置く会社が多かったため、上場会社で中堅規模の場合には必ず常勤の監査役を置かなければならない、あるいは監査委員会を設置しなければならない、そのような選択制にしたわけです。これは反対に申し上げますと、一般の会社の場合には監査役は非常勤でも構わないということになります。これは、それだけ韓国における監査役の位置が低いということでもあります。

そして、また常勤監査役といった場合には、一般的には社内監査を念頭に置いたものがあります。会社の内部事情について非常に詳しい人が監査役を担当する、それを一般的に常勤監査役というふうに認識しているわけですが、韓国の場合、常勤監査役の資格はむしろ社外取締役に近い役割、資格を要求しております。これはつまり、韓国は監査におきましては社内の事情よりは独立性、又は社会性ということを非常に強調する法制度を施行している、その方向に進んでいるということです。

そして、また、もう一つ、大規模な上場会社の監査委員会の場合です。ここで大規模上場

会社と申し上げますのは、資産総額で2兆ウォン以上の上場会社のことです。そして、また、韓国の場合、大規模上場会社の対象となるのは財閥グループである場合が多いのです。これは、また、逆に言いますと、財閥に対する規制であるというふうにお考えになってもよいかと思えます。

こちらで見えていきますと、2009年度に商法が改正されたときに、大規模上場会社の場合には、監査委員を選任・解任する場合には、すべて株主総会において行われなければならないということが決まりました。先ほど申し上げましたように、いわゆる一般の会社の場合には、監査委員というのは株主総会で、まず取締役を選任され、そして取締役の中から取締役会で監査委員が選任されたわけですが、その結果、大株主の議決権が制限されるというような問題が出ました。そこで、大規模な上場会社の場合には、韓国経済に与える影響力などを考慮いたしまして、監査委員ではありますが、株主総会において選任をすることが望ましいと。株主総会でまず取締役に選任し、そして同じ株主総会の中でそれを監査委員に選任する、そして議決権の3%制限を置くということを決めました。

レジュメの4ページご覧になりますと、2の(1)のところ、非常に複雑なやり方になっています。選任の方法、そしてまた社外取締役の場合、社内取締役の場合、その選任、そしてまた解任の方法などについて明文化されていないために、様々な解釈が可能となっております。私もこの原稿を準備する際に、それらを参考にいたしました。論理的に到底説明できないような規定がありまして、私自ら原稿を書きながらも、これでいいのかと気になる部分がございます。ですから、この部分についてはひとまずこれだけ申し上げまして、監査委員の専門性と中立性の強化のために、(2)の部分ですが、監査委員のうち1人以上は会計あるいは財務専門家でなければならないという規定を設けております。

そして、参考までに申し上げますと、最近、韓国におきましても内部統制システムというものが大変に重要視されるようになりました。特に順法、コンプライアンスの監視ですね。それが大変に重要視されるようになりまして、そのようなコンプライアンス監視員に対する監査というものも監査委員が行いますので、そのために監査委員の中にも法律の専門家を含まなければならないということです。そのような主張も起きております。私は、個人的には、特に金融機関の場合には、法律の専門家も絶対に必要であるというふうと考えております。

そして、また、レジュメの4ページ、その下の方の3にあります、上場会社における大株主の議決権の制限というところでございますが、冒頭で申し上げましたように、非上場会社の場合に、監査役の選任の際にのみ大株主の議決権の制限というものがございました。このときの議決権の制限というものも、筆頭株主であるかどうかを問わず、株主1人を基準として判断をしていたわけですが、上場会社の場合には監査役だけではなく、社外取締役でない監査委員を選任する場合のみならず、解任の際にも議決権の制限があります。そして、このとき筆頭株主だけを対象として、その特殊関係にある人々、グループなどを含めて、それらの全体の3%というふうに判断するという論理的な説明の難しい、そのような規定がございます。

ここで私が申し上げたいのは、社外取締役の監査委員の場合、その選任や解任に当たって

は大株主の議決権の制限がありません。これは、社外取締役である場合には、大株主の影響力というものがないというふうに見ているからだと思われます。

そして、また、5ページをご覧ください。現在の韓国の、上場会社の監査制度の現状に関する表が出ております。これらの統計を見ますと、2000年度に韓国の上場会社の数というのは685社でした。最初の一番上の図の、総合計のところの数字です。日本に比べると大変少なかったということがあります。この中で監査役を置いているのが599社、87.4%でした。そして、監査委員会を置いていたのが86社、12.6%でした。しかし、これが、表の2を見ていただくと分かるんですけども、この監査委員会のある86社のうちで、2000年度のところで、資産規模が2兆ウォン以上であって義務的に設置をしなければならない会社と、そしてまた監査委員会を置く義務はないけれども自発的に設置している会社、この数字を見ますと義務会社が70、そして自発的な会社は16社にすぎなかったわけです。しかし、これが2008年の数字になりますと、義務的設置会社は107社で、これは韓国の経済がそれだけよくなったということですね、数は増えています。しかし、自発的な設置会社の方でも82社に増加している。こちらの方は、数の上では監査委員会という制度が韓国の会社の中で着実に定着していると、そのように見えるかもしれませんが、しかし、ここで義務的設置会社の方では、会社の意思と関係なしに設置されるわけですので、それを除いてしまいますと、自発的に監査委員会を選んで設置した82社というのは、自らの理由で好んで設置したわけですが、その理由というのは基本的に大株主の議決権が制限されないということで、むしろ大株主の立場で見れば、監査役を置いて議決権が制限されるよりは、監査委員会を設置して議決権の制限を受けることなく、自らが好む監査委員の候補者を選任させていく方法をとった方が、むしろより大きな監査委員会を選んだ理由ではないかと思えます。

私が個人的に応援する監査委員でありますとか、監査役の話をお聞かせすると、監査役よりも監査委員の方がより機能を失っていると。監査役と監査委員のうちで、機能していないのはむしろ監査委員の方であると、そのような話をよく聞きます。

時間が来たようですので、これで終わりたいと思います。(拍手)

【司会 (松原)】 どうもありがとうございました。

それでは、今の権鐘浩先生の御報告に対するコメントを、京都大学大学院法学研究科の北村雅史教授から頂きたいと思えます。それでは北村先生、お願いいたします。

【北村】 京都大学の北村でございます。権先生、大変明快で示唆に富む御報告を頂き、誠にありがとうございました。

御報告では、韓国法には日本法との共通点が多いという中で、どういう点が違うかということが、かなり明らかにされておりました。時間の関係で、それらの点のうち、私が特に興味を持ちました3点についてコメントをさせていただきます。

第一に、最後に表で御説明されました、監査委員会設置会社の数及び割合についてコメントします。

韓国では、上場会社のうち、監査委員会を選択する会社の割合も数も増えているということでした。特に注目すべきは、自発的に委員会を設置するという会社が増加しているということです。その実状については、権先生が若干最後に述べられましたけど、現象としては委員会設置会社が増えているということです。

日本でこれと比較できる現象としては、委員会設置会社がどれくらいあるかということになります。委員会設置会社は、日本では2002年の改正で導入されました。日本の特に公開会社は、監査役（会）設置会社と委員会設置会社、どちらを選択しても構わないことになっております。現在は上場会社、3,800以上ありますけれども、そのうち委員会設置会社を選択しているのは70社未満と、約2%と言われております。特に、いったん委員会設置会社になったのに監査役設置会社に戻ってくる会社も見られるところです。

委員会設置会社について、日本と韓国の制度上の違いとして特徴的なところは、日本の委員会設置会社になるためには、監査委員会のほか報酬委員会と指名委員会をセットで導入しなければいけないということです。この三つの委員会には過半数の社外取締役が必要ですし、それぞれ報酬委員会なり指名委員会の権限が大きいので、非常に重いシステムになっています。日本で委員会設置会社が余り選択されない制度的な理由としては、このような重いシステムになっていることが一因かもしれません。

しかしながら、コーポレート・ガバナンスの充実の観点からいたしますと、委員会設置会社のように執行と監督を分離するというのが一つの望ましい方向性であると認識している企業人は、日本でも相当程度おられます。そこで、日本でも、例えば監査委員会のみを設置するという形態も認めてもいいのではないかと、という議論がなされているところです。

第二は、大規模な上場会社につきまして、韓国では強制的に委員会制度を導入したという点です。韓国では、権先生の御報告にありましたように、2000年の改正で、大規模な上場会社は監査役ではなく監査委員会を設置しなければならなくなりました。これは、いわゆるIMF経済危機について、韓国を支援した国際金融機関の要請に従ったものと考えられています。

日本でも、2002年の改正のときに、大会社はすべて委員会設置会社にしてはどうかという議論もありましたけれども、相当数の社外取締役を確保するのは大変だという事情等もありまして、委員会制度への強制的移行というのは見送られました。そうしますと、韓国で委員会設置会社に強制移行するときに、人材確保の点はどうだったのかということは興味を持たれるところです。

関連いたしますと、日本では、現在、社外取締役を1人も選任していない会社が、東証上場会社の約半数以上あるという報告がございます。これに対し、韓国では、自発的に委員会設置会社を選択する会社も増加しているということでした。これには裏事情もあるということでしたけれども、しかし社外性要件の違い、特に会計の専門家を含まなければならないといった、日本と比べてかなり厳しい要件も入っているように思いますので、もし可能でしたら、社外取締役の人材確保について、韓国ではどのような状態になっているのかということをお伺いしたいと思います。

最後に、韓国会社法の最も特徴的な点と思われます、上場会社における最大株主の議決権

制限等についてコメントさせていただきたいと思います。

韓国では、一般論として、監査役の選任について、株主は議決権総数の3%を超える部分の議決権を行使できないというルールがあるということでした。これ自体、大変興味のあるポイントですが、特に上場会社におきましては、監査役又は社外取締役でない監査委員の選任・解任につきまして、この3%ルールの適用とともに、3%の算定につきましては最大株主についてのみ特殊関係人等の持ち株数も合算するとのことでした。そして、第2位以下の大株主につきましては、単純にその人の株式数だけが3%に制限されて、関連法人等の議決権は制限されないとこういうことでした。そうしますと、実質的に監査役の選任等につきましては、第2位の株主の議決権数の方が最大株主より実質的に多くなってしまふ、つまり議決権の逆転が生じ得ることになります。恐らく、韓国では財閥の力が強くて、第1位の株主が取締役を選任し、第2位の株主は監査役を選任できるようにすることが趣旨だと推測いたします。けれども、こういう制度を導入いたしますと、例えば、憲法上の財産権侵害になるのではないか、あるいは会社法の基本理念である株主平等原則と抵触するのではないか、ということが、日本であれば議論されると思いますので、韓国ではこういう問題について議論があるのかどうかも非常に興味のあるところですよ。もし時間がありましたら、後でお話しただければと思います。

これ以外にも、いろいろと特徴的なお話を頂きましたけれども、韓国の制度は全体的には日本と似ているので比較研究がしやすいといえます。更に詳細に調査をさせていただき、次回シンポジウムでは、より充実した報告をしたいと思います。

それでは権先生、本当にありがとうございました。(拍手)

【司会 (松原)】 ありがとうございました。

続きまして、ベトナムのグエン・ティ・ラン・フォン先生から、ベトナムにおける監査制度の概要というテーマで御報告いただきます。それではグエン・ティ・ラン・フォン先生、よろしく願いいたします。

「ベトナムにおける監査制度の概要」

報告者：ハノイ国家大学法学部専任講師 Nguyen Thi Lan Huong

コメント：広島大学大学院法務研究科教授、弁護士 片木 晴彦

【フォン】 御来場の皆様、こんにちは。ベトナム、ハノイ大学法学部のグエン・ティ・ラン・フォンと申します。

今日、この場におきまして、ベトナムにおける監査制度について報告の機会を頂いたことを、法務省法務総合研究所の所長を初め、財団法人国際民商事法センターの理事長及び関係者の皆様に感謝を申し上げます。

では、ベトナムの監査制度について報告させていただきます。

ベトナムでは、監査制度を定める重要な関係法は、2005年の企業法、2006年の証券取引法、そして2007年の財政省が定める会社ガバナンス規制の三つが上げられます。

企業法は、ごらんのように五つの会社の形態を定めていますが、このうち監査制度を扱う会社は、一人有限会社、二人以上有限会社、そして株式会社のみです。

上場株式会社は、企業法の規定のみならず、証券取引法と会社ガバナンス規制も適用されています。

ベトナムでは、民間の投資による会社だけではなく、国が営利を目的として出資した会社も多く存在しています。2010年7月から国有企業法が廃止され、このようなすべての国有企業が、一人有限会社、そして二人以上の有限会社、そして株式会社に改組されることで存続しています。

では、第1部、株式会社における監査制度について述べたいと思います。

株式会社における監査制度には、取締役会による監視や監査役会による監査があります。企業法によれば、すべての株式会社において取締役会が設置され、そのメンバーは最低3人、最高11人が必要となります。この際、取締役は株主である必要はありません。また、上場株式会社の場合、会社ガバナンス規制によれば、取締役会のメンバーは最低5人、最高11人が必要となります。独立取締役については企業法の規定はなく、会社ガバナンス規制及び商業銀行の組織に関する政令によって定められています。

続きまして、取締役と執行機関との関係について紹介します。

企業法の第108条によれば、取締役会は会社の日常業務執行について、社長又は総社長と他の管理職に対して監視し、指導する権限を有します。ここで、総社長という言葉はベトナム語から直訳しました。御了解ください。執行機関である社長は、取締役により任命罷免されます。また、社長は取締役のメンバーでも、そうでなくともよく、取締役会の主席が執行機関である社長を兼任することもできます。ここで、主席という言葉は直訳語なので、会長という言葉に当たると思います。取締役会は、日常執行について執行機関に対して監視し、指導する任務を負っています。

次に、取締役会の監視の範囲についてです。

取締役会の監視の範囲は、取締役会の決定、法律上の権限の執行、法律上の権限と義務の執行、定款に定められた決定事項の執行、そして会社との契約に定められた決定事項の執行です。企業法によれば、取締役会は少なくとも3か月に1回、定期会議を行う必要があります。この会議は取締役会の主席によって招集されます。つまり、取締役会は常時、執行機関に対して監視をしているわけではないのです。そのため、取締役会が独立して監視を行っているのか、常時に監視をすることが可能なのかという疑問点が出てきます。

次に、この点から、取締役会の主席の監視について述べたいと思います。

取締役会の主席は、株主総会又は取締役会によって任命され、社長を兼任することができます。主席は、執行機関の業務執行について監視する権限を有します。

取締役会の主席は他の取締役と異なり、常勤となります。このため、主席による執行機関の監視は、取締役会による監視より即時に行われると考えられます。

次に、上場会社の取締役会について述べたいと思います。

上場会社ガバナンス規制によれば、ご覧のように、このような部門からなります。このう

ち、内部会計監査部門には少なくとも1名、会計専門者が必要となっています。この専門者は、当該会社の会計担当でないことが求められています。実際には、多くの会社において、常勤である主席が社長を兼任し情報を独占し、取締役会が執行機関から会社の業務執行に関して正確かつ十分な情報を受けていないため、法律に従って監視を行うことができなくなりました。このため、取締役と執行機関のメンバーが利益相反を行う例が見られ、これを取締役会が適切に監視を行えず、利益相反取引に対して差止請求権を行使できない事件が多く発生しました。

これらの事件から、取締役会による監視が形がいは化する傾向や、取締役会の主席と社長の兼任により、主席による監視が機能していない状況が見いだされました。これらに対する立法策として、独立取締役の導入や執行機関の情報提供義務の規定が打ち出されました。

ここで、ベトナムでの独立取締役について紹介したいと思います。

現在、企業法上では独立取締役に関する規定はありません。しかし、会社のガバナンス規制と商業銀行に関する制定が独立取締役について定めています。会社ガバナンス規制によれば、取締役会のメンバーのうち、3分の1の独立取締役の選任が必要となります。さらに、独立取締役は執行機関のメンバーでない者であることが条件として規定されています。この法制度の改善により、商業銀行のみならず、多くの上場株式会社、具体的には2009年3月まで、上場会社の177社のうち、107社が独立取締役を設置し選任しました。

独立取締役の導入は、想定以上に取締役や執行機関のメンバーが頻繁に利益相反を行ったことや、少数株主の保護の軽視からの転換が背景に挙げられます。さらに、この導入は世界銀行の勧告を受けたもので、これも理由に挙げられます。

次は、独立取締役の設置の利点について述べたいと思います。

独立取締役は比較的最近導入されましたが、既に、その役割は幾つかの会社において高く評価されています。これらの取締役は執行機関から独立していることから、幅広い知識を持ち、会社との利益相反を生じさせず、執行機関に対してよいアドバイスを行ったことなどが評価されています。

次に、取締役会に関する企業法の改正動向について述べたいと思います。

今後、会社ガバナンス規制だけではなく、独立取締役に関する地位、監視権限、選任の欠格事由、そして執行機関の情報提供義務などを企業法によっても規定される必要があると思います。

次に、監査役会による監査について述べたいと思います。

第1点として、監査役会の組織についてです。

ベトナムの企業法によれば、11人以上の個人株主、又は発行済株式総数50%を保有する法人株主が存する株式会社は、監査役会を設置する義務を負っています。監査役会の設置については、企業法のみならず、上場会社ガバナンス規制にも適用されています。立法趣旨によれば、監査役会は会社の重要な地位を占めているとされています。

監査役会は、そのメンバーが株主総会によって選任され、独立機関として、会社の利益と株主利益を保護するために、取締役会と業務執行機関の決定事項を監視します。この際、監

査役の独立性が確保され、監査役は株主でなくてもよいが、管理職を務めてはならないとされています。監査役会の専門性が高いことから、監査役のメンバーのうち、少なくとも1人が会計員又は会計監査人でなければならないとされています。

さらに、上場会社ガバナンス規制は、企業法に加えてそれ以外の監査役の条件を規定しています。当該会社の会計・財務部に所属しない者、また当該会社に会計サービスを提供する独立監査機関のメンバーでない者でなければならないとしています。

次に、第2点は、監査役会の義務についてです。

ちょっとミスがありますので、修正をお願いします。

監査役会は、取締役会や社長の業務執行を監視する権限を有し、株主総会に対して責任を負います。企業法の立法趣旨によれば、監査役会には重要な監査機能を果たすことが期待されています。そのため、多くの権限を与えられます。ご覧のように、それは検査権、報告承認権、株主に対する報告提示権、提案権、そして違反行為差止請求権を有しています。これらの権限の行使を確保するために、監査役会は情報接近権を与えられています。監査役は、必要な場合に積極的に会計帳簿、会社の資料、業務執行に関する情報を調べることができます。

続きまして、監査に関する実際の問題点として三つが挙げられます。

第1点は監査役会の役割についてです。

99年企業法の改正以前、監査役会はそのメンバーが取締役会によって指定され、監査役会は取締役会による支配を受けました。

2005年企業法施行以降、監査役会は取締役会によって作成した会社の内部の規制により、権限が制限されることになりました。このため、監査役会が形がい化するという弊害がもたらされました。取締役と社長は監査役による監査を回避したり、監査役への情報提供義務を誠実に履行しなかったり、場合によっては監査役が取締役と通謀し、不正行為をするなどの行為が頻発しました。

第2点は、監査役の資格についてです。

企業法によれば、監査役の管理職の兼任が禁止され、監査役会のメンバーは株主又は労働者である必要はありません。実際には、選任された監査役は通常、労働者あるいは下級社員からなった場合が多くなりました。このため、これらの監査役は、労働者としていつでも解雇される可能性があります。つまり、この関係によって監査役の独立性の確保に疑いがあったのです。また、監査役会には、会計人又は会計監査人が含まれます。しかし、会計監査人は通常ただ1人であるため、実際には独立会計監査部門になっていません。さらに、その人数には制限があるために、独立した会計監査が十分に行われる形になっていません。多くの会社の監査役は十分な専門知識を持たず、会社や株主を徹底的に保護しようとする意思に欠けているほか、独立した地位を占めていないため、企業法により期待され、与えられた職務を行えるわけではない状況です。

続きまして、監査役会の会議と報告書の内容について述べたいと思います。

企業法上、監査役会の会議について規定しておりません。しかし、上場会社ガバナンス規

制上、監査役会は少なくとも年2回会議を行い、全員の3分の1の出席を必要とします。その記録は詳細に作成し、書記や出席したメンバーそれぞれのサインが必要とされます。しかし、実際には、監査役が履行した報告義務は、取締役、執行機関の監視には余り役に立っていません。なぜなら提出された報告は、会計監査法人による監査結果や、取締役会や執行機関の情報を利用するニュース性の高い情報ではないこと、また、そのためもあり、監査役会の監査結果は単に警告としての意味しか持っていないと考えられることなどです。また、監査役会の報告書の扱いは、取締役会や執行機関の報告書とほぼ同様な内容となっている場合が多く見られます。このため、株主にとって必要不可欠な情報を欠いています。また、その報告内容は、取締役や社長の業務執行の欠点を批判するより、むしろ賛美し、あるいは追従することが多いとされます。

続きまして、監査役会の役割の低下の原因について紹介します。

最近、株式会社の違反に関する情報、そして2010年、ベトナムの外資系会計監査会社の調査から粉飾決算が見られる会社がしばしばあると思われませんが、これを簡単に発見することは難しいことでした。なぜなら、社長らは、株主や取締役に対して彼らの期待どおりの会社の経営が進んでいることを報告することを欲しており、失敗や非効率性について、これをできる限り隠したいと考えているからです。

以上の状況から見ると、監査役会の運営上の問題点、幾つかが挙げられます。

それは、情報接近権の行使には障害が見られます。

次に、監査役会による違反行為の発見はほとんどありません。

もう一点は、違反行為差止請求権は行使されていないということです。

ここで生じた監査役会の形がい化の弊害は、会社の利益や株主保護の欠如に結びつくと考えられます。

次に、監査役会による監査の問題点の解決策について述べたいと思います。

監査役会による監査の問題点の解決策として、今後、企業法において、監査役会により独立的な地位を確保し、代表訴訟権を与え、また株主の保護のために必要な情報を監査役会の報告内容に要請する必要があると思います。

以上、株式会社の監査について報告しました。

第2部について、一人有限会社の監査について述べたいと思います。

一人有限会社の場合、組織である所有者が存する会社と個人である所有者が存する会社に分けられます。この場合、2人の委任代表者が所有者により選任される場合、会社には社員会、社長と監査役が設置されます。ここで出た委任代表者は今、これも直訳語ですけれども、実際には国有企業の状況から見ると、この委任代表者は取締役に当たると考えています。1人の委任代表者が所有者によって任命される場合、委任代表者が会社の主席となり、この会社には会社の主席、社長と監査役が設置されます。という二つの形態が存在しています。

時間があまり長くありませんので、次に監査役会の組織について、ちょっと述べたいと思います。

一人有限会社の監査役会は、3年を超えない任期の1人から3人の監査役によって構成さ

れ、その監査役は所有者によって任命され、会社の社員会、会社の主席、社長の業務執行に対して監査義務を負っています。これは、企業法の71条の規定の内容です。

次に、ご覧のように、一人有限会社の監査役会の権限についてです

ほとんど株式会社の監査役会の権限と同様です。

監査役会制度自体は国有企業法上の監査役会をモデルとして作り出されており、その重要性に関して議論が余りされていません。また、そのせいか、取締役が監査役会の長を兼任する会社が多くなっています。これは、私の調査で分かったことです。

最後に第3部、二人以上有限会社の監査について少し述べたいと思います。

二人以上有限会社には、社員会、社員会の主席、社長が存在しています。

監査役会は、すべての会社において設置される必要はありません。ご覧のように、11人以上の社員が存する会社は、監査役会を設置しなければなりません。また、10人以下の社員を持つ会社では、会社統治の要請に応じ、監査役会を任意に設置することもできます。

監査役会そして監査役会の長の勤務制度について、企業法によれば、定款によって定められます。

次に、監査役会の権限と監査の実態について話したいと思います。

立法趣旨によれば、二人有限会社の監査役会は株式会社の監査役会より重視されていません。実際には、国が資本参加する二人有限会社の場合、執行機関の業務執行について監査役の監査より、むしろ委任代表者である取締役の監視が重視されています、という状況があります。

最後の言葉として、ベトナムの経営の自由化が高まったことに伴い、執行機関に対する取締役会の監視、取締役会、そして取締役会と執行機関に対する監査役会の監査の重要性が明らかとなりました。ベトナムでは現在、上場会社のガバナンスを整備するとともに、企業法上の取締役会に関する規定の改正が迫られています。しかし、残念ながら監査役制度の改革までは、まだ提言されておりません。今後、会社内部の監査機能を強化するためには、独立取締役の地位を重視し、また監査役制度を抜本的に改革してゆく必要があります、そして株主や一般投資家を保護するための外部機関を創出する必要があると思います。

以上の説明で不足な部分が多いと思いますが、後で御指摘や御質問、お願いいたします。よろしくお願いいたします。

御清聴、ありがとうございました。(拍手)

【司会 (松原)】 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、今のグエン・ティ・ラン・フォン先生の御報告に対するコメントを、広島大学大学院法務研究科教授、弁護士の片木晴彦教授から頂きたいと思います。それでは片木先生、よろしくお願いいたします。

【片木】 フォン先生、大変貴重な報告をありがとうございました。私もまた、来年にはベトナムの方で現地調査に赴く予定にしておりますが、大変楽しみにしております。

時間も押しておりますので、簡単に3点ほど、先生の報告に敷衍する形で私のコメントを

申し上げたいと思います。

フォン先生の報告の順番と少し異なりますけれども、まず最初に監査役制度についてコメントしたいと思います。

このシンポジウムの一番最初に、方新先生の方から中国の監査制度について詳しい報告を頂いております。こちらにおきまして、従業員の代表が監査役として選任されることが規定されているというのが中国の制度であります。ベトナムにおきましては、従業員を監査役に選任する規定というものは法律上は存在していないようです。ただ、既にフォン先生の報告から大体お分かりいただけるとおり、実際に株式会社の監査役としては、管理職ではない従業員が選任されている例が非常に多いようです。そういたしますと、先生自身が既に指摘されましたように、取締役あるいは経営者の支配下にある従業員が十分な監査役としての監査機能を果たし得るのかどうか、非常に問題があるという点は、確かにそのとおりなんだろうと思います。この点、今後、法の改正等で改めていく必要があるということだろうと思いますが、その際には、やはり監査役というものに何を期待するのか、どのような役割を考えるのが重要になるんだろうと思います。

その点に関連して第2点、支配株主との関係ということについて見てみたいと思います。

ベトナムにおきましては現在、民間企業の多くは、国有企業からだんだんと民営化している企業だろうと思います。ベトナムの証券市場に上場されている企業も、国がなお支配的な株式を持つ会社が上場して、一部の株式を市場で取引しているという例が非常に多いとお聞きをいたしました。そうしますと、特にコーポレート・ガバナンスという観点からいえば、こういう上場企業における少数株主の保護というのが非常に重要になってまいります。実際、会社法の規定におきまして、この支配株主との関係を考慮したような規定も幾つか見られます。

先ほど少しコメントがありましたけれども、例えば監査役会の設置義務は株式会社についていうと11人以上の企業であるか、あるいは50%の株を持っている支配株主がいる場合には必ず監査役会を設置しなければならないということになっております。

実は、ベトナム企業法をあらかじめ送っていただきました。そちらを読んでおりましたら、国が会社の株を保有している場合に、国の管理者の関係者が取締役になることを禁止する規定などもございました。このような形で、ベトナム会社法におきまして、支配株主の支配から逃れた監査役あるいは取締役を選任ということが要求されています。

他方で証券市場に対するガバナンス規制、財務省のガバナンス規制というところをみますと、こちらでは一つには社外取締役の選任、ノンエグゼクティブ・ディレクターという言い方がいいのかもしれませんが、それを3分の1以上要求する。あるいは、いわゆる委員会制度といいたいでしょうか、内部監査委員会や報酬委員会を設置するというようなやり方によって独立した監査制度を設置しようという動きが見られます。

フォン先生の最後のコメントで、この独立取締役制度あるいは監査役制度というものによって監査機能を高めていくということでしたけれども、特にこの少数株主の利益を擁護するという観点から、今現在、証券会社のガバナンス規制が進めようとしているような取締役会

の改革と、それから主として会社法の方で今考えられているような監査役制度の改革の両者を、どのような形で関係づけていくのかというのも非常に興味深いところです。

第3点、最後になりますが、一人有限会社、二人有限会社というものの指摘がございました。我が国から現地法人という形でベトナムに進出する会社の多くは、恐らく合弁会社を設立するのであれば2人あるいは3人の社員による有限会社、そして単独で出資する場合には一人の有限会社という制度を利用するものと思われまます。ただ、一人有限会社の方に監査役会を設置する義務があるということで、戸惑われた方も多いかと思いますけれども、これは恐らく一人有限会社の多くは、いわば国有企業が民営化したばかりの段階と、我が国でいえば例えば日本郵政株式会社みたいなものが、今現在、この国の有限会社となっているというふうに想像すると、比較的分かりがいいんだろうというふうに想定されます。

それだけに、この有限会社という制度が、小規模閉鎖的な会社のための規制というわけでは必ずしもないようで、そこが少しこの有限会社制度を分かりにくくしているのだろうなというふうに思ったというところです。

以上でございます。(拍手)

【司会 (松原)】 どうもありがとうございました。

それでは、これから質疑応答の時間に移りたいと思います。

質疑応答の進行につきましては、弁護士法人大江橋法律事務所弁護士の池田裕彦先生にお願いいたします。

それでは池田先生、よろしく願いいたします。

質疑応答

進行：弁護士法人大江橋法律事務所弁護士 池田 裕彦

【池田】 御紹介いただきました弁護士の池田でございます。

会場の皆様から、いろいろ御質問を頂いておりますので、早速その質問を御紹介させていただいて、海外の招へい者の先生方から御回答を頂きたいと存じます。

それでは、まず、最初の質問です。質問用紙の番号では055番の質問で、ベトナムのフォン先生に対する質問です。

フォン先生の、レジュメの3ページの5にあります、取締役会メンバーの数の制限についての質問です。

最低の人数については理解できるのですが、なぜ最高人数が設定されているのでしょうかという御質問です。

フォン先生、よろしく願いいたします。

【フォン】 この質問に対しての答えは知っている範囲で、これは立法者が、1999年と2005年の改正企業法上、導入されたもので、実はベトナムの株式会社に要請されたこともあるのが、やはり海外からの提携を受けて、このような最高の取締役のメンバーを規定したと思います。

さらに、ベトナムでは株式会社の場合はほとんど国有企業から改組されたもので、やはり株式を上場する場合は監査役会のメンバーを規定する必要があると思われます。

【池田】 どうもありがとうございます。

片木先生、何か補足で御説明ございますでしょうか。

【片木】 日本におきましても、余り多くの取締役を置くことは取締役会の監査機能といましようか、やはり充実した審査機能というものに対する弊害になるということはよく言われていることで、実際に取締役の定員は、恐らくこの十数年間で3分の1近くに下がったんじゃないでしょうか。これを法規定として置くことがいいのか、実際のよき実務慣行として考える方がいいのかというのは、多分それぞれの国によって違ってくるということだろうと思います。

【池田】 ありがとうございます。

ちなみに、中国の方でも、取締役の数の上限について、何か規制があるようなお話も伺ったように思うんですが、方新先生、何かございますでしょうか。

【方】 確認しましたら、基本的には上限の制限がなく、会社の定款の定めにゆだねてはいますけれども、一部の特別法令には、あるいは地方法令には、例えば3名から13名までというような定めがありますけれども、なぜそういうふうになったかと言いますと、一つは多分、人数が多過ぎるとかえって経営判断が、意思決定が遅くなるというようなことと、あとは多分、役員報酬との関連もあるのではないかと推測されますけれども。

【池田】 どうもありがとうございました。

それでは、次の質問に移りたいと思いますけれども、今度は香港のウォン先生に対する質問です。質問書の番号は、023番の質問でございます。

ウォン先生の、パワーポイントのレジュメの12ページにございますが、この財務等の報告のところで、総会議長の報告と、チェアマンズ・ステートメントというものに触れておられますけれども、それは一体どういうものなんでしょうかという御質問です。

【ウォン】 ありがとうございます。

実際、チェアマンズ・ステートメントというのは、この言葉どおり、書面で出されたチェアマンのステートメントということです。これは、取締役会議長のステートメントです。これは、会社が株主に対して、少なくとも株主総会の21日前に送る文書の中に入れられるものです。株主はそれを精読して何か問題があると感じた場合には、株主総会で質問をすることです。このチェアマンズ・ステートメントというのは、まず取締役報告書から入りますと、この取締役報告書というのは、その会社がこの会計年度、過去1年間何をしてきたかということ具体的に記し、そして、どのようなことを達成したかということを書きます。取締役会議長のステートメントは、彼の立場からそれを裏づけるということ、そしてまた取締役会に対しては一生懸命やってくれたことに感謝を述べ、更に将来に向けてのビジョンを示します。企業としてどの方向にこれから向かっていくのかということ述べています。ときには、このチェアマン、取締役会議長は、商業的な理由から次の年の、利益の見出しを出す場合もあります。今年は1億ドルの利益が上がりましたと、そして過去の実績から言いま

すと毎年10%伸びているので、来季に関しましては1億1,000万ドルになると思われる。しかし、監査役がそれを見たときに、そのステートメントの中で述べられていることで、例えば大きなクライアントが1社撤退してしまうということを知っていた場合には、本当にそれだけ、1億1,000万ドルというものを達成できるのかどうかということに疑義が生じるわけです。そうしますと、やはり監査としては、それはおかしいということを述べ、そしてそれを修正した上で、株主総会向けに発送するということが求められるということです。そうでなければミスリーディングになってしまうということです。

【池田】 日本の会社法でいう事業報告のようなものを想像してしまいましたが、ちょっとそれとは違うもののようなふうに取りました。

中東先生、この点、何かコメントございますでしょうか。

【中東】 今言っていたとおりで。正誤表をお配りしておりますが、正誤表で取締役会意見表明書になっていますが、これは取締役会議長ということでございまして、そう理解していただくと、よりおわかりいただきやすいと思います。

【池田】 それでは、また同じ方の御質問で、質問票番号では023です。

この御質問は、方新先生に対する御質問です。

方新先生の、レジユメの7ページの一番下のところでございます。監事の責任の明確化について述べておられますけれども、方新先生は監査役の第三者に対する責任を、一般法行為による責任及び会社法上の監査役としての責任の両方を念頭に置いておられるのでしょうか。そして、この第三者には、株主が含まれるのでしょうかという御質問です。

よろしく願いいたします。

【方】 ありがとうございます。

中国の会社法においては、監査役だけではなく、すべての役員、取締役を含めて第三者に対する責任については何ら定めがありません。だから、会社の役員、取締役の第三者に対する責任というのは、これについて会社法上の定めがないというふうになっております。ですから、第三者が会社の役員、取締役の責任を追及するには、不法行為法とかに基づいて行うしかないというのが現在の状態です。あと、中国ではそういう場合は職務行為というような理論がありまして、なかなか個人の責任までを追及するのが困難な状態です。対外的には会社の行為とみなされて、まず第一的には会社が責任をとるというような形になっています。実務上もそういうふうになっています。

もう1点は、第三者には株主が含まれるかどうかです。そもそも第三者に対する責任の規定がないんですから、このところは当然、法律上の明文の規定はないんですけれども、もし、あえて言えば含むと解すべきではないかと思います。通常は債権者とか、そういうような第三者に対する責任のことですけれども。

【池田】 ありがとうございます。

それでは、次に会場からの御質問ではなくて、先ほどの、日本側の専門家委員の先生方からのコメントの中で提起されました御質問について、もしここでお答えいただければ、お答えいただきたいと思います。

韓国の権先生の御発表に対するコメントの中で触れられておりました質問でございますけれども、先ほどの権先生の御発表の中で、大規模上場会社については監査委員会の設置が強制されているというお話がございました。その点につきまして北村先生の方から日本ではそういうことをすると、なかなか人材が集まらないのではないかというようなことが言われているけれども、韓国ではそういう社外取締役の人材の確保について問題はなかったのだろうかというような御質問がございました。これにつきまして権先生、何かお答えございますでしょうか。

【権】 質問に対して、韓国でも監査委員会を取り入れようとするときに、韓国でも社外取締役の資格を持っている人は少ないだろうと。そういうふうになれば、監査委員会も実際には機能しないだろうと、そういう理論で反対したケースが多かったんですね。それでも実際には、レジユメの5ページですけれども、2の図2です、2000年に、基本的に監査委員会を設置しなければならない会社が70社にすぎないんですね。それで、取締役会の監査委員の3分の2以上を社外取締役とすれば140人からで、その時期は実際には社外取締役の資格は余り厳しくなかったんです。それが、今は、先ほど北村先生がおっしゃった、例えば監査委員の中で財務専門家とか会計専門家が少なくとも1名以上という、そういうことになったのがアメリカのSOX法の影響で、その次に2003年とか、段々そういうふうに、ある意味では社外取締役の資格を緩やかにして、それを段々厳しくするという、そういうことが一つあって、もう一つの場合は、韓国の場合はどっちかというところ勝負というか、取りあえずやってみて、それが問題であれば直すという、そういう面も確かにあって、それで監査委員会を取り入れたと、そういうこともありまして、もう一つは、ある意味では、今、監査委員の多くは大学の先生なんですね。それで、大学の先生の立場からすれば、新しい仕事の場といいですか、そういうこともありまして、私も実際、社外取締役になりたいというのが夢なので、そういうこともあります。

そして、もう一つの質問は、恐らくなんですけど、資本主義の国家で株式をたくさん持っているのにもかかわらず、一定のパーセンテージ以上は議決権を認めないというのは、それは憲法上の財産権の侵害という主張も確かに韓国にありまして、私が知っている限り、そういう場合には防衛策としてもそれを認めている国もありまして、そういう観点からすれば韓国は珍しいという、そういうことはないと思うんですね。確かに、問題は、韓国の場合は株主平等原則というのが、それがものすごく強いんですね。そういうことなので、株主平等原則に相反するのではないかという、そういう主張もあるんですけども、それは日本と全く同じだと思うんですけども、種類株式とかそういう話をするとき、それが法律で認めるから、株主平等原則の例外だという、そういう主張が韓国にあります。

それで今、財産権の侵害という、そういう主張をする先生の間では、すばらしいアイデアだと私は思うんですけども、そういうことがあれば、それでも監査役を選任するときに、監査委員もそうですけれども、議決権を制限するのはいろんな面で問題があり得ると。そうすれば、韓国で累積投票制度があります。それを、今、韓国では取締役を選任するときに累積投票制度を取り入れようとしているし、法律的にはどういうふうになっているかといえ、

定款で配慮する規定がなければ、累積投票制度が自動的に入るんです。それでも、韓国の三星とか現代自動車とかトシコとか、ああいう会社の場合は、韓国人の株式比率が60%を超えるんです。ああいう会社も、実際には定款も特別決議をして配慮してるんです。そういう面で非常に不思議な国なので、それでむしろ、今ある意味では取締役会というのは、意思を一つに統一しなければならぬ組織なので、そういう取締役会の場合にはむしろ累積投票制度よりは、それを廃止して、監査委員会とか監査役を選任するときに累積投票制度を取り入れましょうという、そういう主張があるんですけども、私はその意見には賛成しておりません。

それぐらいでよろしいですか。

【池田】 どうもありがとうございました。

続きましての御質問に移りたいと思いますが、会場からの御質問で、質問票の番号で031の質問票です。これは方新先生に対する御質問です。

中国において、会社法改正前に設立されている会社で、現在、監事及び監事会未設置の会社についての御質問ですが、今後の見通しを教えてほしいと。合弁あるいは組織変更時に、例えば総経理が交替するときに、その監事とか監事会の設置が要求されるのでしょうかと、そういう御質問です。

よろしく願いいたします。

【方】 ありがとうございます。

今のところは、特に会社法改正前に設立した会社について、例えばタイムリミットを設けて一律に監査役か監査役会の設置を要求するという気配はないんですね。そういう動向はないと思います。そうすると、会社としてはなければ設置しないというのが一つの対応と、もう一つは、やっぱりガバナンスを強化すべきという考えに基づいて進んで設置するというような基本的なパターンと思いますけれども。

組織変更のとき要求されるということですが、じゃ、どういう組織変更が行われたときに要求されてくるのかといいますと、別に一定の基準があるわけではないんですけども、私の感覚では定款修正程度の組織変更であれば、そういう場合には要求されてくるんです。だから、総経理の交替とか、あるいは董事の交替とか、そういう場合は単に登記でもないんですね。届出だけですから、そういうようなレベルの事項で要求されることは全くないとは言いきれませんが、一般的にいうとないのではないかと思います。

もう一つ、合弁会社の場合ですね、選任する場合、どういうふうを選任するのかという問題もあります、実は。なぜかという、さっき御報告のときにも御説明したんですけども、合弁企業とか合作企業において董事会が最高権力機関と位置付けされています。だから、そういう会社においては総会を設置しないんです。そうすると、総会を設置しない会社で監事をどういうふうを選任するのかということがありますけれども、これは一人会社の場合はいいんですけども、要するに出資者が決めればいいんですけども、そうではなくて複数の出資者が出資する場合、今の実務では複数の出資者が合意して選任するというような形になります。例えば、1人にする場合とか2人にする場合、例えば、合弁の場合は、両方のパート

ナーがそれぞれ1人選任とか、そういう基本的には、この部分が法律のブランクですから、結局、当事者の合意にゆだねられています。

はい、以上です。

【池田】 どうもありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。会場から頂いている御質問で、質問票の番号が022番の御質問です。この御質問は、ベトナムのフォン先生に対する御質問です。

質問を三つ頂いております。三つとも、ここでちょっと読み上げさせていただきます。先生、ちょっとメモしていただけますでしょうか。

一つ目の質問が、一人有限会社の監査役又は監査役に、社長等の義務違反行為の差止権はあるのでしょうかという御質問が一つ目です。

2番目の御質問は、先生のパワーポイントの、39のところに関する御質問です。先生のパワーポイントの39で、取締役が監査役会の長を兼任する会社が多いという記述がございますが、取締役、委任代表者は、そもそも監査役会のメンバーとなれるのでしょうかという御質問が二つ目です。

それから、三つ目が、監査役が仕事をしないような場合、株主から責任を問われることがあり得るのでしょうか。株式会社と有限会社で監査役の義務の重さに違いが生じるのでしょうかというのが三つ目の御質問です。

ちょっと三つで多いですが、よろしくお願ひします。

【フォン】 お答えさせていただきます。

まず、第1の質問については、ベトナムの企業法第71条によれば、監査役会の差止請求権を定めておりません。しかし、実際には、この場合の社長は、例えば政府、また政府の委譲を受けた機関が国の資本を管理する場合は、この場合は所有者によって解任権を行使される場合が多いです。

第2の質問は、現在の企業法によれば、監査役は取締役の兼任を禁止されておりません。そのため、取締役はもちろん監査役会のメンバーとなる、もちろんです。

第3の質問については、株式会社の場合は、この場合、監査役が仕事をしないため株主総会で解任権を行使される場合が多いです。有限会社の場合は、単なる所有者によって解任を決定されるわけではありません。なぜなら、国が出資した会社の場合は、党機関、そして労働組合によって支配されているから、解任する場合は会社法以外の機関の意見を受けなければなりません、という現状です。

【池田】 どうもありがとうございました。

ほかにも質問を頂いておりますけれども、時間が相当押しております。今日のいろいろな海外招へい者の先生方の御発言の中に、監査制度が機能していないとか、日本もそうだと思うけれどもという御発言が度々ありまして、恐らく、今日おいでになっている監査役の皆様からすると、心穏やかでないところも多々おありだったかと思っておりますけれども、そのあたりは、また来年、本研究会でシンポジウムを予定しておりますので、その際、御意見を頂けれ

ば有り難いと思います。

御質問いただきました会場の皆様、それから国内の委員の先生方、そして海外招へい者の先生方、本当にありがとうございました。(拍手)

【司会(松原)】 池田先生、海外招へい者の皆様、日本側コメンテーターの皆様、そして会場の皆様、どうもありがとうございました。

それでは最後に、本日のセミナーにつきまして、神戸大学大学院法学研究科の近藤光男教授に総括していただきます。近藤先生、よろしくお願いいたします。

総括

神戸大学大学院法学研究科教授 近藤 光男

【近藤】 神戸大学の近藤でございます。最後に、本日のセミナーの総括をさせていただきますと思います。

本日は、「アジア監査制度セミナー～躍進するアジアの会社と監査制度～」というテーマで、4時間近くにわたりまして議論していただきました。報告された先生方、議論に参加された方々には深く感謝申し上げます。

現在、我が国の監査役制度は曲がり角に立っているかのように思います。監査役制度と監査委員会制度との制度間競争といいながら、実際には、多くの会社が依然として監査役制度を選んでおります。コーポレート・ガバナンスを考えるに当たりまして、監査制度が極めて重要なテーマであり、監査制度の進むべき道を探求することが急務ではないかと思えます。

この研究会では、国際的な企業活動が活発である現在におきまして、アジアにおける監査制度について比較検討が必要であるという立場から研究を始めたものであります。監査制度が重要であるということについては、恐らく各国で共通認識がありながら、実際の制度は大きく異なっているわけであります。今回のセミナーでは四つの会社法について、監査制度に関しまして、取り分けその沿革と実状について御議論いただいたわけであります。ここで、各国の報告から以下のような興味深い知見を得られたということで、あくまでも私の独断で列挙させていただきます。

中国につきましては、中国では取締役会に当たります董事会には監督の権限が付与されていないということ、会社内部の監督システムとしても、董事会による監督機能が明確にされていないということや、規模が小さい会社は除きますが、監事会を設置する有限会社では、監事会は株主総会で選任された株主代表監事と従業員により選任された従業員代表監事から構成され、そしてその比率は従業員代表監事が3分の1を下回ってはならないというふうにされていることを知ることができました。そして、従業員代表監事は会社の従業員であり、会社の董事や高級管理職の指揮命令を受けており、またほかの業務も兼務し監事の職務に専念できないこともあり、その結果従業員代表監事による役員や高級管理職に対する実効的監督が難しく、期待するほど機能してないという御指摘をしていただいたわけであります。また、監事会は完全な合議制機関であり、監事会設置会社におきまして監事は単独で監査権限

を行使することができないで、監査権限は基本的に監事会によって行使されている。個々の監事が自己の意思や判断に基づいて監視活動を行えないことが問題であり、監事会が多数決による合議機関であることの問題点が指摘されているわけであります。

続きまして、香港では、監査役ではなくて監査委員会制度が導入されているようでありませう。上場会社では監査委員会が必須になり、今後すべての会社において設置が求められるようになるだろうという御指摘をさせていただいたわけでありませう。監査委員会は委員長と非常勤取締役からなり、委員長は取締役会とのアクセス機能が期待されているということや、監査委員会は全分野での広範な問題を取り扱うのではなくて、業務監査での役割が限定的であるということが興味深い点ではないかと思ひます。また、外国資本が香港に進出するに際しましては、外国会社の香港支店とする場合や香港子会社の利用が考えられるけれども、香港会社を利用するという場合には多くの利点が得られる、という興味深い御指摘を受けたわけでありませう。

続きまして、韓国につきましては、監査役と常勤監査役、監査委員会の三つがあり、企業の規模、あるいは上場か非上場かによって設置すべき監査機関が違ふということと、上場会社の常勤監査役には上場会社の社外取締役と同じような資格制限があり、独立性が重視されているということと、大変興味深くお聞きしたところでありませう。さらに、大規模な上場会社では監査委員会の設置が強制されている一方で、非上場会社では任意であるということでした。そして、監査役の選任決議において株式数による議決権制限があるということも、大変注目される点ではないかと思ひます。また、監査委員の選任・解任が取締役会ではなくて株主総会の権限になっている場合があるということでありませう、この点も日本とは違ふ、大変興味深い点ではないかと思ひます。

最後に、ベトナムでありますけれども、株式会社において取締役会が十分に監視する機能を果たしていないという御指摘を受けたわけでありませうが、最近になって独立取締役制度が導入され、取締役会の3分の1以上の独立取締役が必要とされ、執行機関からの独立ということが強調され、その結果、執行機関に対してよりよい監督機能を発揮できるのではないかという、そういうお話があったわけでありませう。それに対しまして、監査役の機能は十分に発揮されておらず、監査役会も十分に機能していない。監査役は期待されている職務を果たしていないのではないかという御指摘があったわけでありませうし、監査役会の形がい化という状況が特に気になったところでありませう。これに対しましては、監査役会には、より独立した地位を確保して株主保護のために必要な情報を、監査役会の報告内容ということで充実させるべきではないかという、そういう御提言をお聞きしたということでありませう。

あくまでも私自身の独断によりますが、以上が本日の御報告で得られた特に興味深いところということでありませう。これらの四つの会社法における監査制度の研究からは、日本とは似ている点もあれば、固有の制度もあり、日本における監査制度について再検討しなければいけないという点を数多く示唆しているのではないかと思ひます。

そして、更に深くアジア各国の監査制度を比較研究していくということには、極めて意義の大きいところがあるのではないかと考えます。今後、我々研究メンバーは、一方で本日御

報告いただきました4先生と頻繁に情報の交換をいたしまして、他方で日本人の研究委員は現地に調査に行くことで、この研究を深めていきたいというふうに考えております。その成果につきましては、1年後に、この場所で開催されることになるとは思いますけれども、シンポジウムという形で皆様に御報告できればと思います。そこで、どうか、本日御来場の皆様にも、来年のシンポジウムにも是非御参加いただければというふうに考えております。

どうも御清聴ありがとうございました。

以上をもちまして、本日のセミナーの総括とさせていただきたいと思います。(拍手)

【司会(松原)】 近藤先生、どうもありがとうございました。

ただいま近藤先生から御紹介いただきましたように、法務省法務総合研究所、財団法人国際民商事法センターにおきましては、本日のセミナーの実施結果を踏まえて、来年2011年にアジア監査制度シンポジウムを開催いたします。本日御来場の皆様におかれましては、来年も是非御参加いただけましたら幸いです。

それでは、以上をもちまして、「アジア監査制度セミナー～躍進するアジアの会社と監査制度～」を終了いたします。

資 料

アジア監査制度セミナー ～躍進するアジアの会社と監査制度～

参 考 資 料

- 1 「中国における監査制度の概要」
大成律師事務所上海事務所律師（弁護士） 方 新
・ 発表資料（パワーポイントスライド）

- 2 「香港における監査制度の概要」
Hastings & Co., Solicitors & Notaries 弁護士 Antony Wong
・ 発表資料（パワーポイントスライド）

- 3 「韓国の監査制度の概要」
建国大学校法科専門大学院教授 権 鐘浩
・ 発表資料（レジュメ）

- 4 「ベトナムにおける監査制度の概要」
ハノイ国家大学法学部専任講師 Nguyen Thi Lan Huong
・ 発表資料（パワーポイントスライド）

- 5 4か国比較表

中国監査役制度の概要

大成法律事務所 弁護士
方 新



大成律師

会社法の制定・改正と監査役制度の導入

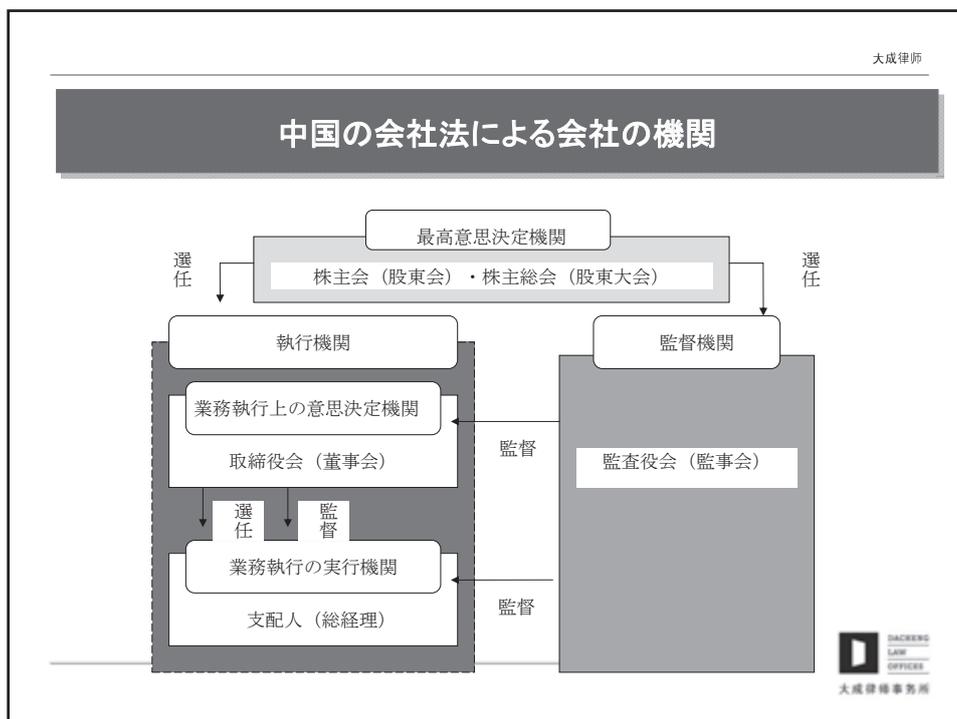
1. 会社法の制定と改正

- 会社法制定以前の企業に関する法令
- 1993年「中華人民共和國会社法」制定, 1994年7月1日施行
- 1999年, 2002年の「会社法」の小規模の改正
- 2005年, 会社法の大改正

2. 監査役制度の導入

- 会社法制定以前の監査役制度
- 1993年会社法制定による監査役制度の正式な導入
- 2005年会社法改正による監査役制度の強化





大成律師

機関	設置	選任	権限
股東会・股東大會	原則としてすべての有限会社と株式会社において設置。但し一人有限会社や中外合弁企業、中外合作企業などは例外。	—	最高意思決定機関。
董事會	原則としてすべての有限会社と株式会社において設置。但し出資者の数が比較的少ない又は規模が比較的小さい有限会社では、董事會を設置せず、1名の執行董事をもって代えることができる。	股東会・股東大會が董事を選任する。但し例外がある。	業務執行上の意思決定機関。
董事長	董事會設置会社において設置する。	董事會が選任する。	股東会・股東大會の主催、董事會の招集、主催、董事會決議の実行状況の検査。
總經理	有限会社においては任意設置、株式会社においては強制設置。	董事會が選任する。	業務執行の実行機関
監事會	原則としてすべての有限会社と株式会社において設置する。但し、出資者の数が比較的少ない又は規模が比較的小さい有限会社は、監事會を設置せず、1~2名の監事を設置することができる。	股東会・股東大會が監事を選任する。但し、例外がある。	業務執行の監査機関

特徴 ・一層性とも二層性とも異なるシステムである。
 ・監事は、股東会・股東大會により選任・解任される。監事(会)は、董事會と並列的な機関として董事會・高級管理職による会社運営を監査し、日本の制度に近いといわれる。
 ・但し、董事會と董事には監督の権限が付与されていないこと、及び独特の「經理」(支配人)制度が設けられ、「經理」その他の高級管理職が業務執行の実行を担当すること、定款により代表権を董事長又は總經理に付与できること等は、日本の制度と異なる。

DACHENG
LAW
OFFICES
大成律師事務所

特別規定

◆ 国有企業に関する特別規定

◆ 外商投資企業に関する特別規定

企業形態	外資法による会社の機関	監事(会)の設置
中外合弁企業	董事会(最高権力機関) 総経理(業務執行機関)	必要
中外合作企業	董事会又は共同管理委員会(最高権力機関) 総経理(業務執行機関)	必要
外商独資企業	(外資法による特別規定がない。会社法の規定による。)	必要

監事・監事会の設置と監事の選任

◆ 監事会設置会社と監事会非設置会社

- ・原則としてすべての会社において3名以上の監事から構成する監事会を設置する。
- ・但し、出資者の数が比較的少ない又は規模が比較的小さい有限会社は、監事会を設置せず、1～2名の監事のみを設置することができる。
- ・現在「出資者の数が比較的少ない又は規模が比較的小さい」の具体的な基準が明確にされていない。実務では、有限会社において監査役会を設置せずして1～2名の監事を置くことが多い。
- ・国有独資会社は、出資者が国のみであるにもかかわらず、監事会の設置が義務付けられる。

◆ 監事の選任

- ・監事会非設置会社において、株主会・株主総会(股东会・股東大会)が選任する。
- ・監事会設置会社において、株主会・株主総会と従業員が選任し、かつ従業員の選任する監事の比例は、監事総数の3分の1を下回ってはならない。
- ・株主会・株主総会を設置しない会社(国有独資会社、中外合弁会社、中外合作会社等)においては、出資者が直接監事を選任する。

大成律師

監事

◆ 株主が選任する監査役と従業員が選任する監査役(従業員代表監査役)

◆ 監事の資格

- ・積極的資格 会社法に規定がない。
- ・消極的資格
 - 欠格事由(会社法147条1項等)
 - 兼任禁止 董事・高級管理職者の兼任禁止, 公務員の兼任禁止等。
- ・適任・適格性
 - 監事の知識, 経験, 能力等について, 会社法は要求していない。但し, 特殊な会社(上場会社等)ならびに特別な事業の会社(証券会社, 保険会社等)に関する法令及び一部の地方法令(河北省等)には関連規定がある。
- ・違反の効果一選任無効等。

◆ 員数

- 一般規定: 監査役会非設置会社は1~2名, 監事会設置会社は3名以上。
- 特別規定: 国有独資会社は, 5名以上。一部の地方法令にも特別規定がある。

 DACHENG
LAW
OFFICES
大成律師事務所

大成律師

◆ 選任・解任

- ・選任者
 - 株主総会設置会社では, 会社の定款に別段の定めがない限り, 株主総会の普通決議で選任・解任する。
 - 株主総会非設置会社(1人有限公司, 中外合弁会社, 中外合作会社等)では, 出資者が直接選任する。
- ・関連問題
 - (1) 監査役候補者の選任議案の提案権の帰属
 - 日本と同様に取締役会(董事会)にあるが, 監査役選任議案の提出に関する監査役(会)の同意を必要とする制度や, 監査役(会)に監査役選任議題・議案の提出請求権を付与する制度が置かれていないため, 監事の任免権が事実上董事会に掌握され, 監事の独立性を維持するための制度的担保が欠如している。
 - (2) 解任手続
 - 辞任及び解任に関する監査役の意見陳述権, 解任には株主総会の特別決議を必要とすること, 正当な理由のない任期途中の解任が制約されることなどの法規定がなく, 監事の独立性の観点から問題がある。

◆ 任期

- 3年とする。(取締役の任期については「3年以内」であるのに対し, 監事の任期は, 確定期間であり定款により短縮することができないとされる。)

◆ 報酬

- 株主総会が決定する。しかし, 監事の報酬の議案は, 通常董事会によって株主総会に提案されるため, 議案の提案を通じて, 董事会の支配が監査役(会)に及ぶ可能性がある。

 DACHENG
LAW
OFFICES
大成律師事務所

従業員代表監事

- ◆ **設置**
監事会設置会社においては、従業員代表監事は、監事総数の3分の1を下回ってはならない。
(監事会非設置会社における従業員代表監事の設置は、任意である。)
- ◆ **資格**
積極的資格: 一般資格要件以外に、会社の従業員であること。
国有企業では、さらに「勤続年数3年以上、大学以上の学歴、年齢35歳以上」など。
消極的資格: 一般資格要件以外に、会社の高級管理職の従業員代表監事の兼任禁止(但し、当該高級管理職が労働組合主席に就任する場合は除く)等。
- ◆ **選任**
従業員代表大会、従業員大会その他の民主的方法で選任・解任する。(会社法52条、118条)
- ◆ **運用上の限界**
会社の董事その他の高級管理職の指揮命令を受ける立場にあること、会社の経営に関する知識経験が欠如すること、他の業務を兼務し監事の業務に専念できないことなどから、従業員代表監事の職責は、従業員保護法令の遵守状況の監督・監視にとどまり、取締役、高級管理職に対する実効的監督は、実現が困難である。

監事会

- ◆ **監事会設置会社**
3名以上の監査役から構成する監事会を設置する。
- ◆ **合議制機関**
・日本では、監査役は単独でその職務権限を行使しうる独任制機関であり、監査役会は監査役の権限行使を妨げることができないのに対し、中国の会社法における監事会は、合議制機関であり、監事会設置会社においては、監査権限は基本的に監事会により行使され、監事は単独で監査権限を行使することができない。
・多数決により個々の監事の行動が制限されるこの制度は、効果的監査を阻害し、監査の無機能化の要因ともなることが指摘される。
- ◆ **監事会の運営**
・監事会主席の設置と選任 監事会が選任
・運営規則 定款の必要的記載事項
・監事会会議
監事会会議は、監事会の権限行使の最も重要な方法である。
定例会議と臨時会議
定例会議の法定開催回数: 有限会社1回以上、株式会社2回以上。

大成律師

監査業務

◆ 会社法の規定(会社法第54条)

- ① 会社の財務の検査
- ② 董事会及び高級管理職等の業務執行の監督, 並びに法律, 行政法規, 会社定款又は株主総会の決議に違反する董事, 高級管理職の罷免の提案,
- ③ 董事及び高級管理職の行為が会社の利益に損害を与える場合における, 董事, 高級管理職に対する是正の提案
- ④ 臨時株主会・株主総会の招集の提案, 董事会が本法に定める株主会・株主総会の招集及び主宰の職責を履行しない場合の株主会・株主総会の招集及び主宰
- ⑤ 株主会・株主総会に対する議案の提出
- ⑥ 董事, 高級管理職に対する訴訟の提起
- ⑦ 会社定款に定めるその他の権限

◆ 会計監査と業務監査

◆ 適法性監査と妥当性監査

妥当性監査を含むかどうかは見解が分かれる。
 但し, 上場会社では, 内部統制システムの相当性が監査事項とされたので, 妥当性監査が含まれることは明らかである。



大成律師

監査権限

◆ 職責的権限と手段的権限

◆ 違法行為の発見のための手段的権限

- ・調査権—但し, 「会社の経営状況に異常を見つけた場合」との制約。
- ・董事会会議出席権と質疑・建議権

◆ 違法行為の対応のための手段的権限

- ・是正要求権
 董事及び高級管理職の行為が会社に損害を与える恐れがある場合, 監事(会)は, 董事及び高級管理職に対し, 是正を要求することができる。但し, 是正請求権の実効性について疑問がある。
- ・取締役・高級管理職者の罷免提案権
- ・株主会・株主総会への提案権
 提案権の範囲について, 制限があるか。
- ・臨時株主総会の招集提案権, 招集権・主宰権
- ・代表訴訟の提起権
 法定の資格要件を備える株主から代表訴訟提起の請求があった場合に限る。



監事の義務と責任

◆ 監事の義務

「行政法規及び会社定款を遵守しなければならず、会社に対して忠実義務及び勤勉義務を負う。」
(会社法148条1項)

- ・ 忠実義務 定義がないが、会社と株主の利益を保護し、職権を利用して会社から不当な利益を得てはならない義務であると解される。
- ・ 勤勉義務 職務の遂行に際し、勤勉で職務に精励し、適切な管理人としての注意をする義務であり、日本会社法上の善管注意義務と同じ趣旨のものと解される。
- ・ その他の行為規制 地位濫用の禁止など。

◆ 監事の責任

・ 民事責任 職務を執行する際に法律、行政法規、又は会社の定款に違反し、会社に損害があった場合や監事とその関連関係の地位を利用して会社に損害をもたらした場合、損害賠償責任を負う(会社法21条, 150条)。

法律・法規及び定款違反又は地位の濫用を前提としており、任務懈怠責任等についての明文の規定が存在しない。また監査役の責任制限に関わる制度が導入されていない。

・ 責任追及 株主代表訴訟による責任追及。

・ 第三者に対する責任

会社法には、董事、監事、高級管理職の第三者に対する責任について、一般的な規定が設けられていない。

・ 行政責任と刑事責任

中国監事制度の問題点と改善策

◆ 監事制度の形骸化、無機能化

実効的経営監督の欠如、企業不祥事の多発。

◆ 監事制度の問題点と改善策

・ 監事・監事会の独立性の強化。

選任・解任手続きの改善、独立監事(社外監査役)の導入等。

・ 監査の範囲と権限の拡充

臨時董事会招集権、差止め請求権、訴訟代表権の付与等。

・ 監事の独任性の導入

・ 監査委員会・独立董事(社外取締役)との関係の調整

委員会設置の上場会社では、監査委員会と監事会が併設されるので、その関係を調整する必要がある。また上場会社において、経営監督と主要職責とする独立董事(社外取締役)の設置が強制されているが、監事会との独立董事の関係を調整する必要がある。

・ 監事の責任の明確化

第三者に対する責任、董事との連帯責任を明確化すると同時に、責任制限制度、責任保険制度を早急に整備する。

ご清聴ありがとうございました。

大成律師事務所

200120 上海市浦東新区浦東南路500号 国家開發銀行大厦30階

TEL +86-21-5878-5888(代表) FAX +86-21-5878-6218

E-mail: xin.fang@dachengnet.com



PART I OUTLINE OF THE AUDITING
SYSTEM IN HONG KONG

PART II USE OF HONG KONG
COMPANIES FOR BUSINESS IN
ASIA BY FOREIGN COMPANIES

by Antony Wong
Hastings & Co.,
Solicitors & Notaries
Hong Kong

第I部 香港における監査制度の概要

第II部 外国会社によるアジアにおける事
業に向けた香港会社の活用

Hastings & Co.,
Solicitors & Notaries
Hong Kong
弁護士 Antony Wong

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

Governing legislation: Companies Ordinance (Cap. 32)

1. Appointment of Auditors

Section 131 : Every company is required to appoint auditors.

第I部 香港における監査制度の概要

根拠法: 会社条例 (香港法 第32章)

1. 監査人の選任

131条 : すべての会社は監査人を選任しなければならない。

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

2. Auditor's Report

S.129C : Auditor's Report shall be attached to accounts.

S.141(3) : Lists out the contents of the Auditor's Report.
Auditor must state:

- (a) whether accounts are properly prepared;
- (b) whether a true and fair view given;
- (c) whether proper books of account kept by company;
- (d) whether the company's balance sheet and Profit and Loss are in agreement with the books.

第I部 香港における監査制度の概要

2. 監査人報告書

129C条 : 会計報告書には監査人報告書を添付する。

141条(3): 監査人報告書の内容を列挙。

監査人は下記を記載しなければならない

- (a) 会計報告書が適正に作成されているか
- (b) 真実かつ公正な概観が備わっているか
- (c) 会社が会計帳簿を適正に維持しているか
- (d) 会社の貸借対照表及び損益計算書が帳簿と合致しているか

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

3. Auditor's Duties

3.1 Duty to verify

3.2 Duty to assess the adequacy of the company's internal control system

3.3 Duty to carry out investigations

第I部 香港における監査制度の概要

3. 監査人の義務

3.1 検証義務

3.2 会社の内部統制システムの妥当性を評価する義務

3.3 調査遂行義務

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

4. Auditor's Liabilities

4.1 Statutory Liability

4.2 Common Law Liability

4.3 Limitation on Liability

第I部 香港における監査制度の概要

4. 監査人の責任

4.1 制定法上の責任

4.2 コモンロー上の責任

4.3 責任の制限

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

5. Circulation and Filing Requirement of Accounts

Company must at least 21 days before AGM, send company's Accounts + Director's Report + Auditor's Report to every Shareholder.

For Public Companies, further requirement of filing Accounts along with Annual Return to Companies Registry.

第I部 香港における監査制度の概要

5. 会計報告書の回付及び届出要件

定時株主総会から21日前までに、会社の会計報告書 + 取締役の報告書 + 監査人報告書をすべての株主へ回付しなければならない。

公開会社は、さらに、会計報告書と年次報告書を会社登記所(公司註冊處)への届出を要する。

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

- No Statutory Auditors (as in Japan) under Hong Kong Law.
- However, have Audit Committees for listed Companies.

第I部 香港における監査制度の概要

- 香港法上、(日本におけるような)監査役は、なし。
- ただし、上場会社には監査委員会が設置される。

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

6. Audit Committees

(A) Outline

6.1 History

Audit Committees have been around since May 1998.

- See Main Board Code of Best Practice

6.2 Compulsory for Hong Kong listed companies

- See Guide for Effective Audit Committees (February 2002)

第I部 香港における監査制度の概要

6. 監査委員会

(A) 概要

6.1 歴史

監査委員会は1998年5月に導入された。

- 「本市場 (Main Board) 行動規範」参照

6.2 香港の上場会社については必須。

- 「実効的な監査委員会の手引」(2002年2月)参照

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

(B) Terms of Reference for Audit Committees

- 6.3 Review of the Company's relationship with its external auditors
- 6.4 Review of financial information of the issuer
- 6.5 Review of the issuer's financial reporting system and internal control procedures

第I部 香港における監査制度の概要

(B) 監査委員会への委任事項

- 6.3 会社と外部監査人の関係の検査
- 6.4 株式発行会社の財務情報の検査
- 6.5 株式発行会社における財務報告システムと内部統制手続の検査

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

(C) Structure of Audit Committees

- 6.6 Constitution
- Audit Committee established as a committee of the Board with written terms of reference.
- 6.7 Membership
- 3 to 5 members
 - independent non-executive directors/Chairman
- 6.8 Independence
- INED need to be independent of management
- 6.9 Chairman
- Chairman of Audit Committee needs to have access and clear channel of communication with the Board

第I部 香港における監査制度の概要

(C) 監査委員会の構成

- 6.6 組織
- 監査委員会は、書面による委任事項に基づいて、取締役会の委員会として設立される
- 6.7 構成員
- 3ないし5名
 - 独立非常勤取締役／委員長
- 6.8 独立性
- 独立非業務執行取締役は、経営からの独立を要する
- 6.9 委員長
- 監査委員会の委員長は、取締役会へのアクセスと、取締役会との明確な意思疎通経路を保持することを要する

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

(D) Responsibilities of Audit Committees

Should be set out in the terms of reference.

Responsibilities in 4 main headings: -

- (1) Financial and other reporting
- (2) Internal control and risk management
- (3) Audits
- (4) Other duties and responsibilities

第I部 香港における監査制度の概要

(D) 監査委員会の責任

委任事項として明記されなければならない。

4つの主要な責任:

- (1) 財務等の報告
- (2) 内部統制及びリスク管理
- (3) 監査
- (4) その他の義務及び責任

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

(1) Financial and other reportings

Concerned with completeness, accuracy and fairness in Financial Statements, Director's Reports, Chairman's Statement, Management Discussion and analysis in annual/interim reports.

(2) Internal control and risk management

To ensure internal control and risk management systems and procedures are in place and followed.

第I部 香港における監査制度の概要

(1) 財務等の報告

財務諸表、取締役報告書、取締役会議長意見表明書及び経営検討書の検討について、また年次／中間報告文書類の分析について、完全性、正確性及び公正さに関して報告を行う。

(2) 内部統制及びリスク管理

内部統制及びリスク管理のシステム・手続が定着し遵守されるよう確保する。

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

(3) Audits

Audit Committee monitors internal and external audit coverage to ensure all risk areas are considered.

(4) Other duties and responsibilities

Audit Committee may address wider range of issues delegated by the Board or prescribed in the terms of reference.

第I部 香港における監査制度の概要

(3) 監査

監査委員会は、リスクがある全分野を検討できるよう、内部監査の対象範囲と外部監査の対象範囲の双方を監視する。

(4) その他の義務及び責任

監査委員会は、取締役会から委託され、又は委任事項中に記載された、より広汎な問題を扱うことができる。

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

(E) Reporting to the Board

Very important that communication channels between Audit Committee and the Board are clearly defined.

(F) Conclusion

Hong Kong Audit Committee (for listed companies) perform a key overview auditing role on accounting but a lesser role in auditing of operations in a company.

第I部 香港における監査制度の概要

(E) 取締役会への報告

監査委員会と取締役会間の意思疎通経路が明確に定義されていることがきわめて重要。

(F) 結論

香港の(上場会社における)監査委員会は、会計 監査を総覧するという重要な役割を担うが、会社の 業務 監査において果たす役割の重要性は低い。

PART I OUTLINE OF THE AUDITING SYSTEM IN HONG KONG

7. Operation Supervision Roles of Directors

Hong Kong company's Constitution: "business of the company shall be managed by directors."

Directors therefore are involved in day-to-day operations/management of companies.

For small companies: more 'hands on' management
For large companies: directors delegate to managers or chief operating officers.
They supervise their work.

第I部 香港における監査制度の概要

7. 取締役の経営監視任務

香港会社の設立基本文書 「会社の事業は取締役が管理するものとする。」

よって、取締役は会社の日常業務／経営に関与する。

小会社であれば: より「直接的な」経営
大会社であれば: 取締役は管理職や最高執行責任者に委託し、
取締役はその働きを監督する。

PART II USE OF HONG KONG COMPANIES
FOR BUSINESS IN ASIA BY
FOREIGN COMPANIES

3 Types of Set-ups

- (1) Branch Office;
- (2) Representative Office; or
- (3) Hong Kong Subsidiary Company.

第II部 外国会社によるアジアにおける事業
に向けた香港会社の活用

拠点設立の三類型

- (1) 支店
- (2) 駐在員事務所
- (3) 香港子会社

PART II USE OF HONG KONG COMPANIES FOR BUSINESS IN ASIA BY FOREIGN COMPANIES

(1) Branch Office

- Foreign company establish a 'place of business' in Hong Kong as a 'non-Hong Kong company' under Part XI of the Companies Ordinance.
- No separate Hong Kong company.
- Needs to apply for Business Registration Certificate if have business activities in Hong Kong.
- Needs to file Annual Return to Companies Registry.
- Disadvantage : Needs to file Group Accounts along with Annual Return every year.

第II部 外国会社によるアジアにおける事業 に向けた香港会社の活用

(1) 支店

- 外国会社は、会社条例第11部に基づく「非香港会社」として香港内に「事業所」を設立する。
- 別個の香港会社なし。
- 香港内で事業活動を行う場合、商業登記証を申請する必要がある。
- 会社登記所へ年次報告書の届出を要する。
- 不利な点 : 毎年、年次報告書と共にグループ会計報告書の届出を要する。

PART II USE OF HONG KONG COMPANIES FOR BUSINESS IN ASIA BY FOREIGN COMPANIES

(2) Representative Office

- Suitable for foreign companies which carry out purely promotional or public relations activities using Hong Kong office that do not create legal obligations.
- Such Hong Kong office do not need to register under Part XI of Companies Ordinance.
- No need to register for Business Registration either if Hong Kong office has no business activities in Hong Kong.

第II部 外国会社によるアジアにおける事業に向けた香港会社の活用

(2) 駐在員事務所

- 法的な義務を発生させない販売促進活動や宣伝活動のみの拠点として、香港事務所を運営する外国会社に適する。
- かかる香港事務所は、会社条例第11部に基づく登記を要しない。
- 香港事務所が香港内で事業活動を行わない場合も、商業登記を要しない。

PART II USE OF HONG KONG COMPANIES FOR BUSINESS IN ASIA BY FOREIGN COMPANIES

(3) Hong Kong Subsidiary Company

- Most common.
- Hong Kong company formed and held 100% by foreign parent company.
- Advantage : Hong Kong company stands on its own because of 'separate legal entity' principle.
- Needs to prepare annual accounts and to have them audited.
- Pay tax only if Hong Kong subsidiary has made profits arising in or derived from Hong Kong.

第II部 外国会社によるアジアにおける事業 に向けた香港会社の活用

(3) 香港子会社

- 最もよく用いられる
- 外国の親会社が設立し保有する独資の香港会社
- 利点 : 香港会社は、「独立の法的主体」の原理により、自立している
- 年次会計報告書を作成し監査を受ける必要がある。
- 香港の子会社が、香港内で発生した収益又は香港における事業活動に由来した収益を得た場合のみ、納税する。

PART II USE OF HONG KONG COMPANIES FOR BUSINESS IN ASIA BY FOREIGN COMPANIES

Position of Hong Kong Subsidiary as a Buying Office

- Very Common
- Foreign company sets up Hong Kong subsidiary to act as buying office for purchasing goods or merchandise or for collecting information. If these operations do not further involve the Hong Kong subsidiary in their sale, either in Hong Kong or elsewhere, there is no profits tax liability in Hong Kong.
- Transfer Pricing clampdowns on the increase.

第II部 外国会社によるアジアにおける事業 に向けた香港会社の活用

購買・調達事務所として香港子会社を設置

- よく用いられる
- 外国会社は、物品・商品の購買や情報収集向けの購買・調達事務所としての役割を担う香港の子会社を設立する。香港の子会社によるこれらの業務が、香港の内外を問わず販売活動を伴わなければ、香港では収益税の納付義務を負わない。
- 移転価格の取り締まりが強化されつつある。

PART II USE OF HONG KONG COMPANIES FOR BUSINESS IN ASIA BY FOREIGN COMPANIES

Relative Advantages of using Hong Kong companies as
Subsidiary Companies (when doing business in Hong
Kong and Asia)

1. No foreign exchange control or restrictions on foreign investment generally in Hong Kong.
2. Lower tax rate in Hong Kong than most Asian jurisdictions. Profit tax rate for 2009/10 are:-
For Incorporated business : 16.5%
For Unincorporated business : 15%
3. No Capital Gains Tax

第II部 外国会社によるアジアにおける事業 に向けた香港会社の活用

香港会社を子会社として活用すること(香港及びアジアで事業を遂行する場合)の相対的な有利性

1. 香港では、一般的に外資に対する為替管理・規制がない。
2. 香港における税率は多くのアジア管轄区域より低率。
2009/10年の収益税率は
法人企業 : 16.5%
非法人企業 : 15%
3. 譲渡所得課税なし

PART II USE OF HONG KONG COMPANIES FOR BUSINESS IN ASIA BY FOREIGN COMPANIES

4. No Profits Tax on profits on company for profits not arising in or derived from Hong Kong.
5. No taxes on dividends or offshore income. No VAT.
6. Estate Duty or Inheritance Tax has been abolished.
7. Stable independent system of law based on Common Law and a clean, pro-business government.
8. Hong Kong is China's international financial capital. Has good financial environment; sound banking system; large equity market and diversified sources of business funding including venture capitals.

第II部 外国会社によるアジアにおける事業に向けた香港会社の活用

4. 香港で発生した収益や香港における事業活動に由来した収益でなければ、会社に対し収益税は賦課されない。
5. 配当や海外所得は無課税。付加価値税なし。
6. 遺産税や相続税は廃止された。
7. コモンローに基づく安定した独立の法制度、清廉でビジネスを促進する政府。
8. 香港は中国における国際金融の中心地。
良好な金融環境、健全な金融制度、大規模なエクイティ市場、ベンチャー資本を含む多様な事業資金調達源。

PART II USE OF HONG KONG COMPANIES FOR BUSINESS IN ASIA BY FOREIGN COMPANIES



第II部 外国会社によるアジアにおける事業 に向けた香港会社の活用



PART II USE OF HONG KONG COMPANIES FOR BUSINESS IN ASIA BY FOREIGN COMPANIES

9. Hong Kong is the gateway to China and the Pearl River Delta.

To minimise their business risk, international firms or corporations tend to place their highest value activities (e.g. international corporate, management, procurement, distribution, finance, information and professional services) in Hong Kong.

第II部 外国会社によるアジアにおける事業に向けた香港会社の活用

9. 香港は中国や珠江三角州への玄関口

事業リスクを最小化するため、国際的な企業や会社は、自社の最も重要な活動(例えば、国際的な法人向け業務、管理業務、調達・流通業務、資金調達業務や専門職業務)を香港に置く傾向がある。

PART II USE OF HONG KONG COMPANIES FOR BUSINESS IN ASIA BY FOREIGN COMPANIES

10. Closer Economic Partnership Arrangement ("CEPA")

- A free trade agreement between Central Government of China and the HKSAR allowing Hong Kong companies goods (of Hong Kong origin) to be exported to China tariff free. Further Hong Kong service suppliers in 44 sectors are eligible to receive preferential treatment in setting up offices or providing services in China.
- Since 2003, already 6 Supplements extending the scope and depth of the preferential treatments.

第II部 外国会社によるアジアにおける事業 に向けた香港会社の活用

10. 香港・中国経済貿易緊密化協定(「CEPA」)

- 中国中央政府と香港特別行政区の間の自由貿易協定により、香港会社は(香港を生産地とする)物品を中国へ無税で輸出できる。さらに、44分野における香港のサービス業者は、中国における事業所設立またはサービス供給につき優遇措置を受ける資格がある。
- 2003年以降、優遇措置の範囲と程度において6件の追加があった。

Mainland and Hong Kong Closer Economic Partnership Arrangement ("CEPA") - Service Sectors

Accounting	Environmental	Market Research	Research and Development	Telecommunications
Advertising	Freight Forwarding Agency	Medical and Dental	Securities and Futures	Tourism
Air Transport	Individually Owned Stores	Patent Agency	Services incidental to Mining	Trade Mark Agency
Audiovisual	Information Technology	Photographic	Services related to Management Consulting	Translation and Interpretation
Banking	Insurance	Printing	Social Services	Transport (comprising road freight/passenger transportation and maritime transport)
Building-cleaning	Job Intermediary	Public Utility	Specialty Design	
Computer and related services	Job Referral Agency	Rail Transport	Sporting	Professional Qualification Examinations
Convention and Exhibition	Legal	Real Estate and Construction	Storage and Warehousing	
Cultural	Logistics	Related Scientific and Technical Consulting Services	Technical Testing & Analysis and Product Testing	
Distribution	Management Consulting			

香港・中国経済貿易緊密化協定(「CEPA」) - サービス分野

会計	環境	市場調査	R&D	通信
広告	貨物輸送代理	医療・歯科	証券・先物	旅行業
航空輸送	自営業	特許代理人	採掘に付帯する業務	商標代理人
視聴覚	情報テクノロジー	写真	経営コンサルタント関連業務	翻訳・通訳
銀行取引	保険	印刷	社会福祉	運輸(道路貨物/旅客輸送及び海運)
建物清掃	人材派遣	公共施設	国際入札・調達	
コンピュータ関連業務	職業紹介	鉄道輸送	スポーツ	専門的資格試験
会議・博覧会運営	法務	不動産・建設	倉庫保管業	
文化	物流管理	関連科学・技術コンサルタント業務	技術的試験・分析及び製品試験	
流通	経営コンサルタント			

CONCLUSION

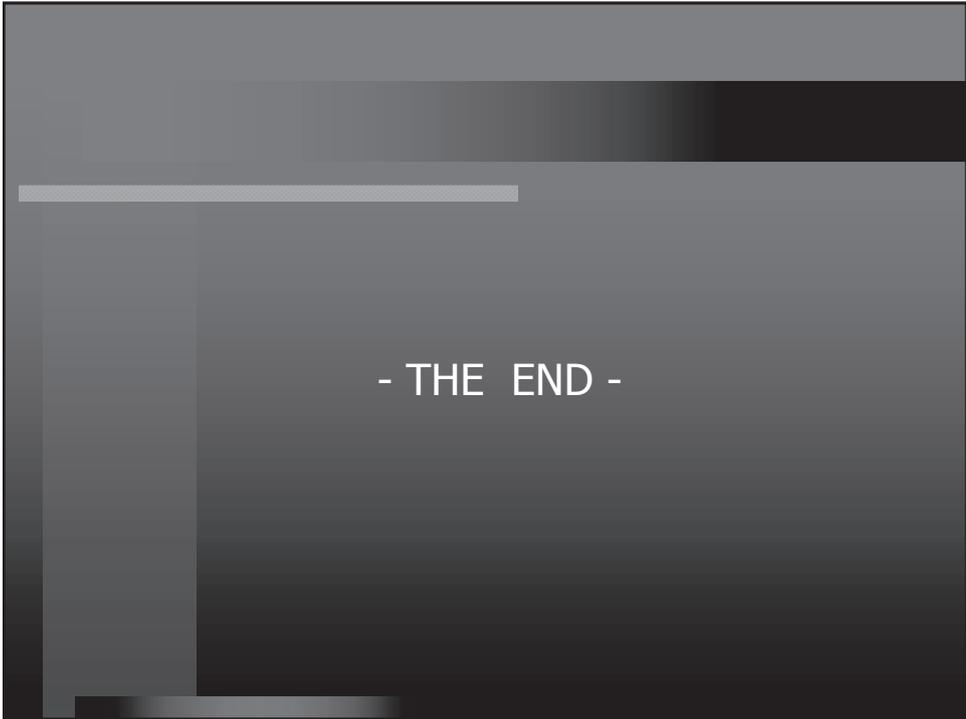
Hong Kong companies normally set up Wholly Owned Foreign Enterprises (“WOFE”) in China to qualify as Hong Kong Service Supplier under CEPA. To qualify as a “Hong Kong Service Supplier”, the Hong Kong company must satisfy the following criteria: -

- (a) incorporated in Hong Kong;
- (b) has operated for 3 to 5 years in Hong Kong (depending on the sector);
- (c) is liable to pay Hong Kong Profits Tax; and
- (d) employs 50% or more of its staff locally in Hong Kong.

結論

香港会社は、通常、CEPAに基づく「香港サービス業者」の資格を得るため、中国で100%外資会社（「WOFE」）を設立する。「香港サービス業者」の資格を得るためには、香港会社は次の基準を満たさなければならない。

- (a) 香港で設立され、
- (b) 香港で3ないし5年（分野により）営業しており、
- (c) 香港における収益税の納税義務を負い、かつ
- (d) 従業員の50%以上を香港で現地雇用している。



- THE END -



- 以上 -

韓国の監査制度

権鍾浩（建国大学・法学専門大学院）

I. 序説

1. 監査機構の類型

韓国の監査機構は監査役、常勤監査役および監査委員会の三つがあり、企業の規模と上場会社か非上場会社かによって設置すべき監査機構は違う。

- (1) 資本金10億ウォン未満の小規模会社の場合
監査機構の設置は会社の自由
- (2) 資本金10億ウォン以上の会社：監査機構の設置は強制
 - ① 非上場会社、または資産総額が1千億ウォン未満の上場会社の場合
監査役と監査委員会の中選択可能
 - ② 1千億ウォン以上2兆ウォン未満の上場会社の場合
常勤監査役と監査委員会の中選択可能
 - ③ 2兆ウォン以上の大規模上場会社の場合
監査委員会の設置強制

2. 監査制度の変遷

- (i) 旧商法（1962年新商法施行前まで）
会計監査と業務監査
- (ii) 1962年の新商法
会計監査のみ任務とする機関として再出発
- (iii) 1984年の商法改正
全般的な業務監査機能の復活
- (iv) 1997年の証券取引法改正
常勤監査役制度の導入
- (v) 2000年の証券取引法改正
資産総額2兆ウォン以上の大規模上場会社、監査委員会の設置の強制
- (vi) 2003年の証券取引法改正

監査委員の中一人以上は会計専門家または財務専門家の中で選任

＊ 内部会計管理制度の導入（2003年外監法の改正）

(vii) 2009年の商法改正

証券取引法上の上場会社の監査制度に関する規定を商法への編入

II. 監査役

監査役は業務監査と会計監査を行うのを主たる職務とする株式会社の必要的常設機関。韓国の監査役の地位は、日本の会社法制定前、商法特例法上の中会社である株式会社の監査役と類似。

1. 選任等

(1) 選任・資格

株主総会の普通決議により選任。選任決議においては議決権ない株式を除いた発行済株式総数の100分の3を超過する数の株式を持った株主はその超過する株式に関し議決権の行使不可。

(2) 監査役の数・任期・報酬

監査役の数については商法上制限なし。監査役の任期は就任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結時まで。監査役の報酬は定款にその額を定めていないときは株主総会決議によって決める。

2. 監査役の権限

(1) 業務監査と会計監査

(2) 子会社調査権、取締役会出席・意見陳述権、取締役会議事録の記名捺印権

(3) 監査役の報告受領権・株主総会招集請求権

(4) 取締役の違法行為の差止め・会社と取締役間の訴え等における会社の代表等

3. 監査役の義務

(1) 理事会・株主総会に対する報告義務

(2) 監査録の作成義務・監査報告書の作成・提出義務

4. 監査役の責任

- (1) 会社に対する責任
- (2) 第三者に対する責任
- (3) 責任の免除

Ⅲ. 非上場会社の監査委員会

1. 設置および委員の選任・終任

- (1) 監査委員会の設置は会社の自由
- (2) 監査委員会は3名以上の委員（監査委員）で構成
- (3) 委員の3分の2以上は社外取締役
- (4) 監査委員の解任は取締役会において取締役の3分の2以上の決議

2. 運営

監査委員会の招集や決議等監査委員会の運営は「取締役会内の委員会」の運営方法と同様。但し、監査委員会の特性を反映して一部変容。監査委員会が決議した事項は取締役会が変更することは不可。

3. 権限と義務

監査委員会は監査役に代わって取締役の職務の執行を監査。監査委員会の権限と義務に関する規定は別に置かず監査役に関する規定を準用する形で監査委員会に対し監査役と同様の権限と義務を付与。

4. 監査委員の責任

監査委員会は責任においても監査役と同様。但し、監査委員に対して監査役の責任を適用することにつき議論があり。

Ⅳ. 上場会社の特例

上場会社の特例については従来証券取引法で規定していたが、2009年商法改正により現在は商法で規定。

1. 常勤監査役制度

(1) 常勤監査役と監査委員会の選任

資産総額1000億ウォン以上の上場会社の場合一人以上の常勤監査役の設置が強制。
但し、監査委員会を設置する場合には常勤監査役の設置は免除。

(2) 常勤監査役の資格

上場会社の常勤監査役には上場法人の社外取締役(第542条の8第2項)と類似な資格制限あり。

2. 大規模上場会社の監査委員会

大規模上場会社(資産総額2兆ウォン以上の上場会社)の場合、監査委員会の設置が強制。

(1) 株主総会による委員の選任・解任

監査委員の選任・解任は株主総会の権限事項。いわゆる一括選挙方式の採択。

監査委員の選任・解任においても監査役に準じて大株主の議決権を制限する方式の採択。但し、大規模上場会社において株主の議決権が制限される場合は‘社外取締役たる監査委員’を‘選任’するときに限り。①社外取締役たる監査委員の‘解任’
②‘社外取締役でない監査委員’の選任・解任については明文の規定がなし。

(2) 監査委員の専門性と中立性の強化

監査委員の一人以上は会計または財務専門家でなければならない。監査委員の3分の2以上は社外取締役でなければならず、監査委員会の代表も社外取締役でなければならない。

3. 上場会社における大株主の議決権の制限

非上場会社の場合、監査役の選任の際にのみ大株主の議決権の制限(3%ルール)があり、このとき3%の要件は最大株主か否かを問わず株主1人が所有した株式数を基準として判断するが、上場法人の場合には監査役または社外取締役でない監査委員を選任する場合のみならず解任の際にも議決権の制限があり、このときには最大株主のみを対象としてその特殊関係人、その他商法施行令で定める者の持株の数も合算して判断。

V. 監査制度の運営状況

1. 上場会社の監査制度の現状

<図1> 有価証券上場法人の監査役および監査委員会運営実態現況

<単位：社、(%)>

区分	2000年	2004年	2007年	2008年
監査役	599(87.4)	547(80.7)	530(76.8)	519(73.3)
監査委員会	86(12.6)	131(19.3)	160(23.2)	189(26.7)
総合計	685(100.0)	678(100.0)	690(100.0)	708(100.0)

2. 監査委員会設置会社の現状

<図2> 有価証券上場法人の監査委員会設置現況

<単位：社、(%)>

区分	2000年	2004年	2007年	2008年
義務的設置会社	70(81.4)	78(59.5)	99(61.9)	107(56.6)
自発的設置会社	16(18.6)	53(40.5)	61(38.1)	82(43.4)
総合計	86(100.0)	131(100.0)	160(100.0)	189(100.0)

3. 資産総額1千億ウォン以上2兆ウォン未満の上場会社の監査役および監査委員会の選択動向

<図3> 資産総額1千億ウォン以上2兆ウォン未満の上場会社の常勤監査役および監査委員会の選択動向

<単位：社、(%)>

区分	2000年	2004年	2007年	2008年
常勤監査役	388(96.0)	334(86.3)	358(85.4)	369(81.8)
監査委員会	16(4.0)	53(13.7)	61(14.6)	82(18.2)
総合計	404(100.0)	387(100.0)	419(100.0)	451(100.0)

4. 小活

監査役設置会社は持続的に減少しているのに対して、監査委員会設置会社は持続的に増加。監査委員会制度に対して否定的な傾向も現れつつある。

ベトナムにおける監査制度の概要

ゲン ティ ラン フォン
ハノイ国家大学法学部講師

2 監査制度を定める関係法

- 2005年企業法
- 2006年証券取引法
- 2007年財政省による上場会社ガバナンス規制

3 監査制度を扱う会社

- 企業法上の会社の種類は、合名会社、合資会社、一人有限会社、二人以上の有限会社、及び、株式会社がある。
- 監査制度を扱う会社は、一人有限会社、二人以上の有限会社、及び、株式会社のみ。
- 2010年7月1日から国有企業法が廃止され、すべての国有企業が一人有限会社、二人以上の有限会社及び株式会社へ改組され存続している。

4 株式会社における監査制度

- 取締役会による監視
- 監査役会による監査

5 株式会社の取締役会の特色

- すべての株式会社において取締役会が設置される。
- 企業法上、取締役会のメンバーは最低3人、最高11人が必要(第109条)。上場会社ガバナンス規制上、取締役会のメンバーは最低5人、最高11人が必要(第11条)。
- 取締役は、株主でなくてもよい。
- 取締役会の主席は、株主総会または取締役会によって選任される。
- 独立取締役については、企業法の規定はなし、会社ガバナンス規制及び商業銀行の組織に関する政府の2009年の政令によって規定されている。

6 取締役会と執行機関との関係

- 社長(総社長—General Director)について
 - 取締役会によって任命、罷免
 - 取締役でなくともよい(第116条)
 - 取締役会の主席が社長(総社長)を兼任することができる(取締役会がその主席を選任する株式会社のみ)

7 取締役会の監視範囲

- 監視の範囲は、取締役会の決定、法律上の権限と義務、定款に定められた決定事項、会社との契約に定められた決定事項
- 取締役会は、少なくとも3ヶ月に1回定期会議を行う必要がある。会議は、主席によって召集(第112条3項)。

8 取締役会の監視権の行使に関する問題点

- 独立して監視を行っているのか。
- 常時に監視することが可能か。

9 取締役会の主席による 監視の権限

- ・ 取締役会の主席は、取締役会または株主総会により選任、執行機関の社長（総社長）を兼任できる。
- ・ 取締役会の主席は、取締役会による決定事項の実施について社長（総社長）による執行に対して監視（第111条2項）。
- ・ 主席の監視は、取締役会の監視により即時に行われる。

10 上場会社の取締役会 の監視部門

- ・ 取締役会には、経営発展部門、内部会計監査部門、人事部門、報酬部門、賞与部門及び株主総会の議決による他の部門からなる。
- ・ 内部会計監査部門には、少なくとも一人の会計専門者がおり、会社の会計担当課に勤めない者が求められる。

11 取締役会の監視の実態

- 多くの会社において、取締役会の主席が社長を兼任している
- 取締役会が執行機関から会社の業務執行に関して正確、十分な情報を受けていない。
- 取締役や執行機関のメンバーが頻繁に利益相反を行っていた。
- 取締役会が適切な監視を行わず、利益相反取引に対して差止請求権を行使しない。（例えば、親戚が所有する会社である取引先を選ぶことなど）

12 取締役会と主席による 監視上の問題点

- 取締役会による監視は、形骸化する。
- 取締役会の主席と社長（総社長）の兼任により、主席の監視が機能していない。

13 取締役会の監視の強化に関する立法策

- 独立取締役の導入・設置に期待
- 執行機関の情報提供義務の規定

14 独立取締役について

- 企業法上、独立取締役に関する規定はなし。会社ガバナンス規制と、商業銀行の設立・運営に関する政令が独立取締役について定めている。
- 会社ガバナンス規制によれば、取締役会のメンバーのうち、3分の1の独立取締役の選任が必要
- 独立取締役は執行機関のメンバーでない者が必須

15 独立取締役の設置

- 2009年3月31日まで、上場会社177社のうち、107社が独立取締役を選任した。

16 独立取締役の導入背景

- 取締役や執行機関のメンバーが頻繁に利益相反取引を行ったこと
- 少数株主の保護の不足
- 世界銀行の勧告を受けて導入。

17 独立取締役の設置の利点

- 独立の立場にあるため、会社との利益相反取引を防止できること。
- 幅広い知識を有し、執行機関に対してよいアドバイスができること。

18 取締役会に関する 企業法の改正動向

- 独立取締役の地位の確定
- 権限と義務の具体化
- 選任の欠格事由の規定
- 執行機関の情報提供義務の規定

監査役会による監査

- 監査役会の組織
- 監査役会の地位
- 監査役会の権限

20 監査役会の組織

- 企業法によれば、監査役会は、11人以上の個人株主、または、発行済株式総数の50%を保有する法人株主が存する株式会社において設置される義務を有する。監査役会の人数は、3人から5人まで、また再選任には制限がない(第121条)。

21 株式会社の監査役会の地位

- 立法趣旨によれば、重要な地位を占める
- 監査役の独立性が確保される。監査役は株主でなくてもよい、管理職を務めてはならない(第121条2項)。監査役会の専門性が高い。監査役のメンバーのうち、少なくとも1人が会計員または会計監査人でなければならない(第121条2項)
- さらに、会社ガバナンス規制によれば、監査役会の一人は、会社の会計・財務部のメンバーではない者、会社の会計サービスを提供する独立監査機関のメンバーでない者でなければならない(第19条)。
- 労働者であることを取締役の欠格事由としていない。

22 監査役会の義務・責任

- 監査役は、取締役会や社長の業務執行を監視する権限を有し、株主総会に対して責任を負う(第123条)。

23 監査役会の権限

- 取締役や社長の業務執行を監視する権限
- 取締役、執行機関の業務執行の合理性、合法性、忠実性につき、会計事務、統計、財務報告書の作成について検査する権限
- 年次経営状況報告、半期報告、取締役の業務執行に関する報告の承認権
- 株主総会に対する報告提示権、提案権、そして、違反行為差止請求権
- 情報接近権。監査役は必要な場合に、積極的に会計帳簿、会社の資料、業務執行に関わる情報を調べることができる。

24 監査役会の監査 に関する実態

- 監査役会の役割
- 監査役の資格
- 監査役会の会議と報告書の内容

25 監査役会の役割

- 1999年企業法の改正以前、監査役会は、取締役会によって支配されていた。
- 2005年企業法施行後、監査役会は取締役会によって作成した会社の内部の規制により権限が制限された会社がある。
- 監査役会が形骸化している。取締役と社長は、監査役による監査を回避したり、監査役への情報提供義務を誠実に履行しないなどの問題
- 監査役が取締役と通謀し、不正行為を行うことも

26 監査役会の監査 に関する実態

- 監査役会の役割
- 監査役の資格
- 監査役会の会議と報告書の内容

27 監査役の資格

- 監査役の管理職の兼任が禁止、監査役会のメンバーは、株主または労働者でなくてもよい(第122条)。
- 実際には、監査役は労働者あるいは、下級社員から選任されていた。これにより、監査役の独立性の確保に疑いがあった。
- 監査役会には会計監査人の人数の制限があるため、独立した会計監査が十分に行われるわけではない。
- 多くの監査役は十分な専門知識を持たず、会社や株主を徹底的に保護する意思に欠けている。

28 監査役会の監査 に関する実態

- 監査役会の役割
- 監査役の資格
- 監査役会の会議と報告書の内容

29 監査役会の会議と 報告書の内容

- 企業法上、監査役会の会議について規定していないが、上場会社ガバナンスの規制上、少なくとも年2回会議を行い、全員の3分の1の出席を必要とする(第21条1項)。
- 実際上、監査役会によって作成された報告書は、ニュース性が高い情報ではなく、単なる警告としての意味しか持っていない。
- 監査役会の報告書の扱いは、取締役会や執行機関の報告書とほぼ同様の内容となっている場合が多い。
- 報告書の内容は、取締役や社長の業務執行の欠点を批判するより、むしろ賛美し、あるいは、追従することが多い。

30 監査役会の役割の低下の 要因

- 粉飾決算が見られる会社がしばしばあるが、簡単に発見することは難しい。社長等は、経営失敗や非効率性については、これをできる限り隠したい。

31 監査役会の運営上の問題点

- 監査役会が形骸化する。
- 情報接近権の行使には障害がある。例：正確な情報を受けていない。
- 監査役会による違反行為の発見がほとんどない。
- 違反差止請求権は行使されていない。
粉飾決算の事例は、過去に常習的に行われており、会社が経営困難な状況に陥ったときに、初めて発覚したことが多い。

32 監査役会の形骸化の弊害

- 会社の利益と株主の利益を確保することは困難（執行機関による不正な投資、粉飾決算を適切に発見できないこと）。

33 監査役会による監査解決策

- 代表訴訟権の規定
- 報告内容の法的な要請

一人有限会社の監査制度

- 一人有限会社の組織
- 一人有限会社の監査組織

35 一人有限会社の組織

- 組織である所有者が存する会社と個人である所有者が存する会社に分かれている。
- 二人の委任代表者が所有者により選任される場合、会社には社員会、社長(総社長)及び監査役が設置される。
- 一人の委任委員代表者が所有者により任命される場合、委任代表者が会社の主席となり、会社には、会社の主席、社長(総社長)及び監査役が設置される(第67条4項)。
- 社長(総社長)は、所有者または社員会によって社員会のメンバーから任命され、あるいは雇われ、その権利や任務の執行について法律上、所有者及び社員会に対して責任を負います(第70条)。

36 会社の主席による監視

- 会社の主席は、組織である所有者の代表として会社の権利や義務を実行し、会社法及びかかる法律上の権利・任務の執行について、所有者に対して責任を負う。
- 会社の主席の監視権限については、企業法は、規定していない。その主席の権限や義務及び任務については、定款またはかかる法に定められます(第69条2項)。

37 一人有限会社の監査役会の組織

- 監査役会は3年を超えない任期の1人から3人の監査役によって構成され、その監査役は所有者によって任命され、会社の社員会、会社の主席、社長（総社長）の業務執行に対して監査義務を負います（第71条）。

38 一人有限会社の監査役会の権限

- 株式会社の監査役会の権限とほぼ同じ
- 取締役、社長や総社長の業務執行の合理性、合法性、忠実性について、及び、会計事務、統計、財務報告書の作成について検査権（第71条2項(a)）
- 所有者や行政機関に提出する前に、財務報告、経営状況の報告、経営活動に関する報告、他の報告への承認権
- 所有者に対して、会社の組織・会社の管理・執行機関の改善策作成に関する提案権

39 監査役会による監査の実態

- 監査役会による監査についてはあまり議論されていない。この組織は、国有企業法上の監査役会のモデルを元に作りだされた。
- 実際には、取締役が監査役会の長を兼任する会社が多い。

40 III. 二人以上の有限会社の 監査制度

- 会社の組織
- 会社の監査組織

41 二人以上の有限会社の組織

- 二人以上の有限会社には、社員会、社員会の主席、社長(総社長)が設置される。
- 社員会は会社の最高意思決定機関であり、少なくとも年一回会議が行われる。
- 組織である社員は、社員会に参加する代表者を選任し、権利を委譲する。

42 社員会の主席の地位と 監視権

- 社員会の主席は、社員会によってそのメンバーの中から選任される。
- 社員会の主席は、社長(総社長)を兼任することができる(第49条)。
- 社員会の主席は、社員会の議決の実施について監視し、または監視を行う義務を負う(第49条2項)。

43 監査役会による監査

- 監査役会の組織
- 監査役会の権限

44 監査役会の組織

- 11人以上の社員からなる会社には監査役会の設置が義務
- 11人以下の社員からなる会社には、会社の統治の要請に応じて、任意規定
- 監査役会及び監査役会の長の勤務制度について、定款によって定められる(第46条)。

45 監査役会の権限と 監査の実態

- 監査役会、監査役会の長の権限と勤務制度は、定款による(第46条)。
- 立法趣旨によれば、株式会社の監査役会より重視されていない。
- 国が資本参加する二人有限会社の場合、執行機関の業務執行について監査役の監査よりむしろ取締役の監視が重視されている。

46 結論

- 執行機関に対する取締役の監視、取締役、取締役会及び執行機関に対する監査の重要性が明らかとなった。
- 企業法上の取締役会、監査役会に関する規定の改正が必要。
- 独立取締役の地位を重視する。
- 監査役制度を抜本的に改革してゆく必要。
- 株主や一般の投資家を保護するための、外部機関を創出する必要がある。

中国・香港・韓国・ベトナム 監査制度概要比較一覧表

	中国	香港 (公開会社)	香港 (非公開会社)	韓国	ベトナム (株式会社)
会社に設置される機関	<p>会社の形態(以下)によって様々。いわゆる独資企業については規定がない。</p> <p>① Sole Proprietorship Enterprise; ② Partnership; (may be unlimited liability) ③ Limited Liability Company; ④ Companies Limited by Shares; ⑤ Foreign Investment Enterprise ⑥ Foreign Investment Enterprise ⑦ Sino-foreign equity joint ventures (“EJVs”) (Limited Liability Company) ⑧ Sino-foreign co-operative joint ventures (“CJVs”) (may be unlimited liability) ⑨ Wholly foreign owned enterprises (“WFOEs”) (Limited Liability Company) ⑩ 外商独資企業</p>	<p>Directors 取締役最低2名 全ての取締役が取締役会を構成する。</p> <p>Secretaryカンパニーセクレタリー Board of Directors取締役会については、Companies Ordinance (香港会社法)Cap. 32 上、その設置は明確には要求されていない。しかし実際には、会社法及び会社の附属定款において、取締役が協議の上決定すべき事項について規定されているため、取締役会には必要な機関と考えられている。</p>	<p>Directors 取締役最低1名 全ての取締役が取締役会を構成する。</p> <p>Secretaryカンパニーセクレタリー Board of Directors取締役会については、Companies Ordinance (香港会社法)Cap. 32 上、その設置は明確には要求されていない。しかし実際には、会社法及び会社の附属定款において、取締役が協議の上決定すべき事項について規定されているため、取締役会には必要な機関と考えられている。</p>	<p>取締役、取締役会、代表取締役 監査役または監査委員会</p>	<p>株主総会、取締役会、社長(General Director) 個人である株主が11名以上であるか、或いは会社の総株式の50%以上を所有する法人である株主を持つ株式会社は、監査役会がなければならない。</p> <p>(注)「株式会社」の他に「一人有限会社」「二人以上有限会社」があるが、ここでは省略している。</p>
経営者の監督を行う機関	<p>会社の形態によって様々。いわゆる独資企業については規定がない</p>	<p>明確な規定はないが、通常は取締役、取締役会が監督機能を持つことになる</p>	<p>取締役は株主総会の通常決議により選任される。</p>	<p>取締役会 監査役または監査委員会</p>	<p>取締役会</p>
取締役の選任機関	<p>会社の形態によって様々(株主総会、董事会等)。いわゆる独資企業については規定がない</p>	<p>取締役は株主総会の通常決議により選任される。</p>	<p>取締役は最低員数は1名である。通常は会社の附属定款で会社の取締役員数の最低、最高人数を定めている。</p>	<p>株主総会</p>	<p>株主総会</p>
取締役の員数	<p>会社の形態によって様々(外国投資合弁企業は3人以上)。いわゆる独資企業については規定がない</p>	<p>取締役の最低員数は2名である。通常は会社の附属定款で会社の取締役員数の最低、最高人数を定めている。</p>	<p>取締役の最低員数は1名である。通常は会社の附属定款で会社の取締役員数の最低、最高人数を定めている。</p>	<p>取締役は3名以上でなければならない。但し、資本金総額が10億ウォン未満である会社は1名または2名にすることができる。</p>	<p>3名から11名</p>
取締役の任期	<p>会社の形態によって様々(外国投資合弁企業は4年)。いわゆる独資企業については規定がない</p>	<p>ある一定の間隔で取締役を交替させる制度がある。すべての取締役は第1回目の年次総会(AGM)で辞任しなければならない。その後、取締役の1/3は各年のAGMで辞任する。通常一番長く在席している者、または同日に任命された者の中で多数の者によって選出されたか、合意を得た者が辞任する。一方で、いかなる取締役も再選に立候補する資格を有する。</p>	<p>ある一定の間隔で取締役を交替させる制度がある。すべての取締役は第1回目の年次総会(AGM)で辞任しなければならない。その後、取締役の1/3は各年のAGMで辞任する。通常一番長く在席している者、または同日に任命された者の中で多数の者によって選出されたか、合意を得た者が辞任する。一方で、いかなる取締役も再選に立候補する資格を有する。</p>	<p>任期は3年を越えることができない。但し、その任期は定款により、その任期中の最終の決算期に関する定時株主総会が終了するまで延長できる。</p>	<p>5年以内</p>

	中国	香港 (公開会社)	香港 (非公開会社)	韓国	ベトナム (株式会社)
取締役会設置の要否	会社の形態によって様々。いわゆる独資企業については規定がない。	必要	必要	必要	必要
社外取締役	公開会社については2人又は取締役会の3分の1のいずれか多いほうの人数を下回らない員数の社外取締役の設置を要する。社外取締役の内1人以上の会計の専門家が必要となる。	最低3名のindependent non-executive directorsを選任することが要求されている。うち、最低1名は会計財務関連の専門家でなくてはならない。	規定はない。	上場会社の場合、取締役総数の4分の1以上を社外取締役にしなければならない。但し、資産規模などを考慮して大統領令で定める上場会社の社外取締役は3名以上とし、取締役総数の過半数になるようにしなければならない。	取締役は会社の普通株式総数の5%以上を保有する個人株主或いは経営管理又は会社の主たる業務について専門知識及び経験を有する者である(社外者)しかし、取締役会において、社外取締役を選任することは要求されていない。
取締役会の構成員に従業員を含める規定	内国有限会社についてはのみ規定がある。	ない	ない	ない	ない
取締役会の開催頻度	内国株式会社は少なくとも年2回、外国投資合弁企業については少なくとも年1回。内国有限会社、独資企業については規定が無い。	取締役会の開催頻度について、明確な規制はない。取締役は必要に応じて、いつでも開催することが可能である。実務的には、取締役会が決算書を承認することになるので、最低年1回は開催される必要がある。	取締役会の開催頻度について、明確な規制はない。取締役は必要に応じて、いつでも開催することが可能である。実務的には、取締役会が決算書を承認することになるので、最低年1回は開催される必要がある。	最低3ヶ月に1回	取締役会長は自己判断で必要に応じて取締役会を招集するが、毎四半期に少なくとも1回行わなければならない。
監査役会	監査役会制度はある。	監査役会制度は無い。	監査役会制度は無い。	監査役会制度は無い。	株式会社の場合、個人である株主が11名以上である株式会社或いは1つの法人が会社の総株式50%以上を所有する株式会社は、監査役会の設置が義務付けられている。
監査委員会を設置しなければならない会社	公開会社は株主総会の決議によって取締役会が監査委員会を設置する。	全ての市場企業 (Main board and Growth Enterprise Market)は監査委員会を設置する必要がある。	監査委員会を設置する義務はない。	会社は定款が定めるところに従い、監査役に代えて監査委員会を設置することができる。監査委員会を設置した場合には、監査役をおくことができない。”という規定から分かるように、商法では監査委員会及び監査役を二者択一の選択事項として規定している。しかし、”資産規模(最近の事業年度末現在の資産総額が2兆ウォン以上)などを考慮して大統領令で定める市場会社は監査委員会を設置しなければならない。”と規定されている。	市場会社について、財務省規則で原則的に設置を求める。
監査委員会の員数	定められていない。	3名以上	該当なし	監査委員会は3名以上の取締役に構成される。	該当なし
監査委員会における社外取締役	監査委員会の過半数は社外取締役になければならない。また監査委員会のうち少なくとも一人は会計または財務の専門家でなければならない。	監査委員会の過半数はindependent non-executive directorsである必要がある。また最低1名は、会計財務関連の専門家でなければならない(会計士等の資格を有する専門家等)。	該当なし	社外取締役が委員の3分の2以上でなければならない。 *委員のうち、1名以上は大統領令で定める会計または財務専門家であること。 * * 監査委員会の代表は社外取締役であること。	該当なし

	中国	香港（公開会社）	香港（非公開会社）	韓国	ベトナム（株式会社）
監査委員会の権限	定められていない。	香港（公開会社） 会社の決算書（中間、期末）のレビュー ・会社の内部統制が適切に機能しているか についてのレビュー ・会社の内部監査部門が適切に機能しているかについてのレビュー ・会社のコンプライアンス状況のレビュー ・外部監査人の選任及びその条件についての助言	該当なし	取締役の職務執行の監査	該当なし
監査委員会が会計監査人を選任、解任する権限	ない。提案はできる。	外部監査人の選任及びその条件について意見を言うことはあるが、法的に選任・解任する権限は有さない。	該当なし	ある	該当なし
監査委員会が監査報酬を決定する権限	ない。提案はできる。	ない	該当なし	会社が監査人を選任する際には、監査人の監査報酬及び監査時間に関して予め監査役または監査人選任委員会と協議しなければならぬ。	該当なし
会計監査人の選任義務	全ての会社	全ての会社	全ての会社	直前事業年度末の資産総額が100億ウォン以上である株式会社 株券上場法人と該当事業年度または次の事業年度中に株券上場法人になろうとする株式会社など	外資企業、国営企業 -信用組織、銀行、開発基金 -金融機関 -株式上場、証券営業を活動する株式会社、有限会社に対し、証券法の規定により、財務諸表を監査しなければならない。 銀行借入をする場合、信用に関する規定条件により、財務諸表を監査しなければならない。
会計監査人を選任する機関	会社の形態によって様々。いわゆる独資企業については規定がない	会計監査人は年次総会で選任される。	会計監査人は年次総会で選任される。	会社は監査人を選任する際には、監査役または専門性及び独立性が確保された監査人選任委員会（「商法」第415条の2による監査委員会を設置した場合には、これを監査人選任委員会とみなす。）の承認を受けなければならない。但し、株券上場法人は監査人選任委員会の承認を受けなければならない。	取締役会

	中国	香港（公開会社）	香港（非公開会社）	韓国	ベトナム（株式会社）
会計監査人の任期	公開会社等、特定の業務を営む会社については5年。	ない	ない	非上場会社の場合には同一のパートナーの関与は5年が限度であり、上場会社の場合には3年が限度である。（上場会社の場合3年間のクーリングオフ期間が必要）会計士である監査人はその所属公認会計士を株券上場法人である会社に対する監査業務の補助者とする。このことにより同一の補助者に該当会社の連続する3事業年度に対する監査業務を行うようにする場合、その次の事業年度には、その補助者の3分の2以上を交替させなければならない。	継続して監査は可能であるが、監査法人内での署名者のローテーションは3年ごと。
同時提供業務の制限	会計士が独立性の侵害が著しいと判断した場合、非監査業務は提供できない。	会社法上、この点について明確な制限は規定されていない。実務的には、各会計事務所において、独立性の観点から、監査業務以外のサービス（税務、アドバイザリー業務等）に対して一定の制限を設けているケースが多いと思われる。	会社法上、この点について明確な制限は規定されていない。実務的には、各会計事務所において、独立性の観点から、監査業務以外のサービス（税務、アドバイザリー業務等）に対して一定の制限を設けているケースが多いと思われる。	ある 1) 会計記録及び財務諸表の作成 2) 内部監査業務の代行 3) 財務情報体制の構築または運営 4) 被監査会社の資産・資本・その他の権利など（財務諸表）に表示されない場合を含む）の一部または全部を売却するための総資産などに対する実査・財務報告・価値評価及びその売却取引または契約の妥当性に対して意見を提示する業務	ない
監査報告の作成、開示	内国株式会社のみ監査報告書つきの財務諸表を開示しなければならない。	会計監査人は、監査結果を株主総会にて株主に報告する必要がある。	会計監査人は、監査結果を株主総会にて株主に報告する必要がある。	監査人は監査結果を記述した監査報告書を作成し大統領令で定める期間内に会社（監査役または監査委員会を含む）、証券先物委員会及び韓国公認会計士会に提出しなければならない。 商法第447条の4：監査役は取締役から財務諸表、営業報告書など第447条の3の書類を受けた日から4週間内に監査報告書を取締役に提出しなければならない。	監査役（監査役会）に財務報告等に対する報告義務はあるが、特に規定のフォームはない。
会計監査人以外で財務諸表の適正について意見表明する機関	ない	ない	ない	ない	ない
会計監査人の意見についてコメントする機関	中国公認会計士協会	ない	ない	証券先物委員会、韓国公認会計士会、金融委員会、証券先物委員会委員長、金融監督院など	ない

内部統制システムの整備が義務付けられる会社	中国 公開会社のみ	香港（公開会社） 全ての市場企業（Main board and Growth Enterprise Market）は有効な内部統制を構築することが要求されている。 取締役は最低年1回、内部統制が有効に機能しているかどうかレビューし、その結果をCorporate Governance Reportに記載し、株主に報告しなければならぬ。	ない	香港（非公開会社）	韓国 原則全ての会社（株券上場法人ではない会社で直前事業年度の資産総額が1千億ウォン未満である会社を除く） 内部会計管理規定の内容 1) 会計情報の識別・測定・分類・記録及び報告方法に関する事項 2) 会計情報の誤謬を統制し、これを修正する方法に関する事項 3) 会計情報に対する定期的な点検及び調整など内部検証に関する事項 4) 会計情報を記録・保管する帳簿（磁気テープ・ディスクレット、その他の情報保存装置を含む）の管理方法及び偽造・変造・毀損及び破壊を防止するための統制手続に関する事項 5) 会計情報の作成開示に関連する役員・職員の仕事分掌及び責任に関する事項など	ベトナム（株式会社） 上場株式会社の場合、監査役会は内部統制システムに関する報告書を監査する権限があると述べるが、内部統制システムの整備に関する規定は明記されていない。
内部統制システムの内容	中国 重要な内部統制の欠陥が発覚した場合は、取締役会に上程された上で、証券取引所に報告しなければならぬ。	香港（公開会社） 取締役は最低年1回、内部統制が有効に機能しているかどうかレビューし、その結果をCorporate Governance Reportに記載し、株主に報告しなければならぬ。	該当なし	韓国 内部会計管理規定の内容 1) 会計情報の識別・測定・分類・記録及び報告方法に関する事項 2) 会計情報の誤謬を統制し、これを修正する方法に関する事項 3) 会計情報に対する定期的な点検及び調整など内部検証に関する事項 4) 会計情報を記録・保管する帳簿（磁気テープ・ディスクレット、その他の情報保存装置を含む）の管理方法及び偽造・変造・毀損及び破壊を防止するための統制手続に関する事項 5) 会計情報の作成開示に関連する役員・職員の仕事分掌及び責任に関する事項など	ベトナム（株式会社） 上場株式会社の場合、監査役会は内部統制システムに関する報告書を監査する権限があると述べるが、内部統制システムの整備に関する規定は明記されていない。	
子会社等の調査権限	中国 明文の規定はない。他の監査人に依頼する場合の監査基準に照らし合わせて判断する事になる。	香港（公開会社） 連結決算書について監査報告をしなければならぬ会計監査人は、子会社及び子会社の監査人から、監査上必要と思われる情報・説明を入手する権限を有する	連結決算書について監査報告をしなければならぬ会計監査人は、子会社及び子会社の監査人から、監査上必要と思われる情報・説明を入手する権限を有する	韓国 親会社の監査役または監査委員会はその職務を遂行するために必要な際には、子会社に対して営業の報告を要求することができ、その職務を遂行するために特に必要であれば、会社及び関係会社の業務及び財産状態を調査することができる。連結財務諸表を監査する監査人はその職務の遂行のため、必要であれば、会社または関係会社の監査人に監査関連資料の提出など必要な協力を要請することができる。この場合、会社または関係会社の監査人は運滞無く、これに従わなければならない。	ベトナム（株式会社） 上場株式会社の場合、監査役会は内部統制システムに関する報告書を監査する権限があると述べるが、内部統制システムの整備に関する規定は明記されていない。	

～ 国際研修 ～

中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」

国際協力部教官

江 藤 美紀音

第1 はじめに

国際協力部では、平成22年7月12日から同月21日まで、中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」を東京及び大阪において実施しました。今回の研修は中国における国際私法（「涉外民事関係適用法」）の起草支援で、中国からは、全国人民代表大会常務委員会法政工作委員会民法室（以下、「民法室」）の起草メンバーを中心とした研修員12名が参加し、日本からは、甲南大学法科大学院の櫻田嘉章教授、学習院大学大学院法務研究科の神崎禎教授、一橋大学大学院法学研究科の山本和彦教授、立教大学法学部特任教授の森川伸吾弁護士（弁護士法人曾我・瓜生・糸賀法律事務所）、栗津卓郎弁護士（同事務所）を講師に迎えて、日中双方から活発な意見交換を行いました。

今回は、この研修の実施状況などについて報告します。

第2 背景事情

近年、中国は、改革開放政策を積極的に推進する中、2001年には世界貿易機構（WTO）に加盟するなど社会主義市場経済への移行を着実に進め、日本との関係においても主要な貿易相手国になっており、中国経済の動向が、国際市場、特に日本を始めとする東アジアの経済にとって直接的かつ大規模な影響をもたらすようになってきました。

中国は、急成長した市場経済に合致した国内法制の整備を急ぎ、立法機関である全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会は、国際私法制定の準備も進めています。国際私法は、国際的な要素が含まれる私法法律関係について、その準拠法を選択する法律（狭義での国際私法。なお、広義では国際民事訴訟法を含む。）ですが、中国には単行法としての国際私法がなく、従前から条文の不備など多くの問題点が指摘されてきたところです。

日本においては、2006年に「法の適用に関する通則法」（国際私法）が制定され、また、現在、国際裁判管轄法制（国際民事訴訟法）について民事訴訟法等の一部改正法案が国会で審議されていますが（2010年10月現在）、中国の国際私法及び国際民事訴訟法が、国際的標準に近づくことは中国のみならず日本にとっても望ましいことです。

また、国際協力部では、2007年11月から、独立行政法人国際協力機構（JICA）の実施する中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトに協力し、民法室をこのプロジェクトのカウンタ

ーパートとして本邦研修などを行ってきました。そのような経緯を踏まえ、民法室は、民事訴訟法に加え国際私法の起草についても日本側に支援を要望したため、当部では、2010年2月、中国の国際私法・国際民事訴訟法専門家を日本に招へいして講演会を行い、中国における国際私法・国際民事訴訟法の現状及び改正課題を研究するとともに、同年3月には、中国での現地セミナーを開催し、日本における国際私法についての知見を中国側に提供するなどして、中国国際私法制定に向けての支援を行ってきました（ICDNEWS第43号掲載）。

今回は民法室が、「涉外民事関係適用法」の草案作成に当たり、直面する具体的問題点について日本側と更に掘り下げた議論をすべく研修実施を通じた支援を要請してきたことから、日本側としても中国の問題解決に協力・支援すべく、本研修を実施することとしました。

第3 研修員

研修員は、以下の合計12名です。

賈 東明	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室副主任
呉 斌	安徽省人民代表大会常務委員会法制工作委员会副主任
王 琬	最高人民法院民四庭副庭長
杜 涛	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室処長
段 京連	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室調研員
王 瑞娣	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室調研員
鮑 建国	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会弁公室調研員
高 曉力	最高人民法院民四庭助理審判員
姚 俊逸	中国国際經濟貿易仲裁委員会仲裁監督処副処長
李 倩	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室主任科員
許 燦	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室副主任科員
張 鵬	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会法規備案検査室副主任科員

なお、この研修の全日程には、中国北京に駐在する長期派遣専門家の住田尚之弁護士が同行しました。

第4 研修内容

1 研修の概要

今回の研修では、研修直後の2010年8月中に、民法室が涉外民事関係法律適用法の草案を常務委員会に提出する予定になっていたため、事前に民法室が日本側に提示してきた質問事項に対する質疑応答を研修の中心に据えるとともに、より進んだ内容として、日本の「法の適用に関する通則法」の問題点と今後の課題についての講義及び国際民事訴訟法の講義、涉外弁護士(実務家)による講義を加える形でカリキュラムを組むこととしました。

2 講義(4コマ)

- (1) 櫻田嘉章教授には、「法の適用に関する通則法の問題点と今後の課題」として、同法の立法形式、問題点(法人、代理の規定を欠いていること及びその理由、知財、慣

習法との関係など)、通則法による改正点、当事者自治、反致、公序、絶対的適用法など、多岐にわたって講義をしていただきました。櫻田教授は、「法の適用に関する通則法」の法制審議会国際私法部会の元部会長で、同法に対する深い見識をお持ちの方ですので、歴史的観点や具体的事例を交えた講義は大変興味深いものでした。研修員も、法人設立における涉外性の有無や国際条約と慣習法との関係について質問し、活発な意見交換がなされました。

- (2) 山本和彦教授には、最近の国際民事訴訟法に関する民事訴訟法等一部改正など立法の動き、国際裁判管轄、仲裁・倒産手続の準拠法、外国法の適用について講義をしていただきました。いずれも研修員の関心が高いテーマであり、具体的問題点につき明確な説明をしていただきました。研修員も山本教授の講義に多大な感銘を受け、団長の賈東明氏は「論理明快で分かりやすく、私たちにとって非常に大きな参考になった。」と述べられていました。
- (3) 森川弁護士には、「涉外弁護士から見た中国国際私法」とのテーマで、弁護士業務との関係で中国の抵触法を取り扱うケース等について講義をしていただくとともに、日本の弁護士からみた中国現行法や裁判実務に対する改善すべき点等について提案をしていただきました。

森川弁護士による実務的観点からの指摘は、中国側にとって大変参考になるものであっただけでなく、森川弁護士は中国法に詳しく、かつ中国語にもたん能でいらっしやったので、講義は研修員にとって大変分かりやすく、かつ有益であったと思われました。

3 意見交換(4コマ)

学者、弁護士との意見交換

櫻田教授、学習院大学大学院法務研究科神前禎教授、森川伸吾弁護士、栗津弁護士には、研修員から提出された質問事項等について、丁寧に説明をしていただきました。研修員からの質問事項は、相続、性質決定、先決問題、強行規定、公序、反致、人格権、国際条約、国際慣例の国内適用等の問題でしたが、いずれについても活発な質疑応答がなされました。

4 見学(2コマ)

その他、東京地方裁判所や第三管区海上保安本部の見学を実施し、日本の裁判実務や日本における多方面での国際協力について、研修員の理解を深めました。

第5 成果等

研修終了後の2010年8月23日、民法室は民事関係法律適用法の草案(第二次審議案)を全人代常務委員会に提出し、同年10月28日、同法が成立しました(翻訳は住田長期専門家)。

その中には、今回の研修で活発に議論された性質決定の問題や強行法規の適用、外国法の調査、最密接関連地法の適用などについての明確な規定が盛り込まれており、同法が、日本の通則法より詳細に進んだ内容になっているとの感想を持ちました。

第6 終わりに

今回は、草案提出直前の極めて忙しい時期での研修であったにもかかわらず、多数の起草担当者が参加し、熱心に日本の知見を吸収し、講師と踏み込んだ内容の議論を交わしていました。

研修員からは、充実した内容の研修であったとの意見がある一方で、既に基礎研究はしているので、初歩的な講義は不要であるとの意見も散見されました。

この点については、日本側としても涉外民事関係法律適用法の草案を事前に提供してもらえれば講師側としても研修員のレベルを推し量ることもでき、より充実した内容の研修を行えたのではないかと思います（草案の提供は中国側に要求していたのですが、項目のみの提供しかありませんでした）。支援をより充実したものにするには、双方向からの協力と信頼関係の構築が不可欠であると感じました。今回の研修で、民法室に対する国際私法の起草支援は終わりましたが、引き続き途中になっている中国民事訴訟法改正に対する支援を行っていく予定です。

国際協力部の行う法整備支援は、開発途上国における法の支配の確立を目指しており、支援対象国は、自国の立法能力が不十分な国が大半です。ところが、中国の場合、当部での支援開始当初から、主要な法律は整備され、立法担当者は高い起草能力を有しています。にもかかわらず、中国が日本に法整備支援を求めるのは、日本が明治維新後欧米法を自国の社会事情や文化に適応させてきたという法整備の歴史に強い関心を抱き、日本法のよい部分を取り入れることを切望しているからと思われる。

このような中国に対する法整備支援は、中国の起草作業に併せて不十分な点を補完する「寄り添い型」支援というべきものですが、その在り方については今後十分に検証していく必要があるでしょう。

最後に、今回の研修には、日本側から講師の先生方を始め、多数の関係者の御協力を頂きました。この紙面を借りて、心から感謝申し上げます。

中華人民共和国涉外民事關係法律適用法^{*1}

2010年10月28日第11期全国人民代表大会常務委員会第17回會議通過

目 次

第一章 一般規定

第二章 民事主体

第三章 婚姻・家庭

第四章 相 続

第五章 物 権

第六章 債 権

第七章 知的財産権

第八章 付 則

第一章 一般規定

第1条 涉外民事關係の法の適用を明確にし、涉外民事紛争を合理的に解決し、当事者の適法な權益を維持・保護するために、本法を制定する。

第2条 涉外民事關係に適用する法は、本法に従って確定される。その他の法律が涉外民事關係の法の適用について別途特別の規定を置く場合には、その規定に従う。

2 本法その他の法律が涉外民事關係の法の適用について規定を置いていない場合には、当該涉外民事關係と最も密接な關係を有する法を適用する。

第3条 当事者は、法律の規定に従い、涉外民事關係に適用する法を明示して選択すること

^{*1} 翻訳：JICA長期専門家・日本国弁護士 住田尚之

ができる。

第4条 中華人民共和国の法律が涉外民事関係について強制的規定を置く場合には、当該強制的規定を直接適用する。

第5条 外国法の適用が中華人民共和国の社会公共の利益を損なう場合には、中華人民共和国法を適用する。

第6条 涉外民事関係に外国法を適用する場合において、当該国の異なる地域において異なる法を実施しているときは、当該涉外民事関係と最も密接な関係を有する地域の法を適用する。

第7条 訴訟時効については、関連する涉外民事関係に適用されるべき法を適用する。

第8条 涉外民事関係の性質決定については、法廷地法を適用する。

第9条 涉外民事関係に適用する外国法には、当該国の法律適用法は含まない。

第10条 涉外民事関係に適用する外国法は、人民法院、仲裁機関又は行政機関が調査して明らかにする。当事者が外国法の適用を選択した場合には、当該国の法を提供しなければならない。

2 外国法を調査して明らかにすることができず、又は当該国の法に規定がない場合には、中華人民共和国法を適用する。

第二章 民事主体

第11条 自然人の民事権利能力については、常居所地法を適用する。

第12条 自然人の民事行為能力については、常居所地法を適用する。

2 自然人が民事活動に従事し、常居所地法に従えば民事行為無能力であるが、行為地法に従えば民事行為能力がある場合には、行為地法を適用する。ただし、婚姻・家庭、相続に関わる場合を除く。

第13条 失踪宣告又は死亡宣告については、自然人の常居所地法を適用する。

第14条 法人及びその分支機構の民事権利能力、民事行為能力、組織機構、株主の権利義務

等の事項については、登記地法を適用する。

2 法人の主たる営業地と登記地とが一致しない場合には、主たる営業地の法を適用することができる。法人の常居所地は、その主たる営業地とする。

第15条 人格権の内容については、権利者の常居所地法を適用する。

第16条 代理については、代理行為地法を適用する。ただし、被代理人と代理人との民事関係については、代理関係発生地法を適用する。

2 当事者は、合意により委託代理に適用する法を選択することができる。

第17条 当事者は、合意により信託に適用する法を選択することができる。当事者が選択をしなかった場合には、信託財産所在地法又は信託関係発生地法を適用する。

第18条 当事者は、合意により仲裁合意に適用する法を選択することができる。当事者が選択をしなかった場合には、仲裁機関の所在地法又は仲裁地法を適用する。

第19条 本法に従って国籍国法が適用される場合に、自然人が二つ以上の国籍を有するときは、常居所がある国籍国法を適用する。すべての国籍国のいずれにも常居所がない場合には、本人と最も密接な関係を有する国籍国法を適用する。自然人が無国籍又は国籍が不明である場合には、その常居所地法を適用する。

第20条 本法に従って常居所地法が適用される場合に、自然人の常居所地が不明であるときは、その現住所地法を適用する。

第三章 婚姻・家庭

第21条 結婚の条件については、当事者の共通の常居所地法を適用する。共通の常居所地がない場合には、共通の国籍国法を適用する。共通の国籍がなく、一方の当事者の常居所地又は国籍国において婚姻を締結した場合には、婚姻締結地法を適用する。

第22条 結婚の手続は、婚姻締結地法、一方の当事者の常居所地法又は国籍国法に適合する場合には、いずれも有効である。

第23条 夫婦の身分関係については、共通の常居所地法を適用する。共通の常居所地がない場合には、共通の国籍国法を適用する。

第24条 夫婦の財産関係については、当事者は合意により一方の当事者の常居所地法、国籍国法又は主要な財産の所在地法を選択して適用することができる。当事者が選択をしなかった場合には、共通の常居所地法を適用する。共通の常居所地がない場合には、共通の国籍国法を適用する。

第25条 親子の身分、財産関係については、共通の常居所地法を適用する。共通の常居所地がない場合には、一方の当事者の常居所地法又は国籍国法のうち弱者の権益の保護に有利な法を適用する。

第26条 協議離婚については、当事者は合意により一方の当事者の常居所地法又は国籍国法を選択して適用することができる。当事者が選択をしなかった場合には、共通の常居所地法を適用する。共通の常居所地がない場合には、共通の国籍国法を適用する。共通の国籍がない場合には、離婚手続を行った機関の所在地法を適用する。

第27条 離婚訴訟については、法廷地法を適用する。

第28条 養子縁組の条件及び手続については、養親となる者及び養子となる者の常居所地法を適用する。養子縁組の効力については、養子縁組の時の養親となる者の常居所地法を適用する。養子縁組関係の解除については、養子縁組の時の養子となる者の常居所地法又は法廷地法を適用する。

第29条 扶養については、一方の当事者の常居所地法、国籍国法又は主要な財産の所在地法のうち被扶養者の権益の保護に有利な法を適用する。

第30条 監護については、一方の当事者の常居所地法又は国籍国法のうち被監護者の権益の保護に有利な法を適用する。

第四章 相続

第31条 法定相続については、被相続人が死亡した時の常居所地法を適用する。ただし、不動産の法定相続については、不動産所在地法を適用する。

第32条 遺言の方式については、遺言者が遺言をした時又は死亡した時の常居所地法、国籍国法又は遺言行為地法に適合する場合には、いずれも遺言は成立する。

第33条 遺言の効力については、遺言者が遺言をした時又は死亡した時の常居所地法又は国

籍国法を適用する。

第34条 遺産管理等の事項については、遺産の所在地法を適用する。

第35条 相続する者がいない遺産の帰属については、被相続人が死亡した時の遺産の所在地法を適用する。

第五章 物権

第36条 不動産の物権については、不動産の所在地法を適用する。

第37条 当事者は、合意により動産の物権に適用する法を選択することができる。当事者が選択をしなかった場合には、法律事実が発生した時の動産の所在地法を適用する。

第38条 当事者は、合意により運送中に動産の物権に生じた変更に応用する法を選択することができる。当事者が選択をしなかった場合には、運送目的地法を適用する。

第39条 有価証券については、有価証券の権利実現地法その他当該有価証券と最も密接な関係を有する法を適用する。

第40条 権利質権については、質権設定地法を適用する。

第六章 債権

第41条 当事者は、合意により契約に適用する法を選択することができる。当事者が選択をしなかった場合には、履行義務が最も当該契約の特徴を体現することができる一方の当事者の常居所地法その他当該契約と最も密接な関係を有する法を適用する。

第42条 消費者契約については、消費者の常居所地法を適用する。消費者が商品、サービス提供地法の適用を選択し、又は経営者が消費者の常居所地において関連する経営活動に従事していなかった場合には、商品、サービス提供地法を適用する。

第43条 労働契約については、労働者の勤務地法を適用する。労働者の勤務地を特定することが難しい場合には、雇用単位の主たる営業地の法を適用する。労務派遣については、労務派遣地法を適用することができる。

第44条 権利侵害責任については、権利侵害行為地法を適用する。ただし、当事者が共通の常居所地を有する場合には、共通の常居所地法を適用する。権利侵害行為の発生後に当事者が合意により適用する法を選択した場合には、その合意に従う。

第45条 製造物責任については、被権利侵害者の常居所地法を適用する。被権利侵害者が権利侵害者の主たる営業地の法若しくは損害発生地法の適用を選択し、又は権利侵害者が被権利侵害者の常居所地において関連の経営活動に従事していなかった場合には、権利侵害者の主たる営業地の法又は損害発生地法を適用する。

第46条 ネットワークを通じ、又はその他の方法を採用して、氏名権、肖像権、名誉権、プライバシー権等の人格権を侵害した場合には、被権利侵害者の常居所地法を適用する。

第47条 不当利得、事務管理については、当事者が合意により適用を選択した法を適用する。当事者が選択しなかった場合には、当事者の共通の常居所地法を適用する。共通の常居所地がない場合には、不当利得、事務管理の発生地法を適用する。

第七章 知的財産権

第48条 知的財産権の帰属及び内容については、保護が請求された地の法を適用する。

第49条 当事者は、合意により知的財産権の譲渡及び使用許可に適用する法を選択することができる。当事者が選択をしなかった場合には、本法の契約についての関連規定を適用する。

第50条 知的財産権の権利侵害責任については、保護が請求された地の法を適用する。当事者は、権利侵害行為が発生した後に合意により法廷地法の適用を選択することもできる。

第八章 附則

第51条 「中華人民共和國民法通則」第146条及び第147条並びに「中華人民共和國相續法」第36条について、本法の規定と一致しないものは、本法を適用する。

第52条 本法は、2011年4月1日より施行する。

平成22年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」 日程表

[主任教官：江藤教官, 事務担当：石井専門官, 瀬井主任専門官]

法務省法務総合研究所国際協力部

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	場所	
7 / 12	月	中国発 (北京8:40発)	日本着 (関空12:40着)	OSIC ⁷ リーフリンク ⁷ JICA/ICD ⁷ リエンテ- ション		OSIC
7 / 13	火	国際協力 部長挨拶 赤根部長 講師：櫻田教授 (10:15-12:45)	講義「法の適用に関する通則法の問題点と今後の課題」 (14:00-17:00)	法総研所長表敬 (17:00～) 記念撮影 (17:20～)		ICD
7 / 14	水	移動 (新大阪→東京)				法務 省
7 / 15	木	中国側質問事項について学者との意見交換 講師：櫻田教授, 神前教授 (10:00- 12:30)	(14:00-17:00)			TIC
7 / 16	金	東京地裁見学 (10:30-12:00) 東京地裁	所長主催 意見交換会 12:30-13:30	海上保安庁における国際協力 ～海外関係機関との連携 (15:00～17:00) 第三管区海上保安本部		裁判 所・ ほか
7 / 17	土	講義「涉外弁護士から見た中国国際私法」 講師：森川弁護士 (曾我・瓜生・糸賀法律事務所) (10:00-12:30)	涉外弁護士との意見交換 (森川弁護士, 栗津弁護士) コメント：森川弁護士, 栗津弁護士 (14:00-16:30)			TIC
7 / 18	日					
7 / 19	月					
7 / 20	火	講義「国際民事訴訟法」 講師：山本教授 (10:00-12:30)	総括質疑 コメント：神前教授・森川弁護士 (14:00-17:00)			TIC
7 / 21	水	協議(10:00-11:00) 今後の進行	評価会 (11:00-12:00) 閉講式 (12:00- 12:30)			TIC
7 / 22	木	帰国				

～ 国際研修 ～

ネパール国別研修

「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」

国際協力部教官

森 永 太 郎

ネパールについては、独立行政法人国際協力機構（JICA）において2008年以来、民法起草支援を中心とする法整備支援活動が行われてきたが、刑事分野についても、2009年7月に、主として日本の刑事司法制度の研究を内容とする「技術協力個別案件」の正式要請がなされ、JICAはこれに応じて法務総合研究所の協力の下、今回紹介する本邦研修を実施する運びとなった。ネパールの刑事分野については、既に本誌42号及び43号において紹介したとおり、現地において調査活動やセミナーを実施しており、日本の刑事司法制度等については情報提供を行ってきたところであるが、これらを踏まえた上で、ネパール側が更に日本の刑事司法制度について詳細に学び、現在進行中である刑法、刑事訴訟法及び量刑法の起草に役立てるといのが今回の本邦研修の主たる目的であった。

本研修は、具体的な刑事法草案に直接のコメントなどを行うことが目的ではなく、日本の制度とネパールの制度の比較という点に力点が置かれたため、国際連合アジア極東犯罪防止研究所を運営し、刑事分野における国際研修について長年の経験を有する国際連合研修協力部に、プログラムの大部分を企画担当してもらうなど、多大な助力を得た。紙面を借りてお礼を申し上げる次第である。

第1 研修の概要

1 参加者

参加者は、以下の12名である。

カルヤン・シュレスタ氏（Mr） ネパール最高裁判所判事

モハン・プラサド・パンジャンテ氏（Mr） ネパール法律委員会次官

トゥリロチャン・ウプレッティ氏（Mr） 首相府兼閣僚評議会次官

スルヤ・プラサド・コイララ氏（Mr） 次長検事

ゴヴィンド・プラサド・クスム氏（Mr） 内務省事務次官

バドリ・バハドゥル・カルキ氏（Mr） ネパール弁護士会上級弁護士

ラジット・バクタ・プラドハナンガ氏（Mr） トリブヴァン大学ネパールローキャンパス教授

ラジュ・マン・シン・マジヤ氏 (Mr) 法務・司法省次官代理
インディラ・ダハル氏 (Ms) 法務・司法省事務次官補
カイラシュ・プラサド・スベディ氏 (Mr) 法務・司法省事務次官補
ケシャブ・プラサド・ダハル氏 (Mr) ネパール最高裁判所司法アクセスプロジェクト現地マネージャー
バルラム・プラサド・ラウト氏 (Mr) JICAネパール事務所法律プログラムオフィサー

カルヤン・シュレスタ最高裁判所判事率いる「刑事法改革改善タスクフォース^{*1}」の構成員が中心となった。

2 期間

2010年7月13日～23日

3 研修内容

プログラムについては、別添日程表参照。初日のオリエンテーション等につき、7月14日（水）から土日を挟んで21日（水）までは、国際連合研修協力部が企画実施を担当した。ネパール側からの発表に一日を費やしたほかは、日本の刑事司法の全体像を理解してもらうため、捜査、公判、矯正、保護及び被害者対策などの全般にわたり、ほぼ手続の流れに沿った形で講義が行われ、検察庁における令状事務及び証拠品管理については、東京地方検察庁の見学も実施した。22日、23日には、刑事公判の傍聴のほか、21日までのプログラムには盛り込まれなかった少年法に関する解説も実施した。



第2 実施結果・所感

参加者にとって、本研修の内容は十分満足のいくものであったようである。参加者からは、日本の刑事司法制度について、体系的に詳しく勉強することができ、また、ネパール

^{*1} ネパールでは、約150年前に制定され、その後改正されながらも使用され続けているムルキ・アイン法典（「ムルキ・アイン」とは「国の法」という意味だそうである）が現在もなお効力を有する。この法典は民事実体法・民事手続法・刑事実体法・刑事手続法が渾然一体となった古式蒼然たる法典であり（現在では意味不明となっている条文もあるとのこと）、極めて使いづらくなっているため、ネパール政府は、これを4つに分割して民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法を起草するとともに有罪の場合の刑の量定及び執行の手続等を定める「量刑法」（Sentencing Act）を新たに起草する作業が続いている。このうち、民事分野、すなわち民法と民事訴訟法の起草を担当しているのがキル・ラジュ・レグミ最高裁判所判事率いる「民事法改革改善タスクフォース」であり、刑事分野、すなわち刑法・刑事訴訟法及び量刑法の起草を担当しているのが「刑事法改革改善タスクフォース」である。現在、上記5つの原案は完成して政府に提出されているが、これが正式法案として国会の審議にかけられるまでにはまだ更に改良作業が続くとのことである。

にとっては目新しい制度なども多く学ぶことができ、得るものは大変多かったとする感想が相次いだ。特に興味を引いた点ということになると、各参加者はやはり、自らの専門分野、あるいは起草作業中の担当分野にかかわることに強い関心を示す傾向があり、捜査・公訴の点に主として関心が集中する参加者と、矯正・保護に興味を示す参加者に別れる傾向を見せた。制度という点で最も関心を引いたのは仮出獄と保護観察の制度であり、ネパールでもこれらを導入可能かどうか検討中であるとのことであった。また、人的・組織的能力という点では、警察捜査及び検察官による訴追活動の効率性と手続運用の厳密さに感銘を受けた様子であり、参加者はいずれも、刑事司法の改革には制度自体の整備もさることながら、人的・組織的能力の涵養が何よりも大事であることを再認識したようである。

今回の研修における参加者との対話の中で、筆者が改めて受けた印象では、現在のネパールの刑事司法が置かれている状況は決して楽観視できるものではない。つとに指摘されているところではあるが、ずさんで非効率的な警察捜査や、適正・効果的な捜査指揮のできない検察といった問題だけをみても、事態の深刻さはかなりのものである。このようなごく基本的な人的・組織的能力の問題に加え、制度面でも、極端な当事者主義によるいわば硬直化した裁判手続や、被害者・証人保護制度の未発達、犯罪者の更生を図るきめ細かな矯正・保護制度の不存在など、改善を図るべき問題点は山積している。幸い、ネパールは最高裁判所を中心に、高い能力を有し、問題の所在を把握している法曹が少なからず存在するが、問題の大きさ、多さに対処しきれずにいる上、不安定な政治状況が速やかな司法改革の足かせとなっており、その結果、刑事司法が徐々に市民の信頼を失いつつあることには否定し難いものがあるように思われる。「刑事法改革改善タスクフォース」の座長であるシュレスタ最高裁判事は、最終日の評価会の中で、今後とも日本には同様の支援を続けてほしい旨述べていたが、筆者としても、ネパールの刑事司法の改善については、我が国も他のドナーと歩調を合わせて、可能な協力をしていくべきであると考えている。



ネパール国別研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」 日程表
(2010年7月14日(水)～23日(金))

(教官：森永太郎 専門官：権瓶 由佳里, 守安 裕, 江口 佐枝子)

日	曜	午前		午後	
7	水	10:30-11:00 オリエンテーション アジ研オリエンテーション 和泉教官 法総研第3教室	11:20-12:20 講義 「警察及び警察官」 樋口教官 法総研第3教室	14:00-15:20 講義 「証拠の収集と令状主義」 和泉教官 法総研第3教室	15:40-16:40 講義 「被疑者の身柄拘束と取調べ」 和泉教官 法総研第3教室
7	木	9:50-10:50 講義 「事件処理」 谷中教官 アジ研	11:00-12:00 講義 「検察及び検察官」 宇川次長 アジ研	13:30-15:30 見学 府中刑務所見学 府中刑務所	
7	金	10:00-11:00 講義 「裁判所及び裁判官」 多田教官 法総研第3教室	11:20-12:30 講義 「公判手続の概要及び基本原則」 多田教官 法総研第3教室	14:00-15:00 講義 「証拠法」 谷中教官 法総研第3教室	15:20-16:00 討議 意見交換会(拡大版質疑応答) 多田教官・谷中教官・和泉教官 法総研第3教室
7	土				
7	日				
7	月	10:00-12:30 研修員発表 「ネパール刑法・刑事訴訟法・量刑法の概要」, 「ネパール刑事司法改革の展望」 研修員 JICA東京(SR15)		14:00-16:30 質疑応答及び意見交換 JICA東京(SR15)	
7	火	10:00-11:00 講義 「捜査・公判と弁護人の役割」 大塚弁護士 法総研第3教室	11:10-12:40 講義 「刑事司法における犯罪被害者対策」 宇川次長 法総研第3教室	14:00-15:00 見学・講義 東京地方検察庁見学・概要説明 和泉教官 東京地検	15:20-16:50 講義 「令状事務及び証拠品の管理」 森田総務課長 法総研第3教室
7	水	10:00-11:00 講義 矯正① 渡部教官 法総研第3教室	11:20-12:30 講義 矯正② 渡部教官 法総研第3教室	14:00-15:00 講義 保護① 左近司教官 法総研第3教室	15:20-16:30 講義 保護② 左近司教官 法総研第3教室
7	木	10:00 表敬訪問 法務大臣表敬 法務省本省	11:00 表敬訪問 検事総長表敬 最高検察庁	12:00 所長主催意見交換会 13:15 記念撮影	14:00-16:00 法廷傍聴 東京地方裁判所
7	金	10:00-12:30 模擬取調べ・質疑応答 森永教官 JICA東京(SR16)		14:00-15:00/15:00- 評価会・閉講式 JICA東京(SR16)	

～ 国際研修 ～

東ティモール法案作成能力向上研修

国際協力部教官

松原 禎夫

第1 はじめに

2010年8月9日（月）から同月17日（火）まで、東ティモール国別研修「法案作成能力向上研修フェーズ2」を行った（日程表は文末の資料のとおり）。

研修員は、以下の2名である。

司法省法律研修センター局長

マルセリーナ・ティルマン・ダ・シルヴァ氏 (Ms.)

司法省国家司法法制諮問・立法局立法専門員

パスコアル・ダ・コスタ・ソアレス氏 (Mr.)

シルヴァ氏は、東ティモール民主共和国（以下、「東ティモール」という。）の法案起草の中心的役割を担っている司法省国家司法法制諮問・立法局の前局長で、2009年に実施した東ティモール法案作成能力向上研修にも参加しており、現在は、同省の研修機関である法律研修センター局長の要職を勤めている。一方、ソアレス氏は、基礎的な法律の学習のため数年間インドネシアに派遣され、最近帰国した若手職員であり、今後、同局の法案起草の中心的役割を担うことが期待されている。

第2 本研修実施の背景

東ティモールは、2002年に独立した後、諸外国や国際機関の支援を受けながら、法整備を始めとする国家基盤の構築に取り組んでいる。しかし、長年の紛争による人材・経験不足により、独力で法案起草を行うのは困難で、現在、ポルトガルを中心とする外国人アドバイザーの支援を受けながら作業を進めている。そこで、東ティモール政府は、2008年、我が国に対して、司法省職員の法案起草能力強化のための支援を要請した。要請を受けた国際協力機構（JICA）は、2009年3月及び同年7月の2回にわたり、司法省国家司法法制諮問・立法局の幹部職員2名に対し、法案作成能力向上を目的とした本邦研修を実施した。国際協力部は、そのうち2009年7月の研修を担当し、東ティモールが制定を急いでいる「逃亡犯罪人引渡法」、「違法薬物取引取締法」を研修題材とし、我が国における類似法令の解説や、これらの法案作成に必要な作業の特定を行うワークショップなどを組み合わせた研修を実施した。本研修は、東ティモール側からの前回の続きとなる研修を実施してもらい

たい旨の要請にこたえたものである。

第3 本研修の目的

本研修は、前回の研修内容を踏まえて、更に法案作成能力向上を図ることを目的としたものである。具体的には、前回研修で取り上げた「逃亡犯罪人引渡法」及び「違法薬物取引取締法」の各草案作成の進ちょく状況を確認した上で、法案作成上の問題点について、質疑応答・議論を繰り返し、その過程において、研修員の法案作成能力を向上させることを企図した。それに加えて、東ティモール側の要望に応じ、同国が制定を検討中の「裁判外紛争解決の仕組み」、「民事調停法」についての講義を実施し、関連法案起草の参考となる情報を提供することを目的とした。

また、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）の御好意により、同センター主催のサマースクール「アジアの法と社会」において、研修員らに発表の場を設けていただいた。

なお、本研修には、平成22年度の霞が関インターンシップの研修生も、一部のプログラムの傍聴・討議に参加した。

第4 研修内容

1 研修員発表・討議

(1) 研修員発表要旨

東ティモールは、新しい国で様々な人が出入りするようになったこともあり、逃亡犯罪人引渡法の制定は、重要で政府内における優先順位は高い。また、東ティモールは、2007年にポルトガル語諸国共同体と逃亡犯罪人引渡協定を締結しており、これも逃亡犯罪人引渡法案起草の背景となっている。同法案は、31か条からなり、第1条で、逃亡犯罪人引渡し の定義を行っている。第5条では、受動的引渡しにつき、裁判所の決定によってのみ行うことができるとし、第6条では、能動的引渡しにつき、法務大臣の権限としている。第7条及び第10条は、能動的及び受動的引渡しについて、いずれも対象者が懲役1年以上の拘禁刑に該当する罪を犯した者であることを要件としている。第11条では、受動的引渡し の制限を定めており、政治犯罪である場合、死刑又は終身刑の可能性がある場合、非人道的待遇を受けると信じるに足る理由がある場合、東ティモール国民である場合には引渡しを行うことはできないとしている。

なお、違法薬物取引取締法については、前回の研修の報告書を司法大臣に提出したものの、ほかの課題が山積していたため、その後、具体的な進展はなく、法案作成に至らなかった。

(2) 討議

東ティモール逃亡犯罪人引渡法案について、同法案の条文を参照しながら、立法の必要性、犯罪人引渡しには司法判断を必要とする旨規定する東ティモール憲法第35条1項と能動的引渡しは法務大臣の権限とする同法案6条の整合性、「逃亡犯罪人引渡

し」、「拘禁刑」、「審理」、「国際社会における基本的な原則」などの法案に現れる文言の定義について議論した。

違法薬物取引取締法については、草案が作成されていなかったため、逐条解説的な検討を行うことはできなかったが、研修員との質疑を通して、予想される問題点を明らかにした上で、立法の必要性・目的、規制すべき薬物・処罰すべき行為の範囲などにつき議論した。

2 講義

(1) 法案作成の際の検討事項

名古屋大学大学院国際開発研究科の島田弦准教授により、「法案作成の際の検討事項」について講義をしていただいた。島田准教授は、インドネシア語がたんに能で、講義はインドネシア語で行われた。東ティモールの公用語は、ポルトガル語及び現地語であるテトゥン語であるが、歴史的関係から、インドネシア語を解する人が多く、研修員兩名も、インドネシア語が話せるので、インドネシア語で行われた講義に熱心に耳を傾けていた。

(2) 裁判外紛争の仕組み

角田多真紀弁護士（弁護士法人田中彰寿法律事務所）により、「日本における裁判外紛争解決手続」として、日本の裁判外紛争解決手続の特色、訴訟手続上の判決によらない紛争解決、裁判所の実施する調停、その他のADR、裁判外紛争解決手続のメリット・デメリット、日本のADRの潮流などについて講義をしていただいた。角田弁護士は、JICA長期専門家として、インドネシアに滞在し、インドネシア最高裁和解・調停強化プロジェクトに関与された経験をお持ちであり、同プロジェクトの活動・特色についても紹介していただいた。東ティモールでは、裁判外紛争解決関連法案の起草に向けて、その仕組みを調査・研究しており、研修員は、熱心に聴講し、活発に質問するなどしていた。また、隣国であり、多くの影響を受けているインドネシアでの活動についても、関心を持っている様子であった。

(3) 日本の民事調停法

国際協力部教官により、「日本の民事調停法—法の構造と機能」として、調停の意義、調停の長所・短所、民事調停及び家事調停の概要に関する講義を行った。東ティモールでは、調停法制定を検討中であり、調停手続に関する研修員の関心は高く、調停委員会の構成、調停委員の任命資格、調停委員の報酬などについて活発に質問するなどしていた。

第5 終わりに

本研修の討議では、一方的な解説ではなく、講師と研修員が法案を共に検討しながら、講師が研修員に対し質疑を行う中で、法案自体あるいは研修員の法案作成能力に関する問題点を浮き彫りにし、それを研修員に認識させ、その法案作成能力向上を目指すという方法が採られた。研修員は、この方法に関し、立法の必要性、文言の定義、各条文の趣旨な

どの重要事項について、自ら考える力を向上させるきっかけになった旨述べ、高く評価していた。

東ティモールは、2002年に独立したばかりの国であり、法整備を含む国造りは始まったばかりである。研修員らの仕事は山積しており、その責任は重大である。研修員両名は、いずれもその責任を重く受け止め、自らの能力を向上させて国造りに役立てようという熱意にあふれており、その熱心さに感銘を受けた。しかしながら、前記のとおり、長年の紛争により立法に必要な人材、情報及び経験は不足しており、本研修での研修員らとの討議を通して、その法案起草能力はいまだ不十分であると感じざるを得なかった。現在、東ティモールは、外国の支援により立法作業を進めているものの、自らの法案作成能力を向上させるためには、更なる研修が必要と思料され、この点、研修員も同種研修の継続を強く望んでいた。

最後に、本研修に対し多大な御支援及び御協力を頂いた関係各位に深く感謝を申し上げます。

東ティモール本邦研修「法案作成能力向上研修フェーズ2」

(2010年8月9日(月)～17日(水))

研修日程

(教官：森永太郎・松原禎夫 専門官：和多田愛・内田清)

日	曜	午前		午後		
8	月			14:00 JICA-OSIC オリエンテーション OSIC2階	15:30 ICD オリエンテーション 松原・和多田 OSIC2階	
8	火	10:00 研修員発表 「東ティモール違法薬物取引取締法案及び逃亡犯罪人引渡法案起草の進捗状況と問題点」 森永・松原 ICD 国際会議室		14:00 検討会 研修員発表に基づく検討会 森永・松原 ICD 国際会議室		
8	水	10:30～12:00 講義「法案作成の際の検討事項」 名古屋大学 島田准教授 名古屋大学		13:15～ 名古屋大学CALEサマースクール参加(研修員発表あり)		
8	木	10:00 検討会 「東ティモール逃亡犯罪人引渡法」草案の検討 森永・松原 ICD 国際会議室		14:00 検討会 「東ティモール逃亡犯罪人引渡法」草案の検討 森永・松原 ICD 国際会議室		
8	金	10:00 講義 「裁判外紛争解決の仕組み」 角田弁護士 ICD 国際会議室		14:00 講義 「日本の民事調停法 — 法の構造と機能」 松原 ICD 4階セミナー室		
8	土					
8	日					
8	月	10:00 検討会 「東ティモール違法薬物取引取締法」草案アウトラインの検討 森永・松原 ICD 4階セミナー室		14:00 検討会 「東ティモール違法薬物取引取締法」草案アウトラインの検討 森永・松原 ICD 4階セミナー室		
8	火	10:00 質疑応答 総括質疑応答 森永・松原 OSIC SR15		14:00 評価会 SR15	15:00 閉講式 SR13	

～ 国際研修 ～

ネパール国別研修「民法及び関連法セミナー」

国際協力部教官

森 永 太 郎

この「民法及び関連法セミナー」は、独立行政法人国際協力機構（JICA）がネパールにおいて実施している民主化プロセス支援プログラムの一環として行われたネパール民法及び関連諸法の起草支援活動の一部である。このプログラムに含まれる法整備支援活動としては、ほかにも刑事分野における比較セミナーなどがあるが、この民事分野での支援活動は、国内支援委員会の設置と複数回の本邦研修及び現地セミナーを組み合わせた比較的規模の大きなものとなっている。

本号の別項でも紹介しているとおり、ネパールは現在、150年ほど前に制定された、民事実体法・民事手続法・刑事実体法・刑事手続法を包摂する「ムルキ・アイン法典」を分割し、個別法典として整理再編成する作業を推進しており、民事法については、政府が設置した「民事法改革改善タスクフォース」が、民法及び民事訴訟法の起草を担当している。このうち、民法については、多岐にわたる民事実体法規を整理・体系化するとともに、ネパールの伝統、社会、法意識と国際標準とを調和させる試みを続けているところ、草案準備段階で日本民法も参考とされたことなどの経緯から、ネパール政府は、2008年の要望調査において我が国に民事法の起草支援を要請してきたものである。

JICAは、この要請を受け、調査を兼ねた若干の準備的なセミナーなどをネパール現地で実施した上、2009年4月、国内に慶応義塾大学法科大学院の松尾弘教授を委員長とする「民法改正支援アドバイザー・グループ^{*1}」を設置し、以後、この国内支援委員会が中心となり、書面及びテレビ会議システムによるコメントや助言及び現地セミナー並びに複数回の本邦研修などを組み合わせた手法で起草支援を続けてきた。

その結果、2010年5月には民法草案が完成したが、更に改良の余地があることから、ネパール側の要望もあって、通算3回目となる本邦研修を実施することとなり、その企画実施に国際協力部も協力することとなった。

^{*1} JICAの委嘱により設置された「民法改正支援アドバイザー・グループ」の構成は次のとおりである。

委員長 慶応大学大学院法務研究科（法科大学院）松尾弘教授
委員 新潟大学法学部長 南方暁教授
委員 亜細亜大学法学部 木原浩之准教授
委員 法務総合研究所国際協力部教官 森永太郎

第1 研修の概要

1 参加者

参加者は以下の7名である。

キル・ラジュ・レグミ氏 (Mr) ネパール最高裁判所判事
マダブ・プラサド・パウデル氏 (Mr) 法務・司法省事務次官
ラム・クリシュナ・ティマルセナ氏 (Mr) ネパール最高裁判所事務総長
カマル・シャリ・ギミレ氏 (Mr) 法務・司法省立法草案局長
シャム・プラサド・カレル氏 (Mr) ネパール弁護士会上級弁護士
バス・デヴ・ニューパネ氏 (Mr) 法務・司法省立法草案局課長
リラ・デヴィ・ガドタウラ (Ms) エネルギー省法務課課長

キル・ラジュ・レグミ最高裁判所判事率いる「民事法改革改善タスクフォース」の構成員が中心となった。

2 期間

2010年8月18日～25日

3 研修内容

プログラムについては別添日程表を参照されたい。

今回の本邦研修は、これまでの起草作業とこれに対する国内支援委員会の助言等を踏まえてネパール側及び日本側の双方が、草案改良作業に当たって更なる理解を必要とすると考えた論点に焦点を当てたほか、民法自体についての議論にとどまらず、今後民法を適正に運用していくために不可欠となる関連諸制度についてネパール側の理解を深めることを目的として企画された。

前者については、いずれも国内支援委員会委員らによるセミナー形式のセッションを行った。特に取り上げた論点は、①親族法分野においては、離婚及び遺言に伴う諸問題（南方教授担当）、②不法行為の分野においては、損害の概念及び具体的損害算定方法など（木原准教授担当）、③物権法の分野においては、物的担保の諸制度（松尾教授担当）についてである。後者の関連諸制度については、あらかじめ国内支援委員会委員によるセッションの中で必要な解説を行った上、家庭裁判所、地方裁判所執行センター、法務局、区役所、公証人役場などの見学を通じて、日本の民法関連諸制度がどのように機能しているかを学んでもらった。



第2 実施結果・所感

この本邦研修は、民事法起草に関する支援活動の一部であって、既に複数回に渡り本邦研修や現地セミナーなどが繰り返された上、現地での調査活動や先方とのテレビ会議などで議論が深まっていた上、草案が一応完成した段階で行われたものであったため、各セッションでの討議は焦点の絞られた、かなり高度なものとなった。国内支援委員会委員らもこれまでの活動を通じて民法草案については検討を重ねていたこともあって、セッションでの議論にすれ違いやずれが生じることもほとんどなく、ネパール側のニーズには十分こたえることができたと思われる。実際、最終日の評価会では、「大変に興味深い講義であり、経験であった。講義でまず離婚について学んだ後に、実際に家庭裁判所を訪ね、調停制度、離婚に伴う子供の監護の問題について見る機会が与えられた。物的担保の概念は、ネパールには新しい議論であり、理論、制度とも非常に参考になった。また、不法行為については、責任の有無、損害の種類、財産上の賠償と慰謝料といった講義を自動車事故の例を挙げて受けた後に、再度弁護士よりも説明を受け、実際の運用について学んだことは大きな意義があった。今回学んだ調停委員や裁判官の役割、法務局における不動産の権利情報の記録、保管の仕方、地図情報の管理、また登記上抵当権が抹消した際の×印など、本を読んだだけでは得られない実務の運用方法を見ることができた。このように非常に多くの情報が得られ、非常に有益なプログラムから構成されていたと考える。」(ティマルセナ最高裁判所事務総長)といったコメントがネパール側からあった。



ネパールでは、政府に提出された草案が、パブリックコメントを経て再度政府の検討するところとなり、本年中には国会に上程されるとのことである。最終法案がどのようなものになるか、国会でスムーズな審議がなされるかは予断を許さないところであるが、どのような法典になるにせよ、ネパールにはまだまだ整備しなければならない周辺法令が多数あるとあってよいであろう。加えて、何よりも重要なのは、新法の運用である。ネパールは裁判所の能力が高いので、一部の開発途上国に見られるような運用能力の問題はさほど大きくないとも考え得るが、新法が採用した新たな制度への不慣れや、新法が前提としている制度の未整備などの問題は依然として存在しており、これらを克服して民事司法が十分な機能を発揮するにはなお相当の時間と努力が必要であろう。我が国としては、今後もネパール民法の成立とその運用状況に十分な関心を払い、必要な支援を継続していく必要があると思われる。

ネパール「民法及び関連法セミナー」本邦研修日程表
(2010年8月18日(水)～25日(水))

(主任教官：森永太郎 事務担当：権瓶由佳里・江口佐枝子・守安裕)

日	曜	午前		午後	
8/18	水			13:00 JICA オリエンテーション JICA-TIC	
8/19	木	10:00 討議 ネパール民法草案検討会 南方先生 法総研共用会議室		14:00 討議 ネパール民法草案検討会 南方先生 法総研共用会議室	
8/20	金	10:00 討議 ネパール民法草案検討会 木原先生 法総研共用会議室		14:00 討議 ネパール民法草案検討会 木原先生 法総研共用会議室	
8/21	土	10:00 討議 ネパール民法草案検討会 松尾先生 JICA-TIC		14:00 討議 ネパール民法草案検討会 松尾先生 JICA-TIC	
8/22	日				
8/23	月	10:00 訪問・見学 東京家庭裁判所訪問・見学(家事審判・調停) (松尾先生) 東京家裁(霞が関)		14:00 訪問・見学 東京地方裁判所執行センター訪問・見学(抵当権実行) (松尾先生) 東京地裁執行センター(目黒)	
8/24	火	9:30 訪問・見学 東京法務局訪問・見学 (不動産登記事務) (松尾先生) 東京法務局(九段下)	11:30 訪問・見学 区役所訪問・見学 (戸籍・住民票事務) (松尾先生) 千代田区役所(九段下)	14:00 訪問・見学・講義 日本弁護士連合会訪問 (損害賠償訴訟) (木曾弁護士) 日弁連(霞が関)	16:00 訪問・見学 公証人役場訪問 (公証事務) (森永教官) 八重洲公証役場(東京)
8/25	水	10:00 表敬 法務省事務次官・民事局長 事務次官室	12:00-13:30 所長主催意見交換会 記念撮影	14:00 評価会・今後の進め方協議 (TV会議でネパール事務所と接続) (松尾先生, 木原先生) 法総研共用会議室	

～ 国際研究 ～

ベトナム判決書マニュアル作成支援

弁護士 井 関 正 裕

第1 判決書の目的と機能

判決書には、次の機能と目的がある。

- 1 判決書は判決の内容と法的効力を明らかにする。
- 2 その判決の理由を説明し、当事者を説得し、当事者が不服申立をするための資料を提供する。以上は裁判制度から来る直接の目的と機能である。
- 3 判決書に理由を記載することにより、裁判官は自己の思索を再検討し、思索を更に深めることができる。この機能は大変に重要である。これにより裁判の質が高まる。良い判決は翻って良い審理をすることにつながる。この機能は、ベトナムではあまり認識されていない。
- 4 判決書に理由を付することは、その判決書が公表されることと相まって、判決が法と証拠以外のものに影響されることを防ぐ機能を持つ。発展途上国では、裁判が法と証拠以外のもの、例えば権力者の介入、賄賂などにより歪められているのではないかとの疑いを持たれやすい。判決書の理由は建前として法と証拠以外のものを引用することは出来ないから、理由を詳しくすることは法の支配を強める方に向かう。
- 5 理由の書かれた判決書は、裁判官や学者の参考となり、広く司法界のレベルを上げることになる。類似する事案につき紛争を予防することができる^{*1}し、また、判例制度のもとでは判例法を発展させることになる。

第2 日本の判決書

日本の判決書は長い歴史を有している。江戸時代の裁判でも判決書が作成されていた。その判決書の形式は明治時代にもそのまま引き継がれた。判決書は現在まで変化はしてきたが、継続的な改善であって、断絶があったことはない。大きな傾向としては、判決書が長くなり、理由が詳しくなってきた。世界の他の国の判決書に比べても詳しい^{*2}。

日本の民事裁判では、陪審制を採る国とは違って、事実認定についても理由が記載され、しかもそれが詳しい。これが事実認定理論の発展に寄与している。

^{*1} 2004年民事訴訟法1条は、「民事訴訟法は、・・・人民が真摯に法を遵守するように教育する。」としている。

^{*2} 最高裁判所事務総局編、外国の民事判決書に関する参考資料1990年、法曹会。西ドイツ、フランス、アメリカ、イギリスの判決書が紹介されている。

このように日本の判決書には洗練された詳しさがあるが、それをそのまますぐに発展途上国に持ち込むことはできない。良い判決書のためには、単に書式を整えるだけでなく、事案分析、法的思考、事実認定、法律解釈、表現などの能力を要するし、日本では一応の民事判決を書くことが出来るまでに、数年の裁判官経験を要している。しかし、判決書に必要とされる基本条件があるから、判決書マニュアルについて日本が支援する価値がある。

第3 支援の開始

2003年6月27日、JICAとベトナム政府関係諸機関との間で、法整備支援プロジェクト・フェーズ3（2003年7月1日から3年間）の協議議事録（Record of Discussions）が取り交わされ、同フェーズ3の目指す成果の一つとして、ベトナムにおいて「判決書が標準化され、すべての法律専門家にとってアクセス可能な判例の編集が行われること」が掲げられた。ただ、協議議事録にいう「判決書が標準化される」とは判決書の形式的統一のこのようにも読める不明確な表現であった。

支援のために日本側では、判決書・判例整備共同研究会が2004年1月に発足し、これが主体となって支援を担当した。その委員（マニュアル案がほぼ確定した2006年3月までの時期に限る）は、裁判官宮崎謙、弁護士塚原長秋、ICD教官山下輝年（2004年3月まで）、同関根澄子（裁判官、2004年4月から）、同森永太郎（2004年5月まで）、同丸山毅（2004年5月から）の諸氏であり、委員長が私（当時関西大学法科大学院特任教授、もと大阪高等裁判所部総括判事）であった。JICAベトナム事務所では、主として裁判官出身の長期専門家榊原信次（2005年5月まで）と同國分隆文（2005年5月より）の両氏が担当した。同委員会の支援は民事第一審判決書に集中した。

ベトナム側は、最高人民裁判所（SPC）裁判科学研究所長Ngo Cuong、同労働裁判所長Nguyen Viet Coung、同民事裁判所長Do Cao Thangの諸氏ほかのワーキング・グループ（WG）であった。

第4 日本が起草支援をした民事訴訟法の成立

2004年6月、ベトナム国会は民事訴訟法(24/2004/QH11, 15/06/2004)を可決成立させ、従前の民事・経済・労働訴訟解決法令を廃止した。民事訴訟法案起草には日本が支援を行い、私もそれを担当した^{*3}。改正は多くの点に及ぶが、判決書に関係する主なところは次のとおりである。

1 申立主義（5条）

裁判所は申立ての範囲でのみ判決するとの規定が置かれた。同時に訴状には「裁判所による解決を申し立てる具体的な事項」を記載することとし（164条）、反訴は本訴の提起手続に従わねばならないとされた（178条）。従前は、社会的紛争が訴訟物のように考え

^{*3} 民事訴訟法の仮和訳と支援担当者の解説はICDNEWS第21号。英訳は、
http://vbqpl.moj.gov.vn/vbqp/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=7842

られ、裁判所はその社会的紛争に含まれる法律問題をすべて解決する扱いがされ、反訴状が提出されていなくとも原告に支払を命じる判決がされていた。

2 自白（80条2項）

相手方が認め又は否認しない事実については立証が必要でないとの規定が置かれた。これも従前にはなかった規定である。

3 公判証拠主義（236条3項）

公判で取り調べ、検討した証拠でなければ判断の基礎とはできないとされた。従前は公判前に当事者の関与なく行われた事前調査で収集した証拠が判決の基礎とされていた。

4 公判審理と判決言渡しまでの期間（236条5項）

判決は公判審理終了後5日以内に言い渡せばよいことになった。従前は公判審理終了後暫くの合議ののち即日言い渡されていた。これにより事案の検討と判決書作成のために時間を使うことができるようになった。

5 判決書の記載事項（238条）

判決書は、導入部、事件内容部、裁判所の評価部と、裁判所の決定部で構成され（3項）、事件内容部では請求を、評価部では適用法条及び請求を認め、又は認めない根拠の分析を記載しなければならない（4項）。決定部では請求に対する裁判所の決定、訴訟費用、控訴権について記する（5項）。

6 裁判体

裁判体は常に合議体である（14条、憲法131条）。一審では、裁判官1名と参審員2名で構成される（52条）。

民事訴訟法が制定されたこの時期に判決書マニュアルを作成するのは、時機を得たものであった。私は民事訴訟法制定支援を担当したので、新法を良く知っていたが、ベトナム裁判官は未だ慣れていないため、それを判決書にどのように反映したら良いのかを理解できていなかった。

第5 最高人民裁判所の判決書書式通達

民事訴訟法施行後間もない2005年3月31日に最高裁判所裁判官評議会通達（01/2005/NQ-HDTP）が發布され、民事第一審判決書の書式が定まった。これにより、ベトナムWGのマニュアル作成が先に進み易くなった。この決議は書式を定めただけであって、事件内容欄、評価欄^{*4}及び決定欄の内容を定めたものではない。それは本マニュアルの仕事であった。

^{*4} 民訴法238条は、日本判決書の事実及び争点に該当する部分を「事件内容」、理由に該当する部分を「裁判所の評価」、主文に該当する部分を「決定」と規定している。この通達はこれらを「認知」、「評価」、「決定」と書き、完成した判決書マニュアルは「確認した結果」、「検討した結果」、「決定」と呼んでいる。私の紹介では、民訴法に従い「事件内容欄」、「評価欄」、「決定欄」と呼ぶことにする。なお「認知」とは、事件の内容を裁判所はこのように理解し認知するとの意味らしい。

第6 従前のベトナム民事判決書

日本がまず行ったのは、ベトナムの判決書の分析・検討であった。民事一審・控訴審判決書16件を入手し検討し、法廷傍聴などをした結果、次のことが判明し、非常に驚いた。これら判決書は2004年民事訴訟法施行以前のものである。

1 判決書の構造

導入部分（事件番号、判決日、裁判官及び当事者など）、事件内容部分（日本判決の事実及び争点に当たる。）、評価部分（日本判決の理由に当たる）及び決定部分（日本判決の主文に当たる。）で構成される。

2 事件内容欄

訴状、答弁書の記載だけが記載され、公判での主張が記載されない。事実関係がまず記載されるが、当事者一方の主張なのか、裁判所の認定事実なのか、争いがない事実なのかも判然としない。その記載は物語調であって、争点（要件事実）に関係のない周辺事情が多く含まれているため、冗長であって、事件の争点がどこにあるのかが浮かび上がってこない。事実と紛争を記載したのち、原告はその解決を求めたとのみ記載し、原告がどのような判決を求めたかが記載されないものもある。反訴があったのかどうか不明確でない。

3 評価欄

事実が物語状に記載される。争いのある重要な事実（日本でいう要件事実）もその物語の一部としてさらりと記載され、重点が置かれぬ。このような書き方を理由をWGに尋ねると、事案の全体像を理解するためとの説明があった。この書き方は歴史的順序に従えば良いから書きやすいのであろう。

これらの事実がどの証拠により認定したのかが記載されないことが多い。争いのある事実の認定について、証拠が引用されることが少ないのみならず、事実認定理由が殆ど示されない。

判決理由が分かりにくい。争点が明確になっていないこととも関係があろう。

法律の理解が争点であるときも、事実の記載から直ちに結論が示され、当事者の法律理解が誤っていることの説明もされない。当事者の主張や証拠、部分的事実認定を羅列的に記載した上で、「以上の根拠から」等とのみ記載して、直ちに結論を記載していたりする。

判決書で法令の解釈が示されることは全くない。法令の解釈を示すことは裁判所の権限の範囲にないと理解されているからである^{*5}。

*5 1992年ベトナム憲法は、国会議長、副議長及び国会で選ばれる委員により構成される国会の常設委員会である国会常任委員会（90条）の責務・権限として、「憲法、法及び布告の解釈をする」（91条3号）と定めている。この規定があるために、裁判所や裁判官には法律の解釈権はないと考えられている。裁判所は具体的事件につき判決をするに際し、法規の解釈適用が必要であるが、法規の条文を引用しても、それをどのように解釈したかは判決書に記載しない。このことはベトナムで最上位の裁判所である最高人民裁判所裁判官評議会の決定でも同様である。

4 決定欄

一部請求棄却が主文に記載されないことがある。

建物明渡請求訴訟において、改築費用返還の反訴があることが事件内容欄に明記されていないのに、改築費用を原告が被告に支払うように命じている例がある。

また、被告と利害関係人との間の紛争については、当人同士において解決することを認めるとか、家屋明渡請求を認容するに当たり、被告が次に住むべき代替の住宅の賃貸借契約の締結を義務づけるとかの主文が記載された例がある。

5 判決は審理終了後即日言い渡される。

6 判決書は公判前に書かれているらしい。

第7 支援の進行

2004年5月より2006年2月までの間に、判決書マニュアル案作成支援のため、日本側研究会委員がハノイに3回出張してセミナーを行い、ベトナムWGのメンバー14人を日本に招へいしてセミナーを行った。ほかにも書面によるコメントを数回行った。

日本側が支援において重点を置いて行ったのは次の点であった。

1 2004年民事訴訟法を説明し、それに応じた判決書の記載を提示した。支援当初はまだ民訴法が施行されておらなかったためか、WGの反応は芳しくなかったが、徐々に理解が得られた。

具体的には、申立主義の関係では、事件内容欄に請求を明確に記載すること（民事訴訟法238条4項）、評価欄では請求のすべてについて判断を示すこと、主文では一部請求棄却を主文に記載すること、本訴の手續に準じた手續で反訴がなされていなければ、原告に支払いなどを命じてはならないこと、反訴も事件内容欄に記載することなど。

自白の関係では、相手方が認めた事実又は相手方が否認しない事実は、証拠に認定せず、80条を適用すること、これにより争いのある事実だけを証拠で認定すること。

証拠の関係では、争いのある事実はすべて具体的な証拠を引用して事実認定をすること、引用できる証拠は公判で取り調べ確認したものに限られること。

2 ベトナム判決書の前記問題点を指摘し、次の具体的改善案を提示した。

事件内容欄や評価欄では、重要な事実^{*6}に重点をおいて判断し、それ以外の事実とは区別すること。

評価欄では、簡単で良いから事実認定の理由を記載すること。

評価欄では、適用する法律を引用すること。その法律が適用されることについて、法解釈を記載しないにしても、その法が適用される理由となる重要な事実を指摘するだけをしてはどうか。

決定欄には、請求の当否の判断ではない事項は記載しないこと。支援の当初段階で、

*6 「重要な事実」は日本でいう要件事実を念頭に置いた表現である。私たちのベトナム側に対する説明では、要件事実論の導入は難しいと判断し、「重要な事実」との用語を用いた。

従前の判決書の決定欄を検討した結果と改善策を書面で提示し、これは直ちに受け入れられた。

- 3 マニュアルの作成については、前記1、2をマニュアル本文で説明すること、マニュアルでは、原則の説明だけではなく、よく現れる事案についての記載例を付加すること、そのほかに参考判決を数個付加すること、参考判決は本文の記載と矛盾がないようにすること、参考判決の数は多く過ぎると、相互に矛盾が生じたり、本文との齟齬が生じるので数個が限界であることを指摘した。

第8 ベトナムWGとマニュアル案

当初は、ベトナムWGは判決書書式にしか関心がないのかと感じていたこともあったが、SPCの判決書書式通達が発布され、日本側の説明により、民事訴訟法の判決書への具体化、説得力のある判決書への理解が進んでいった。日本側が最後に力を入れたのは、判決書記載例と参考判決書であった。

2005年7月、ベトナムWGは、マニュアル第一次草案と参考判決案20通を作成した。同年9月には本邦研修が行われた。そのほか國分隆文長期専門家と共同研究会がコメントを行った。マニュアル本文は、日本側の意見や本邦研修の結果を踏まえ、相当にレベルの高いものとなったが、本文の記載を記載例や参考判決に具体化することに困難を感じているようであった。

2006年1月に、ベトナム側WGは判決書マニュアル最終案を作成し、SPCフオン副長官に提出した。

しかし、フオン副長官はその案を直ぐには承認せず、日本側は早く承認してくれるように書簡を送ったりしたが、そのまま時間が経過した。承認できない理由又は作成すべき方針が示されれば、それに従って改訂することもできたのであるが、理由や方針はWGに知らされなかった。

3年8か月過ぎた2009年9月、フオン副長官は、確定したマニュアルをSPC担当者に交付した。かつての日本側研究会メンバーや長期専門家は、既に別の仕事に就いていたが、マニュアルがお蔵入りになることはなく、やっと確定したことを聞いてほっとした。2009年12月にマニュアル5,000部の印刷が完成し、ベトナム全裁判官に配布された。

第9 完成した判決書マニュアル

- 1 完成した判決書マニュアルの内容は、序文、総論、民事判決書（一審、控訴審）、刑事判決書（一審、控訴審）及び参考判決書（民事一審判決書は11通）とSPC判決書書式通達となっている。その民事判決書（一審）までの部分と民事一審判決書1通は、本号に掲載しているの、ご覧いただきたい。
- 2 注目すべき点として次の点が指摘できる。
 - ・このマニュアル本文では、一般的な説明のほかに多く現れる離婚・相続、契約・不動産、労働事件についての記載例を示している。

- ・導入欄の形式的記載事項は明確に定められた。
- ・事件内容欄では、訴えの変更があった場合は最終的な請求だけを記載することとされた。
- ・請求は、箇条書きで明確に具体的に記載することとなった。これにより民訴法5条の申立主義の適用の幅が明確となる。民訴法164条1項gは訴状に記載すべき事項として「裁判所による解決を申立られた具体的な事項」と規定しており、これが従前のように社会的紛争を示しているのか具体的な権利関係なのかが不明確であった。このマニュアルは具体的な権利主張と解釈している。従前に比べると明らかに当事者主義の方向に向かった。
- ・評価欄では、民訴法80条により自白が成立する事項については、証拠により認定することなく、まとめて同条により認定すべきとしている。これにより争いのある事実の認定に重点が置かれることになる。
- ・民訴法80条の適用のある事実以外については、証拠により認定すべきであり、その認定に用いた証拠を示すべきとされた。極めて望ましい。しかし、証人の信用性の理由について説明する必要性がないとしている。信用性を言葉で説明するのが難しいからこのような記載となったのであろうが、将来はある程度の説明が望ましいであろうし、参考判決書の中にはそのような説明をした例もある。
- ・当事者の各主張に対し判断を示すべきこととされた。
- ・決定欄では、一部請求棄却を記載すべきとされた。しかも記載の仕方は日本判決書以上に明確である。例えば、100万ドルの請求に対し70万ドルだけを認容する場合、日本判決書は「その余の請求を棄却する。」と書くが、このマニュアルは「原告の30万ドルの請求を棄却する。」と記載すべきとしている。

3 しかし、他方次の点も指摘できる。

- ・原案のうち本文における一般的な説明が削除されたところがある。これは残した方が良いと思うのだが、その一般的な説明の内容につき賛同が得られなかったためか、マニュアルにはそのような一般的な説明は不要であると考えられたのかは明らかでない。
- ・日本側は、事件内容欄でも評価欄でも、その請求の当否を判断するにつき重要な事実重点をおいて記載し、認定すべきであることを強調し、マニュアル最終案にも取り入れられたが、最終的にはこの説明が削除された。しかし、記載例では重要な事実重点をおいて記載されている。
- ・判決書を書くことにより、判断を再検証することができ、判断をより良い内容に高めることができるとの考えはないようである。
- ・マニュアル添付の参考判決書は、本文の記載と矛盾するところや、同じ事項につき統一がとれていないところ、SPC通達に反する記載方法のものがある。

第10 いくらかの感想

判決書マニュアル支援には苦勞をした。私たちは、ベトナム側では判決書マニュアルは

書式の問題を解決すれば良いと考えているのではないかと思ったこともある。しかし、判決書は裁判官の思索を深める機能があるし、判決書は訴訟法や実体法の十分な理解の上に書かれるべきものである。

従前の判決書には多くの問題点があった。前記第6に記載したのは大きな問題点だけで、それ以外にも多くの問題点があった。日本側は、これらを指摘し、それを判決書の記載に反映させる助言を行った。またWGは一般的な理論（例えば申立主義）が判決書の記載にどのように現れるべきなのかを理解するのに困難を感じていたようであった。

完成したマニュアルは一応のものであるが、より良い判決書への一歩となると期待している。マニュアルは今後改訂が必要であろう。この改訂には再び日本側の支援が望ましい。

(本マニュアル及び付属の判決例は、独立行政法人国際協力機構（JICA）の御厚意により掲載させていただいたものである。)

最高人民裁判所

国際協力機構（JICA）

判決書作成マニュアル

著者

1. 最高人民裁判所副長官 ダン・クアン・フオン博士
2. 元最高人民裁判所労働裁判所長官 グエン・ベト・クオン
3. 元最高人民裁判所経済裁判所長官 ド・カオ・タン

序

裁判所の訴訟活動の主たる業務は裁判である。裁判所は国を代表して刑事・民事・行政事件を裁判し、裁判の結果は判決言渡しにより公にされる。そのため、判決書は極めて重要な訴訟文書であり、国と各団体の財産や国民の生命・財産・自由・名誉の保護に対する国の姿勢を直接示すものである。この重要性のため、憲法、人民裁判所組織法、刑事訴訟法、民事訴訟法にはすべて判決書の法的効力に関する規定がある。これらの規定により、法的効力を有する判決や裁判所の決定は、すべての個人・機関・団体に遵守され、執行されなければならない。判決や裁判所の決定を執行する義務を負う国民・機関・団体はそれを厳格に執行しなければならない。人民裁判所及び判決の執行を任される機関・団体は、その任務・権限の範囲内で厳格に判決及び裁判所の決定を執行し、その任務を遂行するに当たり法律上の責任を負わなければならない。

上記の判決書の法的意義及び重要性にかんがみ、判決書は正確・明確で、根拠に基づく説得力のあるものでなければならない。これまで、最高人民裁判所は判決書の作成手順を説明する以下の文書を公布してきた。

- ・各級の人民裁判所に刑事・離婚事件・民事裁判の判決書の作成手順を説明する 1961 年 12 月 19 日付最高人民裁判所第 2386/NCPL 号通達
- ・第一審・控訴審の判決書の作成手順を説明する 1969 年 3 月 3 日付最高人民裁判所第 01/UB 号通達
- ・第一審・控訴審の判決書の作成手順についての総括・周知に関する 1973 年 9 月 3 日付最高人民裁判所第 607/NCPL 号公文書
- ・第一審民事裁判の判決書の作成手順を説明する 1977 年 2 月 8 日付最高人民裁判所第 96/NCPL 号通達
- ・第一審刑事裁判・控訴審刑事裁判の判決書の作成手順についての総括・周知に関する 1973 年 9 月 14 日付最高人民裁判所第 612/NCPL 号公文書。この公文書の公布後、最高人民裁判所は第一審刑事裁判及び控訴審刑事裁判の判決書様式を公布した。

全体として、上記各文書に判決書を一貫的、論理的に書くために不可欠な要素を指摘したが、これらが作成されてから相当期間が経過し、現在の訴訟に関する規定に合致しない事項もある。また、一般的な内容のため、判決書作成に関わる者の判決書作成技能の向上に関する実務的要請に十分にこたえてはいない。

2004 年 7 月 1 日に施行された 2003 年刑事訴訟法及び 2005 年 1 月 1 日に施行された 2004 年民事訴訟法には第一審・控訴審に関する規定があり、最高人民裁判所の裁判官評議会が判

決書様式を含むこれらの法律の適用を説明する決議を公布した。ただし、裁判官評議会の決議は判決書様式の使用に関する一般的説明にとどまり、判決書の具体的な作成手順には言及していない。

最高人民裁判所は、一貫し、正確・明確で、根拠に基づき、説得力のある判決書を作成するため、国際協力機構による法整備支援事業の一環としての日本政府及び井関正裕教授の協力の下、『判決書作成マニュアル』の編集に取り組んだ。

本マニュアルの目的は裁判官、特に新たに任官した裁判官に判決書の作成に不可欠な技能を習得させることである。

本マニュアルは国家司法学院における判決書作成技能の学習・教育のための教材、各法律大学における有益な参考資料でもある。

上記の目的を達成するため、『判決書作成マニュアル』の著者は具体的な事例に基づいて過去の判決書の欠点を分析し、改善策を紹介することに努めた。

しかし、編集期間が限られていた上、各著者が多忙であったため、読者の要請にまだ十分にこたえきれておらず、完ぺきなものではない。そのため、本マニュアルはあくまでも試験的な資料である。本マニュアルが読者の手に渡ってから、裁判官、研究者、国家司法学院の講師・研修員等多くの読者からの御意見・御批判を賜りたい。これらの指摘に基づき、最高人民裁判所は判決書作成の正式な手順書及び裁判官や国家司法学院の講師・研修員の入門書となり得る「判決書作成マニュアル」を完成させる。

第1部 一般事項

1. 判決書の概念、本質及び意義

1.1. 概念

人民裁判所組織法第1条の規定によれば、「裁判所は刑事・民事・婚姻と家庭・労働・経済・行政の事件を裁判するとともに法律の規定に従って他の事項を処理する」とある。

人民裁判所組織法第11条の規定及び関連する刑事訴訟法・民事訴訟法・行政事件解決手続令の規定によれば、「裁判は二審制で実施する。第一審判決及び裁判所の決定は訴訟に関する法律の規定に基づいて控訴・異議申立てすることができる。法律に定められた期限内に控訴・異議申立てされなかった第一審判決及び決定は法的効力を有する。控訴・異議申立てされた第一審判決及び決定に対して、控訴審を行うこととする。控訴審の判決及び決定は法的効力を有する」とある。

これらの規定により、本マニュアルにおける判決は以下のものを含む。

- a. 第一審民事判決、控訴審民事判決（民事紛争、婚姻・家庭紛争、経営・商業上の紛争、労働紛争の処理）
- b. 第一審刑事判決、控訴審刑事判決
- c. 第一審行政事件判決、控訴審行政事件判決

1.2. 判決書の本質

判決書はベトナム社会主義共和国を代表する裁判所によって一つの事件の裁判が終了してから交付される特殊な訴訟文書で、訴訟に関する法律（刑事訴訟法第224条及び第248条、民事訴訟法第238条及び第279条、行政事件解決手続令第49条及び第65条）に規定される主要な項目をすべて含まなければならない。

判決書は交付され、法的効力を有するようになれば、判決における決定が重大な法的結果をもたらす一種の訴訟文書である。これは「人は法的効力を有する裁判所の有罪判決が下されたときのみ有罪とされ、刑罰を受けなければならない」（1992年憲法第72条）に示されている。また、和解できない民事、経済又は労働の紛争、当事者間で合意に達しない行政不服申立てが裁判所に解決を求められた場合、それらの紛争又は不服申立ては裁判所の判決が法的効力を発したときのみ解決され、確定する。法的効力を有する裁判所の判決は政府機関、

経済団体，社会団体，人民武装組織及び全国民に遵守され，関係者により執行されなければならない（1992年憲法第136条）。

判決は，判決の誤りに対する訂正・回復の手續及び権限の点で，政府機関により発行される他の文書と異なる。他の文書については，発行権限を持つ政府機関又は発行者が欠陥や誤りを発見した場合，その政府機関又は発行者がその欠陥や誤りを訂正・回復することができる。しかし，判決については，判決を下した裁判所又は合議体がその内容に誤りを発見したとしても，これらの誤りを訂正・回復する権限はない。判決の誤りの訂正・回復の手續は特殊なものである。個々の事件に応じて判決の誤りは控訴審手續又は監督審手續によって回復される。

1.3. 判決書の意義

判決は深い教育的意義及び政治・社会的意義を有する。1992年憲法第126条の規定によれば，「裁判所は，その機能の範囲内で，社会主義法制を守り，社会主義制度及び国民の主権を守り，国と各団体の財産や国民の生命・財産・自由・名誉を保護する」とある。2002年人民裁判所組織法第1条によれば，「裁判所は，その活動を通じて，国民に対して国へ忠誠し，法律を厳守し，社会生活の規則を尊重して，犯罪その他の法律違反行為の防止に努めるよう教育する」とある。人民裁判所の主な機能は裁判であり，裁判は通常，ベトナム社会主義共和国を代表する裁判所が判決を下すことで完了する。すなわち，判決を下すことにより，裁判所は法律に規定される政治的責務を果たす。

刑事判決の場合，その政治・社会的意義は以下の側面で示されている。

その一，判決は犯罪行為及び犯罪者に対する国の態度を示している。

その二，判決は犯罪者に対して法律の具体的な規定を適用するものであり，犯罪防止に関する国の刑事政策を示している。

その三，判決は犯罪者，訴訟の参加者，さらには裁判に参加するすべての人々及び判決を知る他の人に対して抑止効果を持つ。

その四，判決は社会主義法制，特に刑事訴訟活動実施の結果である。

民事判決の場合，その政治・社会的意義は以下の側面で示されている。

その一，判決を下すことにより，当事者間の民事紛争（又は婚姻・家庭紛争，経営・商業

上の紛争，労働紛争)を解決する。

その二，判決を下すことにより，法律違反を確定し，各主体の合法的権利・利益を回復・保護する。

その三，判決を下すことにより，裁判所は教育機能及び同種違反を防止する機能を果たす。

行政事件判決の場合，その政治・社会的意義は以下の側面を示されている。

その一，判決を下すことにより，行政不服申立てを解決する。

その二，判決を下すことにより，行政不服申立てが認められる場合，原告の合法的な権利・利益を保護するとともに政府機関又は公務執行者による誤った行政決定又は行政行為を発見，防止する。

その三，判決を下すことにより，行政不服申立てが認められない場合，政府機関及び公務員の威信を保ち，強化する。

以上の重要性にかんがみ，形式・内容とも法律にのっとる判決は公知される際，大きな政治・社会的な意義を持つことになる。

2. 判決書作成の要件

2.1. 判決書に関する法律規定にのっとること

具体的な判決書を作成する際，その判決に関する法律の規定にのっとって作成しなければならない。具体的には次のとおりである。

- ・第一審刑事判決書を作成する際，刑事訴訟法第224条の規定にのっとって作成しなければならない。
- ・控訴審刑事判決書を作成する際，刑事訴訟法第248条の規定にのっとって作成しなければならない。
- ・（民事紛争，婚姻・家庭紛争，経営・商業上の紛争，労働紛争に関する）第一審民事判決書を作成する際，民事訴訟法第238条の規定にのっとって作成しなければならない。
- ・控訴審民事判決書を作成する際，民事訴訟法第279条の規定にのっとって作成しなければならない。
- ・第一審行政事件判決書を作成する際，行政事件解決手続令第49条第2項の規定にのっとつ

て作成しなければならない。

- ・控訴審行政事件判決書を作成する際、行政事件解決手続令第 65 条第 1 項の規定にのっとり作成しなければならない。

2.2. 判決書様式及び判決書様式取扱説明書に基づき作成すること

具体的な判決書を作成する際、判決書様式及び判決書様式取扱説明書が存在するかどうか確認しなければならない（判決書様式及び判決書様式取扱説明書は権限を有する機関により公布される）。判決書様式及び判決書様式取扱説明書が既にあれば、その様式及び様式取扱説明書にのっとり作成しなければならない。判決書様式又は判決書様式取扱説明書に問題点を発見した場合、個人の意見により修正せず、権限を有する機関に対し改訂版を公布するように請求しなければならない。

現時点までに、最高人民裁判所裁判官評議会が以下の判決書様式及び判決書様式取扱説明書を公布してきた。

- ・第一審刑事判決書様式及び第一審刑事判決書様式取扱説明書（2004 年 11 月 5 日付最高人民裁判所裁判官評議会第 04/2004/NQ-HDTP 号決議の付録として公布）
- ・控訴審刑事判決書様式及び控訴審刑事判決書様式取扱説明書（2005 年 12 月 8 日付最高人民裁判所裁判官評議会第 05/2005/NQ-HDTP 号決議の付録として公布）
- ・第一審民事判決書様式及び第一審民事判決書様式取扱説明書（2005 年 3 月 31 日付最高人民裁判所裁判官評議会第 01/2005/NQ-HDTP 号決議の付録として公布）
- ・控訴審民事判決書様式及び控訴審民事判決書様式取扱説明書（2006 年 8 月 4 日付最高人民裁判所裁判官評議会第 05/2006/NQ-HDTP 号決議の付録として公布）

第一審行政事件判決書及び控訴審行政事件判決書については様式を公布していない。2006 年 8 月 4 日付最高人民裁判所裁判官評議会第 04/2006/NQ-HDTP 号決議の第 17 項第 17.1 号の指示により、行政事件判決書を民事判決書と同様に作成することとなっている。

2.3. 事件の内容、裁判において検討・検証した資料・証拠及び評議結果を十分・正確・客観的に表示すること

判決書が十分・正確・客観的に事件の内容を表示するというのは、変更された全主張、全供述を列挙しなければならないという訳ではない。事件の内容を記述するために判決書には裁判において検討・検証した資料・証拠及び評議結果の要約を含めなければならない。その要約内容は正確かつ客観的に事件の経緯を反映しなければならない（各判決類型ごとの作成マニュアルを参照）。

判決書は合議体の決定の根拠となった裁判において検討・検証した資料・証拠及び評議結果を十分・正確・客観的に表示しなければならない。

2.4. 事件において解決すべき各事項に関する合議体の決定を十分・具体的・明確に表示すること

2.5. 判決書の形式を守ること

判決書の形式は判決書様式にのっとるだけでなく、明確・簡潔に記述しなければならない。

判決書を作成する際、書式（サイズ，太字，斜体等）及び文法（改行，大文字等に関する規則）について一貫性を保持しなければならない。

2.6. 判決書の論理性・厳密性を確保すること

判決書を作成する際、判決において解決すべき問題点に関する記述の論理性及び合議体の評議の論理性・厳密性を確保しなければならない。

第2部 民事判決書の作成

1. 第一審判決書の作成

第一審判決書を作成する際、民事訴訟法第238条の規定にのっとり、2005年3月31日付最高人民裁判所裁判官評議会第01/2005/NQ-HDTP号決議の付録として公布された第一審判決書様式及び第一審判決書様式取扱説明書にのっとり作成しなければならない。

以下では第一審民事判決書の作成について具体的に説明する。

1.1. 判決書の導入部

民事訴訟法第238条第3項の規定によれば、「導入部には第一審裁判所名、事件の受理年月日及び受理番号、判決番号、判決日、合議体の構成員、裁判所書記官、検察官、鑑定人、通訳者の氏名、原告、被告、利害関係者、提訴した機関・団体、当事者の合法的な代理人、当事者の合法的な権利の保護者の氏名及び住所、紛争事項、公開あるいは非公開決定の年月日及び決定番号、裁判の時間と場所を明記する」とある。この規定は第一審民事判決書様式及び第一審民事判決書様式取扱説明書（2005年3月31日付最高人民裁判所裁判官評議会第01/2005/NQ-HDTP号決議の付録として公布）に示されている。そのため、判決書の導入部を作成する際、第一審民事判決書様式及び第一審民事判決書様式取扱説明書に則って作成しなければならない。ただし、以下の事項に注意しなければならない。

a. 判決書記号の記載

民事事件及び民事判決は、広意で民事紛争、婚姻・家庭紛争、経営・商業上の紛争及び労働紛争に関する事件及び判決を含むため、判決書記号を正しく記載することが重要である。裁判所が処理する紛争の種類を正確に特定し、相当する記号（DS-ST, HNGD-ST, KDTM-ST, LD-ST）を記載しなければならない。

b. 判決日の記載

第一審民事判決書様式取扱説明書第3項には「第一審が1日で終了する事件か、第一審が複数日に渡って行われる事件かにかかわらず、判決言渡日を記載する」とある。この指示は、事件が同じ日に審理され、判決が言い渡される場合、その日を(3)欄に記載すると理解しなければならない。例えば、事件が2005年5月3日に審理され判決が言い渡されたならば、(3)欄に2005年5月3日を記載する。事件が複数日にわたって審理される場合、判決言渡日を(3)欄に記載する。例えば、事件が2005年5月10日から審理され、2005年5月15日に判決が言い渡されたならば、(3)欄に2005年5月15日を記載する。

c. 判決書における紛争関係の要旨

第一審民事判決書様式取扱説明書第4項は「2005年3月31日付最高人民裁判所裁判官評議会第01/2005/NQ-HDTP号決議第1部第2項の規定にのっとり記載する」とある。

(4) 欄の事項を正しく記載するには、まず裁判所が処理している紛争がどの種類の紛争であるか正確に特定する必要がある。民事紛争は民事訴訟法第25条、婚姻・家庭紛争は民事訴訟法第29条、労働紛争は民事訴訟法第31条に規定されている。紛争の種類を特定した後、該当条文の該当項に規定された具体的な紛争類型を特定し、その項に規定される紛争名を記載しなければならない。例えば、「財産相続に関する紛争について」の紛争名に関し、条項が一般的である場合、その紛争関係を調整する法律の規定に基づいて具体的な名称を追加しなければならない。

例1： 契約に関する紛争の場合、民事契約であれば、その民事契約の対象は何か要旨に追加し（財産売買民事契約に関する紛争について、住宅売買民事契約に関する紛争について等）、経営・商業契約に関する紛争であれば、その経営・商業契約の対象は何か要旨に追加する（商品売買経営・商業契約に関する紛争について、住宅売買経営・商業契約に関する紛争について等）。

例2： 知的財産権や技術移転に関する紛争の場合、営利目的でなければ、その契約の対象は何か要旨に追加する（著作権に関する知的財産権の紛争について等）。より具体的に記載したい場合、具体的な紛争対象を括弧書きで追加することができる。例えば：財産（自動車、トラクター）賃貸民事契約に関する紛争について。

d. 合議体の構成員、裁判記録を記載する裁判所書記官、裁判に参加する検察院の代表

第一審判決書様式（2005年3月31日付最高人民裁判所裁判官評議会第01/2005/NQ-HDTP号決議の付録として公布された）及び第一審判決書様式取扱説明書の第6項、第7項、第8項の指示に従わなければならない。裁判官、裁判所書記官、検察官の行政組織上の肩書を記載しない。また、人民参審員の肩書、職業を記載しない。

e. 裁判の期間（開始日～判決言渡し日）

第一審判決書様式取扱説明書（2005年3月31日付最高人民裁判所裁判官評議会第01/2005/NQ-HDTP号決議の付録として公布された）の第9項が個々の場合に応じた記載方法を指示している。以下は具体的な記載方法の例である。

-
- ・事件が1日のうちに審理され、結審した場合は、「〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇において、〇〇第一審裁判を開く」と記載する。
 - ・事件が2日以上において審理された場合、日数が比較的少ない場合は、「〇〇年〇〇月2, 3, 4日に、〇〇において、〇〇第一審裁判を開く」と全日を列挙する。
 - ・事件が特定の月の連続した複数日において審理された場合は、「〇〇年〇〇月〇〇日から△△日までの間、〇〇において、〇〇第一審裁判を開く」と記載する。
 - ・事件が複数月の連続した複数日において審理された場合は、「〇〇年〇〇月〇〇日から△△月△△日までの間、〇〇において、〇〇第一審裁判を開く」と記載する。
 - ・事件が複数月の（休日・祝日のため）連続しない複数日において審理された場合は、「〇〇年3月30, 31日及び4月3, 4日に、〇〇において、〇〇第一審裁判を開く」と記載する。

f. 事件の当事者

* 当事者が個人の場合

当事者が別名を持つ場合、その別名を括弧書きにする。また、通称名を持つ場合、その通称名を括弧書きにする。住所を記載する際、氏名の後に、改行せずに記載すること。また、略記しないこと。

例： 原告：グエン・バン・ホアン氏（別名：グエン・バン・ハイ）H市H区X通り30番
に居住

被告：グエン・ティ・ハイン氏（通称名：ハイ・ハイン）東省西県南町北村に居住
法的地位が同一で、同じ居住地を持つ二人以上の当事者がいる場合、全当事者の氏名を記載してから共通居住地を記載する。

例： 原告：チャン・A氏，レ・ティ・X氏，チャン・ティ・H氏，H市Y区X通り25番
に居住

* 当事者が機関・団体の場合

その機関・団体の完全な名称を記載しなければならない。その機関・団体が取引名称を持つ場合、その取引名称を記載すること。設立決定や登記等を記載する必要はない。

例： 原告：有限会社ホー・グオム・サイン（取引名称：HOGUXA Company Limited），所
在地：M市N区L通り45番

注意：

判決書の導入部において機関・団体である当事者の名称を略記してはならない。事件の内容や裁判所の判断部分においては略記できるが、略記する前に（以下、〇〇と称する）とただし書をしなければならない。なお、判決書の決定部においては、導入部と同様、完全な名称を記載しなければならない。

機関・団体が紛争の一方の当事者である場合、正確に当事者を記載するため訴訟参加資格に関する法律の他の規定があるかどうか調べる必要がある。

例： 民間企業が紛争の一方の当事者である場合、1999年企業法第101条第2項（2005年企業法第143条第3項）の規定によれば、「企業の紛争において、仲裁人及び裁判所に対して、民間企業の経営者が原告・被告又は利害関係者である」とある。すなわち、民間企業ホアン・ロンが提訴し、その民間企業ホアン・ロンの経営者がグエン・ドク・ロン氏であれば、当事者を記載する際、次のようになる。原告：グエン・ドク・ロン，民間企業ホアン・ロンの経営者，〇〇に居住

当事者が合法的な代理人又は合法的な権利の保護者を持つ場合、当事者の次に、合法的な代理人，その次に合法的な権利の保護者を記載する。

1.2. 事件内容と裁判所の判断

民事訴訟法第238条第4項に規定される事件内容及び裁判所の判断は第一審判決書様式（2005年3月31日付最高人民裁判所裁判官評議会第01/2005/NQ-HDTP号決議の付録として公布された）の「確認した結果」及び「検討した結果」に示される。具体的には、事件内容は「確認した結果」に、裁判所の判断は「検討した結果」に記載される。

1.2.1. 「確認した結果」（事件内容）の作成

民事訴訟法第238条第4項の規定によれば、「確認した結果」（事件内容）には、原告の提訴（機関・団体の提訴）請求，被告の反訴要請・請求，利害関係者の独自の要請・請求を記載しなければならない。この規定は第一審判決書様式取扱説明書（2005年3月31日付最高人民裁判所裁判官評議会第01/2005/NQ-HDTP号決議の付録として公布された）の第24項に述べられている。

本項目を記載する際の要件は、当事者の供述に基づいて事件の経緯を述べるのではなく、当事者の要請・請求を論理的に要約することである。当事者が要請・請求を撤回・追加・変更し、それが認められた場合、原告の裁判所に対する最終的な要請・請求を要約して記載する。当事者の要請・請求を正確かつ客観的に記載しなければならない。個々の具体的な要請

に述べなければならない。

例： 離婚訴訟において、当事者が裁判所に婚姻・子供・財産という三つの関係を処理するよう請求すれば、まず離婚の請求を判断しなければならない。裁判所が離婚を認めない場合、子供や財産に関する請求も認められず、これらの請求に対して判断する必要はないからである。

裁判所は原告に離婚を認めれば、次に子供の養育に関する請求を判断しなければならない。だれに子供の養育権を与えるかは夫婦の間の財産の分配に影響するからである。例えば、妻に子供を与えるが妻が居住地の確保に困る場合、妻に家を分与することができる。また、財産借用（又は金銭借用）の事件において、原告が被告に借用した金額及び借金の遅延利息の支払を請求する場合、まず原告が請求したように被告に貸した元金があるか否か、ある場合金額が幾らかを判定しなければならない。利息支払の請求に対する判断はその次である。

- ・ 被告に反訴請求がある場合、被告の反訴請求が認められれば原告の請求が棄却される場合は、被告の反訴請求を先に判断しなければならない。

例： 原告が被告に家の返却、未払家賃の支払及び原告の家の取壊しに対する賠償を請求した。他方、被告はその家の売買契約を認めるよう請求した。

この場合、「検討した結果」では、まず被告の反訴請求に対する判断を述べなければならない。それは、被告の反訴請求を認めれば、当然ながら原告の請求を棄却することになるからである。被告の反訴請求を棄却する場合のみ、順次、原告の各請求を判断する。

- ・ 提訴の権利や時効等訴訟に関する争点がある場合、内容を判断する前に当該争点を判断しなければならない。

例： 被告は起訴時効が成立した、また裁判所に管轄がないとして、裁判所に事件の処理を取りやめるように請求した。この場合において、判決の「検討した結果」では、まず合議体の被告の請求に対する判断を述べなければならない。合議体が被告の請求を認めない場合のみ、原告の請求を検討する。当事者が欠席しても審理を行う場合、判決書に理由を明記しなければならない。

- ・ 当事者の請求を認めるか否かは、事項の真実性、根拠の有無及び当事者の具体的な請求に関する法律の規定に基づくべきである。

通常、「検討した結果」ではまず事実関係に対する合議体の判断を述べてから法律適用に

ついて述べる。

「検討した結果」では事件の処理に関連する全事項に対する合議体の判定を述べなければならない。事件には、通常、当事者間で争われる事項及び争われない事項がある。そのため、これらの事項の判断の仕方が違ってくる。

当事者間で争われない事項（一方の当事者が提示し、他方の当事者が認める又は反対しない事項）については、民事訴訟法の第80条第2項によれば、証拠によって証明する必要がない。そのため、当事者がその事項を証明するための証拠を提示しても、裁判官がその証拠を通じて該当事項があるか否かを分析・判断する必要はない。例：原告は被告に1億ドンを支払うように請求した。原告は被告の署名がある借用証書を提出した。被告が1億ドンを受領するところを証人Aが目撃した。

被告が原告から1億ドンを借りたと認めるが、その金額を原告に返したという理由で原告の請求を認めず、被告が返済したことを知っているX証人とY証人を喚問した場合、裁判官は被告の署名がある契約書や被告が該当金額を受け取ったと証明したA証人を利用し原告が被告にお金を貸し、被告が該当金額を受け取ったことを証明する必要はない。その際、裁判官は証拠を通じて被告が原告に返済したか否かを判断しなければならない。そのため、「検討した結果」では次のように記載すればよい。

原告の1億ドンの請求を検討した結果、裁判において被告が原告の請求に反対しなかった。民事訴訟法第80条第2項に基づき、被告が1億ドンを借金し、全額を受け取ったと認める。ただし、被告がその金額を原告に返済したと主張している。被告の提出又は裁判所の聴取による証拠から、〇〇。

次に被告が提出した証拠を分析・判断する。

注意： 民事訴訟法が効力を発する前、民事事件、経済事件又は労働事件解決手続令は証明する必要のない事項について定めていなかった。そのため、事件において争われない事項があっても裁判官は証拠を通じてその事項を判定しなければならなかった。この場合、判決書はよく次のように述べることになる。

〇〇番記録における被告の署名付きの借用書及び〇〇番記録におけるA証人の供述に基づき、原告が被告に1億ドンを貸したと判断する根拠がある。

上記の判断は判決書を冗長にするだけでなく、読者に裁判所が裁判において確認された資料及び証拠ではなく、審理の前に収集した資料・証拠を利用したという印象を与える。また、

それらの資料・証拠は原告により提出されたもので、被告がその証拠に反対するか否かを示していない。このような判定方法は現在では民事訴訟法の新しい規定に適合しない。

争いのある事項については、被告が提出又は裁判所が収集した証拠に対する検討に基づき、判断しなければならない。

当事者が一つの事項に対して複数の証拠を提出する場合、原則的にそれらの証拠すべてを利用することができる。ただし、裁判官は当事者が提出した証拠の一部で十分にその事項の存否を証明できると考える場合、すべての証拠を利用する必要はない。

例： 住宅所有権に関する紛争についての事件において、原告に戸籍がなく、住宅を購入できなかったため、被告に購入を依頼したとして、裁判所に原告の住宅所有権を認め、被告が住宅を返すように請求した。原告は被告の署名のある住宅購入金額に相当する金額の領収書を提出した。文書には原告が戸籍を登録したら、被告が住宅所有権譲渡の手続を行い、原告に住宅を返すと合意している。

証人 A 氏、B 氏、C 氏は原告が被告にお金を渡すのを目撃した。

被告は次の理由で原告に住宅を返すことを認めなかった。

被告は原告の代理として住宅を購入したことを認めなかった。

被告は公証された被告と C 氏との間の住宅売買契約を提出した。

この事件において被告が C 氏から住宅を購入したという事項について原告は争っていないため、民事訴訟法第 80 条第 2 項に基づき、証明する必要がない。「検討した結果」において、この事項に対する合議体の判断を先に述べるべきである。（具体的な記載方法は 3.4 を参照）。

原告が被告に住宅購入代行を依頼した事項については、この事項の経緯を証明するには、以下の証拠に基づいて証明しなければならない。

- ・被告が原告の代理として住宅を購入すると示す合意書（合意書にあった署名は被告の署名であるか否か）
- ・金銭受取領収書（領収書にあった署名は被告の署名であるか否か）

筆跡鑑定等で上記の書類にあった署名が被告の署名であると判断するための十分な根拠が

あれば、上記の二つの書類のみで当該住宅は被告が原告のお金で、原告の代理として購入したと結論できる。そのため、裁判官は他の証拠を必要としない。しかし、被告の領収書がない、又は、金銭受取領収書にあった署名は被告の署名ではないという鑑定結果が出れば、証人の供述を利用せざるを得ない。

証人の供述を利用する場合、裁判官は、証人が被告あるいは原告とどのような関係を持つか、証人の供述の間に矛盾点があるか否か、証人が原告と被告の間の金銭引渡しをどのようにして知ったか等によってその供述の真実性・客観性を評価しなければならない。証人の供述の正直さ、客観性に対する評価は合議体の構成員の主観次第であるため、判決において、その評価を表示する必要はない。

- ・特定の事項に対して当事者が異なった意見を持った場合、「検討した結果」には裁判所が一方の当事者の意見を認めるが他方の当事者の意見を認めない理由を明記しなければならない。裁判官は双方の当事者により提出された証拠及び裁判所が収集した証拠を分析・評価し、その上で裁判所の意見を述べなければならない。単に双方の当事者の意見を述べ、一方の意見が認められる根拠があり、他方の意見が認められる根拠はないと判断すべきではない。

例： 解雇処分に関する労働事件において

使用者は 28 日間正当な理由がなく仕事の無断欠席を繰り返した労働者を解雇した。

原告（労働者）が解雇決定を受け入れず、被告（使用者）に労働者の仕事への復帰を許すように請求し、提訴した。原告は母を看病するために使用者に対して無給休暇を申請したという理由を提出した。労働者が母の治療記録及び退院証明書を提出し、入院日数は 25 日であった。

被告は無給休暇を許可しない旨原告に回答した文書を提出した。裁判において、被告は原告に手当を支払うことしか認めなかった。

本事件においては、労働者が労働法第 85 条第 1 項第 c 号の内容（正当な理由がなく 1 か月において合計 5 日又は 1 年において合計 20 日の無断欠席を繰り返す）に違反したか否かを検討しなければならない。そのため、当事者が提出した証拠に基づき、原告の休業は被告に認められたか否か分析しなければならない。

この点については、原告が被告に無給休暇を申請したと主張したが、被告がそれを認めたと証明できない。他方、被告は無給休暇を許可しないという回答文があり、原告がこの回答

文を受け取ったと証明した。すなわち、原告が28日間仕事の無断欠席を繰り返したことになる。

次に証明すべき点は、原告が28日間仕事を休んだ理由があるか否かである。この点は法律の規定に基づき分析しなければならない。2003年4月2日付政府第33/CP号決議第1条第2項によれば、労働者が合法的に設立された医療機関により証明された親族の看病のために仕事を休む場合、正当な理由があるとされる。

被告が反対しなかった、原告により提出された治療記録及び退院証明書によれば、原告は25日間理由があって休暇を取ったと結論できる。そのため、原告が仕事の無断欠席を繰り返したのは3日間となり、被告の解雇処分は労働法第85条第1項第c号の内容に違反することになる。

- ・ 事件において複数の事項、事実があり、それらの事項、事実がすべて事件の解決に関連するならば、判決書の「検討した結果」において、裁判官はそれらの全事項、全事実を評価・判断しなければならない。事項を看過すると、しばしば事件の解決を誤ることにつながる。例えば、離婚訴訟において、妻が家族の財産に貢献した労力に対して支払を請求した場合、妻が夫の家族の副業を手伝ったことや、夫が家族の主な仕事に安心して専念できるように妻が子供の面倒をみた事項等は女性の権利を実現するに当たって非常に大きな意味を持つ。
- ・ 証拠の記述は簡潔でなければならない。いかなる場合でも証拠のすべての内容を記載しなければならないというわけではない。現場検証書、価格鑑定書、鑑定書、目撃調書等の資料・文書から引用した証拠については、文書名（第〇〇号記録）のみ述べる必要がある。これらの資料は裁判において検討されなければならないため、裁判において検討済みと明記しなければならない。反対したが反対した証拠を示せない当事者がいる場合、その旨を明記しなければならない。

分析のために証拠を引用する場合、簡潔でありながらも意味を把握しやすく、かつ正確に引用しなければならない。

例： 裁判において被告は原告から借金したことがないと供述したが、第〇〇号記録において被告が原告に借金を依頼し、原告がそれに応じたが、お金を被告に渡していないと供述した。

例： 現場検証書（第〇〇号記録）において裁判所は、上記の物件は狭いものの、それぞれの当事者に分割することが可能だと考える。

c. 法律の引用について

- ・当事者が自分の請求が合法であると証明するために持ち出した事項や事実を分析した後、「検討した結果」において、それらの関係を調整する法律を引用しなければならない。

法律・法令等の規定を引用する場合、その法的文書の条項号を明記しなければならない。ただし、当事者も自らの主張が正しいと証明するために同じ法律の条項を列挙するが、該当条項を正確に理解しないため、裁判所は当事者が該当条項を正確に理解できるよう説明しなければならない場合は、該当条項の内容を引用しなければならない。

同じ対象が公布年が異なった複数の法律に規定される場合（例：1994年労働法，2002年労働改正法，1995年民事法，2005年民事法），新しい法律によって代替又は改正された法律を引用する際、該当法律の公布年を明記しなければならない（例：1995年民事法第208条，1994年労働法第108条）。

命令，通達，決議等の法律でない法規を引用する場合，文書番号，公布機関名及び法規名を明記しなければならない。その文書が具体的な条項を定めていなければ，当事者の請求を判断するために裁判所が利用した内容を引用すべきである。

例：当事者が土地所有権証明書のない土地における財産の相続について争う事件において，裁判所が紛争を解決するために最高人民裁判所裁判官評議会の決議を引用した。この場合，次のように明記しなければならない。

民事事件及び婚姻事件・家庭事件の解決における法律適用を指導する2004年8月10日付最高人民裁判所裁判官評議会第02/2004/NQ-HDTP号決議第2部第1項1.3小項第a号により，「当事者が管轄人民委員会の法的文書を有する場合，裁判所が土地に附属する財産及び土地所有権である遺産の分割に関する請求を処理する」。

法規範文書公布法において定められた文書のみ引用する。法規範文書公布法に定められていない文書については，裁判所がその文書の趣旨を適用することはできるが，引用することはできない。例：裁判の年間業務報告書が一部の事件の処理方法を述べている。裁判官は特定の事件の解決にこれを活用できるが，判決書に「〇〇報告書により」又は「〇〇報告書に基づき」と記載してはならない。

- ・当事者の請求を処理するために決定的な意味を持たない法的文書を引用しない。例：財産借用契約に関する紛争に対しては財産借用契約の概念に関する規定を，財産売買契約に関する紛争に対しては財産売買契約の概念に関する規定を，労働契約に関する紛争に対して

は労働契約の概念に関する規定を引用する必要はない。

- ・ 法的文書ではないが当事者の意思を反映し、法律の規定により双方の当事者が遵守しなければならない当事者間の契約について、当事者が契約を遵守したか否かを分析しなければならない場合、該当する具体的な規定を引用する必要がある。
- ・ 労働に関する紛争については、労働契約のほか、多くの場合、裁判所は労働公約又は労働規則に基づかなければならない。労働者又は使用者が労働公約に違反するか否かを分析・評価するために労働公約又は労働規則の規定を利用する場合、又は労働者の権利を実現するために労働公約を適用する場合、裁判所が利用する労働公約の規定の具体的な内容を引用しなければならない。

一部の判決書に見られるような、労働契約や労働公約の一連の規定を引用するものの、その労働契約や労働公約のどの具体的な規定にどう違反したか指摘しない状況を避けるため、民事、経営・商業、労働の契約及び労働公約、労働規則は、当事者の具体的な行為を分析する際又は当事者の具体的な請求を処理する際にのみ、引用すべきである。

注意

- ・ 事件において、当事者の権利を守る（代理人でない）弁護士がいる場合、裁判において弁護士が当事者の述べていない論拠を述べれば、その論拠を分析・評価しなければならない。弁護士が当事者の代理人であれば、弁護士の意見は当事者の意見とみなす。
- ・ 検察院が裁判に参加する場合、検察院の主張について判断しなければならない。特に、裁判所が検察側の主張を認めない場合、その理由を明示しなければならない。
- ・ 判決書の「検討した結果」において、分与される財産、数量、重量、面積等、当事者の具体的な権利・義務を述べなければならない。例：原告は次の具体的な財産を受けることができる。〇〇の価値がある自転車、〇〇の価値があるバイク、〇〇の価値がある100平方メートルの土地。原告が受ける財産の総価値は〇〇である。被告は次の具体的な財産を受けることができる。〇〇。原告は被告にX ドンの差額を返却しなければならない。
- ・ 例： 被告は原告に治療費としてX ドン、入院中の所得損失としてY ドンを賠償しなければならない。被告が原告に賠償しなければならない総金額はH ドンである。

訴訟費用について

訴訟費用は当事者の権利・義務を確定してから判断する。

当事者が訴訟費用の免除を受ける場合、その理由を明示しなければならない。

訴訟費用がどの法的文書に基づき算定されるか明記しなければならない。また、当事者が

納めるべき訴訟費用を具体的に算定しなければならない。

d. 具体的な事件における「検討した結果」（判断）項目の表示方法

判決書の「検討した結果」では事件内容を要約する必要はなく，すぐに当事者の事項及び請求に対する判断に入る。

当事者間で争わない事項・請求については，すぐにそれに対する裁判所の判断を示し，次に争われる事項に対して原告，被告，利害関係者の請求の順にその判断を述べる。

例：

d. 1. 離婚事件において，双方が結婚過程や子供について争わなければ，「検討した結果」に次のように記載することができる。

本日の裁判において，原告と被告が婚姻状態及び共通の子供について合意している。〇〇年に双方の間に争いが生じた。民事訴訟法第 80 条により，合議体はこれが事実であると判断した。

次に原告及び被告が提出した事項を分析することにより原告の離婚請求を判断し，原告の離婚請求が婚姻家庭法第 89 条に定めた離婚の要件を満たしているか否かを結論する。

原告と被告が提出した事項において争点があるため，証拠により判断しなければならない。

例：原告（夫）は被告がよく子供の世話をせず外で遊び，原告が忠告すると被告から暴言を浴びせられた等と主張する。この供述は証人の X 氏，Y 氏の供述と合致しており，原告の供述が事実であると信用することができる。

原告と被告の婚姻関係が婚姻家庭法第 89 条に定めた離婚の要件を満たしているか否かを結論づけるための根拠となる事項のみ判断すべきである。

注意：

- ・「〇〇の行為は墮落した生活の証拠となる」や「子供の教育において原告（被告）である父母の道徳心が欠けている」等，当事者の名誉を傷つける言葉を避けること。
- ・双方の名誉・人格に影響を及ぼす供述をそのまま引用することを避けること。これらの事項を，原告と被告の間の衝突が深刻になっていることを証明するために利用する必要があ

れば、原告（又は被告）が暴言を吐き、被告（又は原告）の名誉・人格を傷つけた旨を述べるにとどめるべきである。

分析を終えてから次のように裁判所の結論を出す。

- ・原告と被告の婚姻関係が深刻な状態にあり、共同生活をこれ以上続けることができず、婚姻の目的を成就していない。婚姻家庭法第 89 条の規定に基づき、原告の離婚請求を認める。
- ・原告と被告の間に争いが生じたが、一時的であり、被告により修復可能な争いである。さらに、被告は原告に対していまだ愛情を持っている。そのため、原告の離婚請求は婚姻家庭法第 89 条の規定を満たさず、原告の離婚請求を認めない。

裁判所が離婚を認める場合、次に子供及び財産に関する請求を判断する。

* 子供の養育に関する請求について

双方が子供の養育について合意できた場合

この場合、当事者の合意が法律及び（9歳以上の）子供の要望に一致すれば、通常、裁判所はその合意を認めるが、子供を養育する人の経済的能力を検討しなければならない。子供を養育する人の経済的能力が不十分であれば、相手に養育費の支払を命ずる。この場合、判決書の「検討した結果」に次のように記載することができる。

〇〇の子供養育の請求については、本日の裁判において、当事者は被告が〇〇ちゃんを養育すると合意した。この合意は〇〇ちゃんの要望に合致している。婚姻家庭法第 92 条第 2 項に基づき、裁判所は当事者間の合意を認める。〇〇被告は△△原告に養育費の支払を求めているが、原告より被告の経済能力が低いと考え、原告が毎月〇〇ドルの養育費を支払う義務を負うこととする。

・双方が子供の養育について争う場合

この場合、夫と妻の経済的能力や職業及び生活様式、子供の年齢等、子供の全体の利益を保証できるようだれに養育を任せるかを分析しなければならない。9歳以上の子供に対してはその子が父母のどちらと生活したいかに配慮しなければならない。そのため、判決書の「検討した結果」に次のように記載することができる。

本日の裁判において、〇〇原告も△△被告も子供の養育を請求したが、原告がよく出張するのに対し、被告は学校教員で、仕事が安定している。◇◇ちゃんがまだ5歳で親による世

話を必要とする状態にあることから、婚姻家庭法第 92 条第 2 項に基づき、△△被告に◇◇ちゃんの養育権を与える必要があると考える。

〇〇原告の経済的能力が高いため、婚姻家庭法第 92 条に基づき、〇〇氏に◇◇ちゃんに毎月〇〇ドルの養育費を支給する義務がある。原告は子供を訪問する権利を持つ。

* 財産分与の請求について

双方が財産分与について合意できた場合

この場合、判決書の「検討した結果」には次のように記載するだけでよい。

本日の裁判において、〇〇原告と△△被告が次のように財産を分割することに合意した。

原告は〇〇を所有する。

被告は〇〇を所有する。

〇〇原告と△△被告の間の合意は完全に自主的であり、第三者の利益を侵害しない。そのため、婚姻家庭法第 95 条に基づき、その合意を認める。

双方が財産及びその財産に対する寄与について争う場合

この場合、「検討した結果」においてまずどの財産が夫婦の共通財産であり、どの財産が個人の財産であるか合議体の判断を述べる必要がある。次に、妻と夫の寄与について判断し、その判断に基づきそれぞれに対する財産分与について結論を出す。

夫婦それぞれに分与される財産を個別に列挙し、その財産の価値、分与される財産の総価値を記さなければならない。分与される財産に差が生じる場合、だれがだれに幾ら払い戻す必要があるか明記しなければならない。

財産が不動産（土地、建物）の場合、面積、境界線を明記しなければならない。可能ならば図面を添える。一方のみに分与する場合、その理由を明示しなければならない。

判決書の「検討した結果」においては、共通財産又は個人の財産であると双方が合意し争われていない財産に対する合議体の判断を述べてから、争われる財産に対する判断を述べる。

例： 夫婦ともにベッド、たんす、テレビ、冷蔵庫、バイク等が共通財産であり、自動車が

夫の財産であると認めている。双方は家についてのみ争っている。夫は土地が両親から与えられ、建設費用は結婚する前にためたものであるとして家の全所有権を請求した。妻は土地が夫の両親から二人に与えられたものであり、建設費用は自分の両親からもらい、土地と家屋は夫婦の名前で登録されているとして半分ずつ分与することを請求した。

判決書の「検討した結果」には次のように記載することができる。

財産について：原告と被告は二人の共通財産が〇〇を含むと合意した。被告（妻）は〇〇自動車は原告のものであると認めた。民事訴訟法第 80 条第 2 項に基づき、それを事実と認める。

〇〇番の家については、原告（夫）は土地を両親からもらい、建設費用を完全に負担したと主張した。被告（妻）は土地が夫の両親から二人に与えられたものであり、建設費用は自分の両親からもらったと主張した。しかし、土地使用权及び住宅所有権に関する証明書が原告と被告に交付されたことから、法律上土地と建物は共通財産とみなすべきである。争われていない財産の構築、維持、増大への寄与は同等であるとみなす。

原告と被告の住居の必要性や仕事の状況を踏まえ、婚姻家庭法第 95 条に基づき、具体的に次のように分与する。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(財産及びその財産の価値を個別に列挙し、続いて夫婦それぞれに分与する家を記す)

d. 2. 民事契約又は商業契約に関する紛争事件

当事者の双方が契約締結の事項について合意していれば、「検討した結果」においては、民事訴訟法第 80 条に基づき、それらの事項に対する合議体の判断を述べる。次に当事者が提出した証拠に基づき、争われる事項に対して判断する。

被告が契約の締結を認めない場合、「検討した結果」はすぐに当事者が提出した事項の分析を通じて原告の請求に対する判断に入る。

例 1：売買契約に関する紛争事件

事件の内容：

原告と被告が〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇号契約を締結した。契約により原告が被告に 1

トン当たり 500 万ドンの価格で米 100 トンを売ることとなっている。この米は 1 か月の間隔で 2 回に渡り引き渡された。第一回には被告が 40 トンを受け取り、原告に 2 億ドンを支払った。第二回には被告が 60 トンを受け取り、原告に代金を支払っていない。原告は被告が米 60 トンの代金 3 億ドンを支払うように請求し、提訴した。被告は米の品質が悪く、1 億 5,000 万ドンの販売損失を受けたとして原告にその損失を負担するように請求した。

上記事件の「検討した結果」には次のように記載することができる。

本日の裁判において、被告は原告から米 100 トンを購入する契約を締結し、米を全部受け取ったと認めた。原告は被告が〇〇年〇〇月〇〇日に米 40 トンの代金を支払ったと認めた。民事訴訟法第 80 条第 2 項に基づき、裁判所はこれを事実と認めた。

双方は被告が〇〇年〇〇月〇〇日に受け取った米 60 トン分の 3 億ドンについてのみ争った。

被告は二回目に受け取った米の品質が悪いと主張したが、米を受け取った時から原告による提訴まで 10 か月があったにもかかわらず、異議申立てをしなかった。他方、原告の支払請求に対する被告の回答文において、被告は資金難で支払う能力がないという理由しか述べなかった。そのため、二回目に原告が被告に引き渡した米の品質が悪かったと結論づける根拠はない。また、商法第 241 条第 2 項により、買手による異議申立ての期限は商品を受け取った日から数量については 3 か月で、品質については 6 か月であり、その期限を過ぎたら権利を侵害された側は裁判所に訴える権利を失う。

上記の判断により、原告の被告に対する 3 億ドンの支払請求には根拠があると考えられる。

例 2：財産借用契約に関する紛争事件

事件の内容：原告が被告に稲 100 キロを期間 1 か月、月利 10% という条件で貸した。1 か月が経過したが、被告が返済していない。原告が被告に稲 100 キロと利息の稲 10 キロの支払を請求した。

被告は原告から稲 100 キロを受け取ったと認めたが、原告からの購入であると主張した。

上記事件の内容で「検討した結果」には次のように記載することができる。

本日の裁判における当事者及び証人の供述に基づき、合議体は次のように判断する。

被告は原告から稲 100 キロを受け取ったと認めた。民事訴訟法第 80 条第 2 項に基づき、これを事実と認める。ただし、被告は原告からの借用ではなく購入であり、代金を全額原告に支払ったと主張した。しかし、証人 X 氏の供述（第 12 号記録）によれば、証人 X 氏は被告と一緒に稲を買いに行ったが、被告と一緒に原告の家に入らなかった。他方、証人 Y 氏は被告が戻ってきたときにどこで稲を買ったかと尋ねたら原告の家で買ったと被告が答えた、と供述した（第 13 号記録）。これらの証人の供述は証人が被告と原告の間の売買契約締結に立ち会っていないことを示している。さらに、被告は原告に購入代金を支払ったと証明できなかった。そのため、被告が原告から稲 100 キロを購入し、代金を全額原告に支払ったと結論づける根拠はない。したがって、原告による稲 100 キロの返済請求には根拠がある。

原告が被告に利息の稲 10 キロの支払を請求したことについては、両者の間に書面の契約がないため原告と被告の間の契約に利息に関する合意があると結論づける根拠はない。したがって、原告による利息の稲 10 キロの返済請求には根拠がない。

第一審の費用について：訴訟費用に関する〇〇法令第〇〇条に基づき、〇〇

d. 3. 労働事件

現在の労働事件はほとんど労働契約の一方的な解除、解雇処分、研修費用の賠償に関する紛争である。

これらの紛争において、通常当事者は労働契約締結日、業務内容、給与等について合意できる。そのため、判決書の「検討した結果」において、まず「本日の裁判において、原告と被告が〇〇（原告と被告が述べた事項）について合意した」のように、それらの事項を簡潔に述べる。次に「民事訴訟法第 80 条第 2 項に基づき、合議体はこれを事実と判断する」という結論文を記す。その後、当事者の請求を分析する。

例：労働契約の一方的な解除に関する紛争に対して「検討した結果」に次のように記載することができる。

本日の裁判において、原告と被告は〇〇年〇〇月〇〇日に月給〇〇ドルの無期契約（又は X 年契約）を締結したことについて合意した。民事訴訟法第 80 条第 2 項に基づき、合議体はこれを事実と判断する。

労働契約の一方的な解除の決定を取り消すという原告（労働者）の請求を検討した結果

・労働契約の解除根拠については、〇〇

労働契約を解除する根拠を分析する。これは争点であるため、収集した証拠に基づき分析し、労働者がしばしば契約に定めた業務を成し遂げなかったか否か結論づける。

・労働契約の解除手続については、〇〇

使用者が手続を正しく行ったか否かである。

労働に関する法律の規定に違反したか否かを確認するために労働に関する法律の諸規定に照合する。

結論文：労働契約の一方的な解除の決定が正しいか否かを確定しなければならない。

使用者による労働契約の一方的な解除の決定が正しければ、判決書の「検討した結果」において、「事件の証拠に対する分析により、原告が労働法第 38 条第 1 項第 a 号に違反したと判断するための十分な根拠がある。したがって、原告に対する被告の労働契約の一方的な解除の決定は正しかった」と述べる。

使用者による労働契約の一方的な解除の決定が違法であれば、判決書の「検討した結果」において、「事件の証拠に対する分析により、原告が労働法第 38 条第 1 項第 a 号に違反したと判断するための十分な根拠がない（又は全く根拠がない）。したがって、原告に対する被告の労働契約の一方的な解除の決定は違法であった」と述べる。

次に、原告の請求について分析する。

働くことができなかった期間に対する賠償請求については、労働者が働くことができなかった日数及び労働者の 6 か月間の平均給与を具体的に算定し、その結果に基づき被告が原告に賠償すべき金額を算出する。

各種制度に関する原告の請求を判断する際、適用する法律条項を引用しなければならない。

訴訟費用について判断する。

1.3. 判決書の決定部の作成方法

1.3.1. 要件

判決書にある決定は事件における当事者の権利・義務を具体的に確定するものである。これらの権利・義務は判決が法的効力を発してから執行され、双方が履行しなければならない。そのため、第一審民事判決書は以下の要件を満たさなければならない。

合議体の判断と一致すること。判断はあるが決定がない又はその反対のことがあってはならない。

判決書の決定は当事者の請求を超えるか、当事者の請求を見落としてはならない。これは判決書の作成原則（2.4）に述べた重大な要件である。

第一審判決書の決定は具体的、明確、正確でなければならない。また、複数の解釈を許してはならない。不動産に関する紛争事件については、判決書において境界を明記し、図面を添えなければならない。

判決書には「〇〇要求については、当事者は別の事件で提訴する権利がある」等、当事者の権利・義務の確定を伴わない決定を含むべきではない。

1.3.2. 判決部の表示

民事訴訟法第 238 条第 5 項及び 2005 年 3 月 31 日付最高人民裁判所裁判官評議会第 01/2005/NQ-HDTP 号決議の規定により、第一審民事判決書の決定部は以下の主要な内容を含まなければならない。

a. 適用法令の記載

・適用法令の位置付け

最高人民裁判所裁判官評議会の第一審民事判決書様式取扱説明書（第 26 項）により、法令は決定部に記載しなければならない。実際、多くの民事判決書には適用法令が決定部の前に記載されている。このように適用法令を決定部の前に記載することは間違いである。

・法令の引用について

民事訴訟法の諸規定により、管轄・時効・期限等に関する法令のように、どの事件の解決

においても根拠となる法令は判決書に引用する必要はない。裁判所が特定の場合において、当事者に履行を強制する決定を下す根拠となる法令のみを引用する。合議体が当事者に直ちに履行させる義務がある場合、判決書にその決定を明記しなければならない。この場合、民事訴訟法第 375 条第 2 項を引用しなければならない。

例： 労働災害賠償事件において、裁判所は使用者（被告）が労働者（原告）に労働災害の治療費として 500 万ドンを賠償しなければならないと決定し、被告がこれを直ちに履行しなければならないと決定した場合、判決書には次のように明記しなければならない。

労働法第〇〇条及び民事訴訟法第 375 条第 2 項に基づき、被告に対して原告に労働災害の治療費として 500 万ドンを賠償することを命ずる。この賠償金額は不服・異議申立てがあっても直ちに支払わなければならない。

法律の引用については、1.2.2 節の c（法律の引用について）における説明の通り内容について正確・十分に引用しなければならない。

b. 当事者の請求に対する裁判所の決定の記載

これは決定部の最も重要な内容である。なぜならば、これは事件解決の指針を明確にするからである。この内容に基づき、紛争当事者が裁判所の判決を遵守・執行する義務を負う。判決の執行を困難にするあいまいで不明瞭な判決を避けるために、判決書の諸決定の内容は各当事者の各請求に対して明確・詳細・具体的に記述しなければならない。

例：

- + 離婚事件において、判決書の決定は「グエン・バン・B 氏が能力及び地域の共通事情に見合った子供養育費を支給すること」と記載してはならず、「グエン・バン・B 氏が毎月〇〇ドンの子供養育費を子供が 18 歳になるまで支給すること」と記載しなければならない。
- + 解雇処分に関する紛争事件において、判決書の決定は「使用者が労働者の労働法に基づいたすべての金銭的利益を回復する義務を負うこと」と記載してはならず、「使用者が（具体的な義務を列挙）以下の義務を負うこと。
 - 労働者を再雇用すること。
 - 労働者が働くことのできなかった期間に対して〇〇ドンを賠償すること。
 - 2 か月分の給料の〇〇ドンを賠償すること。等」と記載しなければならない。

事件に複数の当事者がおり、各当事者が複数の請求をする場合、判決書における決定を記載する際、裁判官は裁判所の決定を次の順で記載するように注意すべきである。

- (1) 原告の請求に対する決定
- (2) 被告の請求に対する決定
- (3) 独自の請求をする利害関係者の請求に対する決定

通常、当事者の請求に対して、裁判所の決定は以下の一つの場合に該当する。

- ・当事者の全請求を認める。
- ・当事者の一部の請求を認める。
- ・当事者の請求を認めない。

裁判所が当事者の一部又は全部の請求を認める場合、一部又は全部の請求を認めることは具体的な決定に明記されているため、判決書には一部又は全部の請求を認める旨を記載する必要はない。例えば、離婚事件において、原告が離婚成立、子供養育権及び財産の半分の分与を請求した。裁判所が原告の全請求を認めれば、判決書の決定部に「被告に対する原告の全請求を認める」と記載する必要はない。その代わりに、次の内容のみ記載する。

1. 婚姻関係について

原告（〇〇氏）と被告（〇〇氏）は離婚できる。

2. 共通の子供について

〇〇原告は共通の子供である△△ちゃんを養育することができる。被告は原告に△△ちゃんが18歳になるまで養育費として毎月〇〇ドンを支給しなければならない。被告は子供を訪問する権利を有する。

3. 財産について次のように分与する。

原告は（財産及びその財産の価格を個別に列挙）を享受する。

被告は（財産及びその財産の価格を個別に列挙）を享受する。

- ・裁判所が当事者の請求を認めない場合、その当事者の請求を棄却する旨を明記しなければならない。

例：離婚事件において、裁判所が原告の離婚請求を認めなければ、判決書の決定部において、次のように記載しなければならない。

〇〇原告の離婚請求を棄却する。

-
- ・複数の請求の内、合議体が一部の請求しか認めない場合、判決書には合議体が認めない請求を明確・完全に記載しなければならない。「その他の請求を棄却する」と漠然とした記載をしてはならない。

例： 契約外損害の賠償請求事件において、原告が被告に対して入院費、薬代、逸失所得、財産に関する損害賠償を請求した。合議体が原告の入院費及び薬代に関する請求のみを認める場合、判決書の決定部に次のように記載しなければならない。

- + 被告に対して原告に以下を賠償することを命ずる。
- ○○ドンの入院費
- ○○ドンの薬代
- 合計○○ドン
- + 被告に対する原告の以下の請求を棄却する。
- ○○ドンの逸失所得
- ○○ドンの財産に関する損害賠償

判決書には次のように記載してはならない。

- + 被告に対して原告に以下を賠償することを命ずる。
- ○○
- ○○
- + 被告に対する原告のその他の請求を棄却する。

- ・合議体が当事者の一部の具体的な請求しか認めない場合、判決書の決定にどの部分を認め、どの部分を認めないかを明記する必要がある。

例： 原告が被告に1億ドンの支払を請求した。合議体が被告に対して7,000万ドンの支払しか認めない場合、判決書には次のように記載しなければならない。

- 被告に対して原告に7,000万ドルを支払うことを命ずる。
- 被告に対する原告の3,000万ドルの請求を棄却する。

上記の記載は原告の請求に対する合議体の決定を明確に示しているだけでなく、棄却された3,000万ドルに対する訴訟費用は原告が負担することと関連する。現在、ほとんどの判決書は被告に対する原告への賠償を命ずる決定のみ記載し、原告の請求を棄却した決定内容を記載していない。しかし、第一審の訴訟費用については、その棄却された分を原告に負担させているため、記載が不十分である。

- + 判決書には当事者の義務のみを具体的に記載し、権利を享受する当事者のその義務に対応する権利を記載する必要はない。

例： 合議体は B が A に 500 万ドルを支払うことを認めた場合、判決書の決定に「B に対して A に 500 万ドルを支払うことを命ずる」と記載しなければならない。

現在、多くの判決書は次のように記載している。

- B に対する A の 500 万ドルの支払請求を認める。
- B に対して A に 500 万ドルを支払うことを命ずる。

又は

- B に対して A に 500 万ドルを支払うことを命ずる。
- A は B から 500 万ドルの支払を受けることができる。

上記の 2 通りの記載とも冗長である。B が A に対する義務を履行するなら、当然ながら A はその権利を享受することができる。

- + 被告の反訴請求又は利害関係者の独自の請求がある事件については、それらの権利の表示方法は原告の権利の表示方法と同様である。

例： 原告が被告に対して 1,000 万ドルの商品代金の支払を請求した事件において、被告が原告の納期遅延及び商品違いにより 200 万ドルの損失を負ったとして、原告に 200 万ドルの賠償を反訴請求した。合議体が原告及び被告の請求を認めれば、判決書の決定は次のように記載しなければならない。

- 被告に対して原告に 1,000 万ドルの商品代金を支払うことを命ずる。
- 原告に対して被告に 200 万ドルの損害賠償を支払うことを命ずる。

上記の事件の場合、現在判決書には通常「双方の義務を相殺して、被告に対して原告に 800 万ドルを支払うことを命ずる」と追記するが、このように言い渡す必要はない。裁判所は各当事者の請求を処理するため、判決書には各当事者の請求に対する合議体の決定を明確に記載しなければならないが、当事者の間の義務を相殺することは義務を履行する際のことである。

判決執行期限までに、原告は被告に1,000万ドルの支払を請求することができる。被告も原告に200万ドルを請求すれば、当然ながら被告は原告に800万ドルしか支払う必要はない。反対に被告が判決執行を請求しなかった又は判決執行期限が過ぎてから請求したのなら、原告に対して請求する権利を失うこととなる。そのため、被告に対して原告に800万ドルを支払えと言い渡せば、原告の200万ドルの請求権利を失くすることとなる。

また、被告に対して原告に800万ドルを支払えと言い渡せば、原則として被告は800万ドルの第一審の訴訟費用しか収める必要はない。しかし、本事件においては、被告が1,000万ドルの第一審の訴訟費用を、原告が200万ドルの第一審の訴訟費用を納めなければならない。

注意

1. 事件の諸事項は「検討した結果」に記載するため、判決書の決定には事件の諸事項を再記載しない。

例：

- + 相続事件において：判決書の決定部には以下の事項を記載する必要はない。
 - 被相続人の確定
 - 相続時点の確定
 - 相続品の確定
 - 相続財産の確定
- 等

- + 離婚事件において：判決書の決定部には以下の事項を記載する必要はない。
 - 夫婦関係が合法であるとの確定
 - 共通の子供の数の確定
 - 共通財産の確定
- 等

2. 原告が複数の被告に対して提訴した事件において、合議体が一人又は一部の被告に対してのみ原告に対する義務を履行することを命じたならば、判決書の決定部に義務を履行する必要のない当事者を明記しなければならない。

例： AとBがC氏の自宅に侵入し私物を盗んだ。C氏が侵入を発見し、追いかけたときにAにより棒で殴られ負傷した。C氏の子供がAとBに金づちを投げ掛けたが、AとBに当たらずつぼに当たり、つぼを割った。C氏がAとBに対して負傷とつぼに対する損害賠償を請求し、提訴した。合議体がAに対しC氏に負傷に対する損害賠償を命じたが、つぼの損害賠償を認めなかった。

この場合、判決書の決定部に次のように記載しなければならない。

- + グエン・バン・A氏がチャン・バン・C氏に負傷に対する損害賠償として〇〇ドンを支払うこと。
 - + チャン・バン・C氏のグエン・バン・A氏及びグエン・バン・B氏に対する割れたつぼの価値〇〇ドンの損害賠償の請求を認めない。
 - + グエン・バン・B氏はチャン・バン・C氏に対して損害賠償責任を負わない（又はチャン・バン・C氏のグエン・バン・B氏に対する負傷に対する損害賠償の請求を認めない）。
3. 複数の当事者が1人又は複数の当事者に対して連帯責任を負う事件において、判決書の決定は該当当事者の連帯責任を明記するとともに該当当事者それぞれの責任を定めなければならない。

例： A氏とB氏がC氏に対して300万ドンの賠償の連帯責任を負う。そのうち、Aの負担は200万ドン、Bの負担は100万ドンである。この場合、判決書の決定部に次のように記載しなければならない。

A氏とB氏に対してC氏に300万ドンの連帯賠償を命ずる。そのうち、Aの負担は200万ドン、Bの負担は100万ドンである。

4. 当事者の氏名・名称の記載は判決書の導入部における当事者の氏名・名称の記載の通り正確で完全でなければならない。

- 当事者が個人の場合、姓、ミドルネーム、名を記載する

例： グエン・バン・A氏に対してルオン・ティ・B氏に〇〇ドンを賠償することを命ずる。
「A氏に対してB氏に〇〇ドンを賠償することを命ずる」と記載してはならない。

- 当事者が団体の場合、その団体名を完全に記載する

例： 有限会社ホー・グオム・サイン（取引名称：HOGUXA Company Limited）に対してグエン・バン・A氏に〇〇ドンを支払うことを命ずる。
「ホー・グオム・サイン社に対してA氏に〇〇ドンを支払うことを命ずる」と記載してはならない。

「〇〇社（代表：グエン・バン・A氏）に対して〇〇を賠償することを命ずる」のように、現在の多くの判決書が記載している企業の代表者の氏名を記載する必要はない。

義務を履行するのは企業・団体であり、代表者が義務を履行する必要はないのに加え、代表者はしばしば交代するため、以上のように記載する必要はない。

5. 第一審の訴訟費用については、法律の規定にのっとり具体的な訴訟費用を記載しなければならない。
6. 訴訟費用の次に、当事者の控訴権を記載する。欠席した当事者がいれば控訴期間の開始日を明記しなければならない。

例： 労働災害に対する損害賠償を請求する労働事件において、被告（使用者）が欠席した。合議体が原告の請求を認め、被告に対して労働災害手当を直ちに支給するように命じた場合、判決書の決定に次のように記載しなければならない。

- + 被告（〇〇）に対して原告（〇〇）に以下を賠償することを命ずる。
- 〇〇ドンの入院費
- 〇〇ドンの薬代
- 〇〇ドンの職業能力低下
- 被告（〇〇）が原告（〇〇）に合計〇〇ドンを賠償すること。

本決定は、原告の請求があった際、直ちに執行力を持つ。

- + 被告は〇〇ドンの第一審の訴訟費用を納めなければならない。
- + 判決執行権を有する者の判決執行請求が提出される日から全項目が執行される日まで、判決執行義務を負う者は執行すべき金額に対して、未執行期間に応じた中央銀行による基本金利に基づいた利息を負担しなければならない。
- + 原告は判決言渡し日から 15 日間控訴する権利を有する。
- + 被告は判決書が被告の本社がある地区の人民委員会に公示される日から 15 日間控訴する権利を有する。

7. 判決執行請求権、判決執行義務及び判決執行時効を（民事判決執行法第 26 条の規定に基づき）記載する。具体的には、「判決・決定が民事判決執行法第 2 条に基づき執行される場合、民事判決執行権を有する者及び民事判決執行義務を負う者は、同法第 6 条、第 7 条及び第 9 条の諸規定に基づき、判決執行に関する交渉権及び請求権を持ち、判決を自主的に執行する又は判決が強制的に執行される。判決執行時効は同法第 30 条の規定に基づくと記載する。

8. 判決書の最終部には、評議室において承認された判決書の原本であれば、合議体の全構

成員の署名・氏名がなければならない。提訴した当事者・機関・団体及び同級検察院に送達する判決書の正本であれば、次のように記載する。

送達先

- ○○○
- ○○○
- ○○○

合議体の代表

裁判長

(署名・捺印)

(氏名)

H市人民裁判所

ベトナム社会主義共和国

独立—自由—幸福

判決番号：09/2005/DSST

2005 年2月2日

民事契約紛争の件

(家屋売買契約)

ベトナム社会主義共和国の名において

H市人民裁判所は

以下の者により構成された第一審合議体によって

裁判長裁判官： チュウ・ティ・T

人民参審員： 1. グエン・ティ・キム・H

2. グエン・ドゥク・L

公判期日の調書を記載する裁判所書記官：H市人民裁判所職員チャン・ヒュウ・N

下記当事者間における、2003年12月1日付受理番号55/2005/TLST-DS家屋売買契約紛争事件の第一審公判を、2005年1月13日付20/2005/QDXX-ST号公判開始決定に基づき、2005年2月2日にH市人民裁判所の所在地において開いた。

1. 原告：グエン・テイ・N, H市C区Y町L集合団地83番通り第3小路22号棟在住

原告代理人：ダオ・バ・D, H市TL県M街区CT1A-DN1号棟306号室在住（2003年12月6日付委任状）

2. 被告：

- ダオ・ビック・L, H市D区V町N通り16番在住

- タイ・H, N省V市MK通り102番在住

被告代理人：ホ・ティ・V, N省V市Q町A5号棟在住（2004年1月12日付委任状）

3. 利害関係人：

グエン・スアン・B, グエン・ズイ・D, グエン・バオ・N及びグエン・テイ・ビック H, H市D区T通り39番地（旧215番地）在住

確認した結果

2003年12月1日付訴状及びH市人民裁判所における陳述において、原告（グエン・テイ・N）は次の通り主張する：

H市D区T通り215番（現在は39番）の家屋は国家所有のものであり、Nの両親が1950年以来居住目的で借用していた。

1972年、ダオ・ビック・Lは婚姻によりN家族の一員となった。1993年、A（Lの夫）が死亡し、Lは上記家屋についてH市第一住宅経営公社との間の賃貸借契約の当事者となった。当該家屋賃貸借契約には、更に構成員5名（B, Nのほか、Lの子であるグエン・ズイ・D, グエン・バオ・N及びグエン・テイ・ビック・H）が含まれていた。書類上の家屋の面積は58.9平方メートルであるが、使用の過程で、Lの家族は内側部分に4.5階建てを増築、外側

部分は4級家屋（注：傾斜屋根葺の一階建て家屋）のままとしている。

1997年12月27日、Lは、北亜商業銀行株式会社に対する借入債務の返済とその他の債務の清算のために、T通り215番の家屋を代金15億5,000万ドンでタイ・H（北亜商業銀行株式会社総頭取）に売り渡す旨の契約証書を作成した。この証書にはLのほか、家族構成員5名の署名があるが、Nは、Nと（グエン・ティ・ビック・）Hの署名は、Lが偽造したものであると断定する。Nは、当時は他の所に転居しており、T通り215番でLの家族とともに生活していなかったため、Lと（タイ・）Hとの間のこの家屋の売買については全く知らなかったためである。Nは、LがNの同意を得ることなしにこの家屋を売買したことは法律違反である旨主張する。

N（原告）は、裁判所に対して、Lとタイ・Hとの間のT通り215番の家屋の売買契約を無効とするよう求め、かつ、タイ・Hに対してこの家屋を返還するよう求める。

ダオ・ビック・L（被告）は、次のとおり主張する。

T通り215番の家屋の使用権及びその発生経緯については原告の主張に同意する。また、タイ・Hに家屋を売る契約をした際、家屋売買の手続を完了するため、N及びHの署名を偽造したことも認める。さらに、Hが売買代金15億5,000万ドンをLに支払ったことも認める。しかし、LとHの間には、Lが銀行に対する借金を完済したときには、T通り215番の家屋を取り戻すことができるとする口頭での約束があった。そのため、双方は一般規定に従った売買手続を行わず、Lは引き続き、2002年まで住宅経営公社に賃借料を支払っていた。家屋売買の後、Lは代金の一部で、現在Lとその家族の居住しているN通り16番地の家屋を購入し、（T通り215番地の）家屋をタイ・Hに引き渡した。

Lは、自己の行為が違法であると認識し、T通り215番の家屋は自分の夫の家族の財産であるから取り戻したいと考えているため、Hとの1997年12月27日付家屋売買契約の無効とするよう、裁判所に求める。

タイ・H（被告）は次のとおり主張する。

T通り215番の家屋は国家所有に属する家屋であり、Lの家族が賃貸借をしていた。Lと

の間で、家屋面積を90平方メートルと記載した1997年12月27日付家屋売買契約証書を作成したことなど、L及びNが主張している内容は認めるが、LがNを含め家族構成員2名の署名を偽造していたことは知らなかった。現在、(タイ・)Hは次の関係書類を保管している：Lと住宅経営公社が契約当事者である1997年6月16日付第2876号賃貸借契約書、1997年12月27日付のT通り215番の家屋の売買契約書、Lが作成した手付金の領収書及び売買代金の領収書である。契約を締結する際、両当事者は、売買契約書を作成し、国家所有家屋の賃貸借契約に氏名の記載されているすべての家族構成員が一斉にこれに署名しているのだから、契約は適法である。LがNとHの署名を偽造したことはLが責めを負うべきことであり、Hはそのことについては知らず、また、署名が真正なものであるか否かについて知らなければならないという責任もない。

タイ・Hは、Nの請求及びLの意見には同意せず、裁判所が自分とLとの間の1997年12月27日付家屋売買契約を有効なものとして公に認めるよう求める。

もし、NとLが家屋を取り戻したい場合には、Lは自分に対し、裁判所が評価した価額64億3,339万5,000ドンを支払わなければならない。そのうち、家屋売買代金が15億5,000千万ドンであり、48億8,389万5,000ドンが価額変動分である。

Lは、家屋代金を支払えという上記のHの要求には同意しない。なぜならば、Lによれば、T通り215番家屋の家屋全体の平面図上の総面積に含まれている回廊の面積である、1.4メートル×5.4メートル=7.56平方メートルの部分は、タイ・Hに譲渡された215番家屋の面積90平方メートルには含まれないからである。したがって、総面積を基準として計算し、家屋の価額は64億3,339万5,000ドンであると査定するのは不当である。

利害関係人であるグエン・スアン・B、グエン・ズイ・D、グエン・バオ・N及びグエン・テイ・ビック・Hは、いずれも一致して原告の主張・意見に同調した。

検討した結果

公判廷で取り調べられた記録に現れた資料を検討した上で、公判廷での弁論の結果に基づき、合議体は次のとおり認定する。

1. グエン・ティ・N（原告）の請求について

事件記録に現れた資料及び当事者の主張に照らし、以下の事実は当事者間に争いがない。

T 通り 215 番の家屋は、国家所有に属し、L を世帯主とし、N のほか、グエン・スアン・B、グエン・ズイ・D、グエン・バオ・N 及びグエン・ティ・ビク・H を構成員とする家族 6 名が合法に賃借している。1997 年 12 月 27 日、L はタイ・H との間で、タイ・H に対し当該家屋を 15 億 5,000 万ドンの代金で売却する旨の契約書を作成した。被告（ら）は、以上の事実については争わないので、裁判所は民事訴訟法第 80 条第 2 項に基づき、この事実を真実と認める。

幾つかの民事、婚姻及び家族紛争の解決作業における法律の適用について指導する最高人民裁判所裁判官評議会 2003 年 4 月 16 日付決議 01/2003/NQ-HDTP 号によれば、国家の所有に属する居住用家屋の賃貸借契約の譲渡に際しては、当該賃貸借契約に列挙されている当事者全員がその譲渡に同意し、譲渡申請書を作成した上、双方当事者において、所在地を管轄する地区人民委員会へ赴いて確認を得た後、家屋を管理する機関の同意を得ることが条件となる。そして、譲渡を受ける側が H 市に戸口のある者でなければならない。各当事者が提出した証拠上でも、また、当公判廷においても、N 及び L はいずれも 1997 年 12 月 27 日付の家屋売買契約書にあるグエン・ティ・N 及びグエン・ティ・ビク・H の署名は L が書いたものであることを認めている。裁判所が公判準備段階で命じて行わせたこれらの署名の鑑定書類においても、契約書上の N 及び H の署名は、N 及び H の真正な署名ではない旨結論付けられている。したがって、書名を偽造した旨の L の供述が真実であると証明する十分な根拠がある。

タイ・H は、タイ・H と L との間で家屋の売買をしたことを N が知っていたことを証明できていない。

タイ・Hの供述によれば、タイ・Hは家屋を購入した時点でH市に戸口がなかった。この供述は、裁判所がタイ・Hの居住地にある地区公安局に確認したところとも一致する。

H市第一住宅経営公社における調査の結果によれば、タイ・HとLは、Lとタイ・Hとの間の家屋の譲渡申請を行っておらず、地区人民委員会の確認も受けていなかった。

1995年民法第131条、第136条及び第443条並びに幾つかの民事、婚姻及び家族紛争の解決作業における法律の適用について指導する最高人民裁判所裁判官評議会2003年4月16日付決議01/2003/NQ-HDTP号第3条cの規定に照らすと、L及びタイ・Hは、国家所有の家屋を譲渡する際の手続に関する法律が規定する手続を履践していなかったことになる。よって、Lとタイ・Hとの間の1997年12月27日付の家屋売買契約は無効である。両者は、民法第146条第2項により、原状回復をしなければならず、落ち度のある側は賠償をしなければならない。

したがって、Lとタイ・Hとの間の家屋売買契約を無効とすることを求めるN（原告）及び原告側の利害関係人らの請求はこれを認容することができる。

2. タイ・H（被告）の請求について

Lとタイ・Hとの間の1997年12月27日付家屋売買契約は無効であるため、1995年民法第146条第2項により、落ち度のある当事者は（これによって）生じた損害を賠償する責めを負う。

L及びタイ・Hが、所轄機関において家屋売買契約締結の方式と手続についての民法第443条及び444条の規定するところを履践しなかったことは両者の落ち度である。Lは、家屋売買契約締結時にNとHの署名を偽造したことについて責任がある。また、タイ・Hには、タイ・H本人がH市に常駐戸口を有していなかったにもかかわらず、Lとの間で家屋売買契約を締結したという落ち度がある。これらを総合考慮すると、本件においてはHよりもLの落ち度の方が大きく、民法第146条の規定による契約無効による損害の賠償については、Lは80%の責任を負い、Hは20%の責任を負うものと確定する根拠となる。

上記のとおり被告らの責任割合を判断した上で、契約無効による損害賠償の処理は以下の通りとする。

回廊の面積（道に隣接する部分）である 1.4 メートル× 5.4 メートル=7.56 平方メートルを家屋の面積の一部として計算することに同意しないとする L の主張はこれを容認する根拠がない。なぜなら 1997 年 12 月 27 日付の家屋譲渡契約書では L 自身が家屋の面積が 90 平方メートルであると確認している上、家屋価額評価委員会の調査結果によれば、家屋の面積は回廊部分の面積 7.56 平方メートルを含むものだからである。

そして、2004 年 12 月 14 日付の家屋価額評価報告書によると、当該家屋の価額は、敷地価額である 89.14 平方メートル×7,000 万ドンの 62 億 3,980 万ドンに家屋の価格 1 億 9,359 万 5,000 ドンを加えた合計 64 億 3,339 万 5,000 ドンである。そこから 1997 年 12 月の時点で L が受領した家屋売買の時価 15 億 5,000 万ドンを控除すると、48 億 8,339 万 5,000 ドンが価額変動の分（すなわち契約無効により生じた損害額）である。

L は全損害額の 80%を負担しなければならない=39 億 671 万 6,000 ドン

H は全損害額の 20%を負担しなければならない=9 億 7,667 万 9,000 ドン

契約が無効であるため、両者は相互に受け渡していた金額を返還し、かつ発生した損害について責任を負わなければならない。具体的には、タイ・H は、L 及び家屋賃貸借契約に列挙されている構成員に対し T 通り 215 番の家屋の全部を返還しなければならない。L は H に対して、54 億 5,671 万 6,000 ドン（1997 年に受け取った家屋代金 15 億 5,000 万ドン及び価格変動による損害額 39 億 671 万 6,000 ドンの合計）を支払わなければならない。

* 訴訟費用について

訴訟費用、訴訟手数料に関する 1997 年 6 月 12 日付政府令第 70/CP 第 7 条第 2 項に基づき、L は第一審訴訟費用 2,828 万 9,460 ドン、タイ・H は 514 万 3,540 ドンを負担しなければならない。ただし、両名とも訴訟費用の減免を申請し、それは住居地の公務所によって確認されているので、訴訟費用、訴訟手数料に関する政令 1997 年 6 月 12 日付の第 70/CP 第 13 条第 3 項に基づき、両者に対して上記訴訟費用の半額をそれぞれ免除する。よって、

L は、民事第一審訴訟費用 1,414 万 4,730 ドンを納付しなければならない。

タイ・H は、民事第一審訴訟費用 257 万 1,770 ドンを納付しなければならない。

N には、予納した訴訟費用 600 万ドンを返還する。

上記の根拠により

決定

1995年民法第131条、第136条、第146条及び第443条、幾つかの民事、婚姻及び家族紛争の解決作業における法律の適用について指導する最高人民裁判所裁判官評議会 2003年4月16日付決議01/2003/NQ-HDTP号第3条c並びに訴訟費用、訴訟手数料に関する1997年6月12日付政府令第70/CP第7条第2項及び同第13条第3項を適用し、以下のとおり宣告する。

1. ダオ・ビック・Lとタイ・Hとの間の1997年12月27日付H市D区T通り215番の家屋売買契約は無効な契約である。
2. タイ・Hは、H市D区T通り215番の家屋をグエン・ティ・N及び同家屋の賃貸借契約に列挙されている家族構成員、すなわちダオ・ティ・ビック・L、グエン・スアン・B、グエン・ズイ・D、グエン・バオ・N及びグエン・ティ・ビック・Hに返還しなければならない。
3. ダオ・ビック・Lがタイ・Hに元の家屋代金15億5,000万ドン及び損害額39億671万6,000ドンの合計54億5,671万6,000ドンを支払うことを命ずる。
4. タイ・Hの9億7,667万9,000ドンの損害賠償請求を棄却する。
5. 訴訟費用について：
 - ダオ・ビック・Lは、第一審訴訟費用1,414万4,730ドンを負担しなければならない、タイ・Hは第一審訴訟費用257万1,770ドンを負担しなければならない。
 - 原告には、H市D区判決執行機関に納付された2003年3月25日付第0776号の領収書記載の予納費用600万ドンを返還する。

本判決が法的効力を生じた後、判決執行権者が執行申立てを行い、本判決の履行をするべき者がその履行をしない場合には、その者は、未履行の金額につき国家銀行の規定する基準による利率にしたがって計算される、判決執行権者が判決執行申立てを行った日から

起算される遅延期間に応じた利息を負担しなければならない。

公判に出廷した当事者は、判決宣告の日から 15 日以内に限り、控訴することができる。
公判に欠席した当事者は判決書の交付を受けた日又は判決書が公示された日から 15 日以内に限り控訴することができる。

送付先：

第一審合議体の代表

- グエン・ティ・N

- ダオ・バー・D

- ダオ・ビク・L, タイ・H,

グエン・スアン・B, グエン・ズイ・D,

グエン・バオ・N, グエン・ティ・ビク

ク・H

- H市第一住宅経営公社

- H市人民検察院

裁判長

チュウ・テイ・T

保管：事務局，民事部，事件記録係

注：本件は 2005 年に審理が行われたものであるため、判決文には、判決執行申立権、判決執行義務及び判決執行期限についての記載はない。

～ 国際協力の現場から ～

モンゴル・調停制度強化プロジェクト

JICA長期専門家・弁護士

岡 英 男

1 プロジェクトの概要

私は、2010年5月から、モンゴルの首都ウランバートルにあるモンゴル最高裁判所に派遣されています。モンゴルに長期派遣される法整備支援分野でのJICA専門家としては3代目となります。モンゴルでは、最高裁判所をカウンターパートとする「調停制度強化プロジェクト」のアドバイザーとして、裁判所に調停制度を導入するという仕事をしています。

現在、モンゴルの裁判所では、調停が行われていません。したがって、どんな軽微な事件であっても、訴訟手続を経る必要があります。モンゴルでは最近離婚事件が増加傾向にあります。簡単な離婚事件であっても、必ず口頭弁論を開いた上で判決まで行う必要があります。

訴訟以外の選択肢がない現状のモンゴルの裁判制度は、当事者にとっては時間及び金銭面でのロスが大きく、裁判所にとっては事件数の増加に伴って裁判官を始めとする裁判所職員の負担が増加するという欠点があります。

訴訟以外の選択肢として調停を導入することによって、こうした現状を打開して、国民の利益を図り、裁判の効率化を実現することが期待されています。



2 モンゴルの法整備支援の経緯

JICAによるモンゴルの法整備支援は、1994年に、民法改正についての助言を行うため短期専門家が派遣されたのが始まりです。JICAの法整備支援のうち日本国内で著名なのはベトナムへの支援だと思いますが、ベトナム司法省からの要請で民法起草に対する助言等を行う短期専門家がベトナムに派遣された時期が、モンゴルの法整備支援の始まりと同じ1994年です。つまり、モンゴルは、もっとも初期の段階からJICAの法整備支援が行われていた国だといえます。

その後、1998年には土地の私有化を見据えた登記セミナーが開催されました。2004年か

ら2006年には法制度整備分野の長期専門家（弁護士）が派遣されました。この長期専門家の赴任期間中に、JICAの支援の下、これまでモンゴルには存在しなかった判例集の出版、立法能力向上のための研修、弁護士会調停センターの設置などが行われました。

さらに、2006年から2008年にかけて長期専門家（弁護士）が派遣され、法務内務省（モンゴル弁護士会）と共同で「モンゴル弁護士会強化プロジェクト」を実施しました。具体的には、弁護士名簿作成支援、弁護士会報作成支援、弁護士法改正の支援、弁護士会調停センターの活動支援、調停人の養成支援などを行いました。

これら2人の長期専門家が行ってきた活動が、現在私が携わっている「モンゴル調停制度強化プロジェクト」の実施につながっています。「モンゴル弁護士会強化プロジェクト」の終了と前後して、モンゴル国政府より、最高裁判所を中心に調停制度を取り入れていくための支援が新たに要請されました。これは、JICAの支援を通じて2006年に設置された、弁護士会調停センターの活動を知った最高裁判所からの「調停制度を裁判所に取り入れることができないか」との提案によるものでした。

それを受けて、2010年5月から、私が長期専門家として派遣され、「モンゴル調停制度強化プロジェクト」が始まりました。このプロジェクトは、以上の経緯からも御理解いただけたと思いますが、正に、諸先輩方の肩の上に乗っているプロジェクトと言えるように思います。本プロジェクト実施に至るまでの支援のステップ・アップを見ると、時間をかけて、その国に適合した法制度を整えていくことの重要性を改めて意識せざるを得ません。一つ一つ積み重ねながら現在まで引き続き実施されているという点で、モンゴルの法整備支援は、大変奥深いものだと思います。

なお、現時点（2010年10月時点）で、モンゴルの裁判所に対して法整備支援を行っている国際機関としては、JICAのほか、ドイツのGTZ（ドイツ技術協力公社）及び同じくドイツのハンス・ザイデル財団があります。ドイツのプロジェクトでは、裁判事務に対するモニタリングや、裁判所職員の各種研修などが行われています。

3 プロジェクトの目標

モンゴル全土の裁判所に調停制度が導入されるというのがプロジェクトの最終目標ということになるのですが、今回の「調停制度強化プロジェクト」は、全国展開までの準備期間と位置付けられています。そこで、2年6か月間が予定されている私の赴任期間内には、



次の4つの目標を達成することが求められています。

プロジェクトの一つ目の目標は、モンゴル国内に2か所のパイロットコートを設置し、そこで調停が実際に行われることです。

パイロットコートの場所は既に候補地が決まっており、1か所は首都ウランバートルの一地区であるバヤンズルフ区の第一審裁判所です。バヤン

ズルフ区は、首都ウランバートル市の東側に位置する区域です。この地域は、近年、郊外から首都への人口流入によって人口が急増しており、裁判所における事件数の増加が問題となっています。

もう1か所のパイロットコート候補地は、首都ウランバートルから北に200キロメートルほど離れた場所に位置するダルハンという都市の第一審裁判所です。ダルハン市は、モンゴル第2の都市（人口約12万人）です。ここは、モンゴル人の中では美人が多いと評判の土地だということです。ダルハンの裁判所では、事件数のうち、家事事件の占める割合が比較的多いなどの理由から、調停での解決に適した事件が多いと予想されています。ダルハンには、首都からそれなりに距離があるので、後に述べるワーキンググループの会議などには、半日かけてウランバートルまで裁判官や弁護士が集まってくれています。遠方から来る彼らの労力に見合うように、内容の充実した会議を行わなければといつも思っています。

プロジェクトの二つ目の目標は、調停人の資格等が定められ、調停人養成トレーナーや調停人が養成されることです。

この目標については、パイロットコートでの調停の実施と密接に関連しています。現時点（2010年10月時点）で、調停人候補者の公募が終わった段階であり、60名余りの応募者がいましたので、今後は彼らを調停人ないし調停人トレーナーとして養成していくこととなります。

プロジェクトの三つ目の目標は、パイロットコートでの調停業務のモニタリングが行われて、全国的な調停の導入に向けて情報が集積されることです。

これは、パイロットコートで調停が実際に動き出して以降の主要なテーマとなります。

プロジェクトの四つ目の目標は、弁護士会調停センターの機能が強化されることです。

これは、前回、前々回のプロジェクトから直接継続している内容でもあり、先輩方の植えた芽を大きく育てるように、裁判所だけでなく、弁護士会の調停についてもしっかりと支援しなければならないと心掛けています。

4 不安のまま迎えた初会議

これらのプロジェクトの目標を達成するために、何をすればよいのだろうか。私は、赴任当初、自分が何をすればよいのか全く分かりませんでした。一応自分なりに考えてみるのですが、テーマが大きすぎて、イメージすらつかめませんでした。そして、裁判所側に言われるままに、赴任直後に第1回のワーキンググループの会議を迎えました。

ところが、不安のまま迎えたこのワーキンググループ会議で、私はモンゴル側の調停制度導入に対する強い意気込みを感じることができました。とにかく、私に来るのを待ちわびていたという感じがしました。議論すべきテーマを提示するとワーキンググループのメンバーである裁判官や弁護士は、それぞれ積極的に発言し、自分たちで解決案を模索していました。そして、何とか結論を出し、差し当たって行うべきことが次々と見えてきました。

このようなモンゴル側の積極的な協力のお陰で、私の不安は徐々に減っていきました。もちろん、プロジェクトがうまくいくだろうかといった不安は今でも常にありますが、「何とかなるだろう。」と前向きに割り切りながら仕事をするようにしています。

先ほど少し述べましたが、先日第1回の調停人候補者の公募が終了し、弁護士を中心に60名余りの応募がありました。また、2010年9月中旬からは、ダルハンの裁判所では裁判官が自主的に実験的に調停を行い始めています。調停についてほとんど何もないところからここまで、2010年5月から2010年10月初めまでの4か月間（しかも7月と8月は夏休み）で制度づくりを行うというスピード感は、日本では味わえないものだと思います。このようにプロジェクトの進展が早い理由は、モンゴル側が真剣に調停制度の導入を望んでいることにあることは明らかです。プロジェクトを効果的に実施するためには、被援助国からの自主的かつ切実な要望に添った形で実施されることが必要だということを実感する毎日です。

5 具体的に何をしているのか？

私の具体的な活動内容ですが、現在はほぼ月に1回のペースで行われるワーキンググループ会議及び月に2～3回程度のペースで行われる小ワーキンググループ会議を中心にスケジュールを組んで活動しています。

ワーキンググループ会議は、プロジェクト全体の意思決定をする会議で、事前に私が作成する進行予定表にほぼ沿って議事が進んでいくのがこれまでの例です。1回の会議時間は2時間程度です。2010年9月末までに4回のワーキンググループ会議を行いました。このワーキンググループ会議のメンバーには、最高裁判事、控訴審裁判所判事、一審裁判所判事、弁護士、国立法律センター教官といった人たちが参加しています。メンバーが所属する裁判所・弁護士会は、ウランバートルとダルハンの両都市にまたがっています。

小ワーキンググループ会議は、例えば「調停人の研修」など特定のテーマで作業を進めるワーキンググループの中の部会で、4名から5名程度で構成されています。ワーキンググループ会議は最高裁判所民事部長が司会・進行役をしてくれていますが、こちらの会議は主に私が司会・進行をしています。

これらの会議の準備としては、必要な調査を行ったり資料を用意したりすることはもちろんですが、それ以外に、会議の組み立て方、具体的には、誰に何をしゃべらせるのか、誰にどの仕事を割り振るのか、誰に何を報告させるのかといったことを考えて、必要に応じてあらかじめ根回しなどもしています。

そのほか、弁護士会調停センターとの打合せを定期的に行うなど、裁判所以外の司法関係者との面会も行っています。また、調停制度導入に際して必要と思われる調査なども実施しています。例えば、先日は、パイロットコート候補地のバヤンズルフ区裁判所に赴いて窓口担当者の業務量を調査しました。訴状の受付や訴訟手続の案内を行っている裁判所情報部という部署の小部屋に入って、一人だけいる係員と丸1日一緒に過ごしました。係員にはさぞや窮屈な思いをさせただろうなと気の毒に思っていたのですが、後から聞くと、

モンゴルの公務員は上級庁による監査を受けることが非常に多らしく、仕事を観察されることには慣れているとのことでした。幸い余り私の存在は気になっていなかったかもしれません。ダルハンに出張したときには、ダルハンの裁判官・弁護士を対象に、調停に関する小セミナーを実施するなどしています。2010年10月末からは公募した調停人候補者に対する研修も始まりますので、研修プログラムの作成や、研修教材の作成といった作業も進めています。

プロジェクト開始から数か月しかたっていませんので断言はできませんが、現在、私が行っている仕事は、コーディネーターのような内容が多くを占めていると思います。いつも、いかにモンゴル側の意見を調整し、根回しをし、やる気を出させ、実際に動いてもらうかといったことを考えて行動しています。

また、「調停制度導入」という非常に大きな課題に対して、現地に常駐する専門家は私一人だけですので、どうしても様々な作業が（もともとの大ざっぱな性格の故もあって）大ざっぱな内容になりがちですし、（もともとの飽きっぽい性格の故もあって）一つの作業に余り時間をかけてもいられないことも多い状態です。しかし、こういった欠点を補うように、国内にはアドバイザーグループを結成していただいております（ICDの森永教官もメンバーに加わっていただいております）、適宜各種のアドバイスなどを頂戴できるので、非常に心強いです。

6 法整備支援に携わった感想など

「なぜ、モンゴルの法整備支援の仕事をするようになったのですか？」とよく尋ねられます。私は、2009年12月に、本プロジェクトの専門家募集広告を日弁連のホームページで偶然見るまで、法整備支援という仕事についてほとんど意識したことはありませんでした。当時は、「JICA」という言葉は知っていても、「JICA＝青年海外協力隊」といった程度の認識しかありませんでした。そのような状況でしたので、自分の頭の中で描いていた弁護士としての将来設計にも、当然ながら、法整備支援は入っていませんでした。要するに眼中になかったのです。

たまたま募集広告を見て、「モンゴルなんて行ったこともないし、この機会を逃したら今後行くとも思えない。」と全くの興味本位から応募したのですが、その結果、今モンゴルでこの原稿を書かせていただいています。

だから、冒頭のような御質問には、「モンゴルに引き寄せられる運命にあったからです。」とお答えするようにしています。

法整備支援を始め、実際に援助関係で働いている方々のお話を伺うと、昔から援助に興味を持ち、援助関係で働くために語学の習得を始めとする様々な努力をされてきた方が多いので、このようない



い加減？な経緯で実際に法整備支援に携わらせていただいているというのは大変申し訳なく、恥ずかしく思います。しかし、逆に、ほかの皆様に残れをとらないよう、少しでも皆様に追いつくことができるように努力しようと思っています。

実際にモンゴルで暮らしていると、モンゴルの悪い面も出てきますが、良い面や面白い面もたくさん見えてきます。また、偶然のきっかけで引き寄せられた法整備支援という仕事自体も、スケールの大きいやりがいのある仕事だと感じています。今では、モンゴルに来て本当に良かったと思いながら毎日を過ごしています。

このような気持ちで仕事ができるのは、アドバイザーグループの委員の先生方を始め、ICDの皆様、JICAその他関係者の皆様、モンゴルの皆様に、常に御協力・御指導いただいているからにはほかありません。皆様に感謝しつつ、毎日の仕事をしています。

－ 編 集 後 記 －

新婚旅行に行くまでの 30 年間、海外旅行はおろか飛行機にすら乗ったことがなかった。「国際」と名の付く仕事とはおよそ無縁の人生を歩んできたのです。そのような私が、国際協力部に異動になって半年余りが経ちました。仕事は、主に経理事務であり、普段は教官や他の専門官が本邦研修等を行うのを側面からサポートする業務です。しかし、それに限りません。本号に掲載しておりますネパールの本邦研修では、副担当として研修に関与しました。研修員の熱心さは私の想像以上であり、講義で得た知識などを少しでも多く自国に持ち帰り、自国の法制に役立てたいという強い意志が伝わってきます。そして、そのような生の国際協力の現場で、自分も国際協力的一端を担っていることに誇りを感じたのです。「国際協力」初心者の私ですが、これからも自分のできる国際協力を頑張っていこうと思います。

さて皆様、ICD-NEWS45号はいかがでしたでしょうか。

本号の「巻頭言」は、山下輝年国際協力部長の「法整備支援の醍醐味」です。教官経験がある初の部長を迎えることになり、短いとはいえ国際協力部 10 年を感じさせる出来事です。独特の着眼点で法整備支援の面白さを伝えておりますので、御一読ください。

「特集」はアジア監査制度セミナー（平成 22 年 8 月 30 日開催）です。今回は、海外の専門家を、中国（弁護士）・香港（弁護士）・韓国（大学院教授）・ベトナム（大学講師）からお迎えしました。実は、香港の専門家を除いて、皆さん日本語が堪能であり、専門分野のみならず、他言語習得に対する努力にも並々ならぬものがあると感じた次第です。また、社団法人日本監査役協会関西支部にこのセミナー案内をしましたところ、近隣のアジア諸国であることが興味を引いたのか、80 名近くの方々が参加してくださいました。折りしも今年の夏は記録的な猛暑に見舞われ、セミナー当日も大変な暑さでした。会議場は広い空間であり、「地球に優しい法整備支援」をモットーとする(?) ICD では室温 28 度設定ですから、エアコンは効きません。上着・ネクタイを外して報告・議論するというアジアらしい雰囲気となりました。

「国際研修」では、平成 22 年 7 月から 8 月にかけて実施しました中国・ネパール・東ティモールについて、担当教官から実施報告です。当部の活動の広がりを実感できると思います。

また、「国際研究」では、井関正裕弁護士（元裁判官）に「ベトナム判決書マニュアル作成支援」について御執筆願いました。支援の経緯からベトナムの判決の実情、支援の実際、マニュアル完成に至るまで、網羅的に分かる内容となっており、貴重な資料となるに違いありません。

さらに、「国際協力の現場から」では、JICA 長期専門家の岡英男弁護士に御執筆願いました。モンゴルで調停制度強化プロジェクトに至った経緯や、自ら抱いていた不安がモンゴル側の積極性と期待感の高さ、そしてスピード感で、徐々に解消されていく様子が展開されています。

最後になりましたが、お忙しい中、御寄稿いただきました皆様には厚くお礼申し上げます。今後とも更なる御協力を賜りますようお願い申し上げます。

国際協力専門官 守安 裕